

## 使用料、手数料等の取扱い(その1)について

使用料、手数料等の取扱い(その1)について、次のとおり提出する。

平成16年3月25日提出

大野郡5町2村合併協議会  
会長 芦刈幸雄

### 使用料、手数料等の取扱い(その1)について

- 1 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に考慮し、負担の公平性の原則から、適正な料金のあり方等について、新市において検討する。
- 2 手数料については、住民の一体性の確保、負担公平の原則を基本に合併時に統一する。

平成 年 月 日確認 大野郡5町2村合併協議会

# 大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目第16-1号  
大野郡5町2村合併協議会

担当部会【総務部会】

大項目	16. 使用料、手数料等の取扱い	中項目	1. 使用料の取扱い
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況						調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町

<b>【総務部会関係】</b>							<b>【専門部会・幹事会案】</b>																					
公営駐車場		村営駐車場使用料 有料駐車場（月極） 普通車 1区画 1月 3,000円 軽自動車 1区画 1月 3,000円 自動二輪、原付 1月 500円 自転車 1月 300円 有料駐車場（一時 2時間超1回に限る） 普通車 200円 軽自動車 200円 （ただし、1泊毎に倍額とする） 一般駐車場 2時間以内は無料	緒方町営駐車場 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <th colspan="3">月額使用料</th> </tr> <tr> <td></td> <th>普通自動車及び軽自動車</th> <th>2輪の小型自動車及び原動機付自動車</th> <th>自転車</th> </tr> <tr> <td>緒方町営駅前駐車場</td> <td>3,500円</td> <td>500円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>緒方町営下自在駐車場</td> <td>1,500円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>緒方町営桑原駐車場</td> <td>1,500円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 上記金額に1.05を乗じた額(この額に10円未満の端数が生じた場合は切捨て)		月額使用料				普通自動車及び軽自動車	2輪の小型自動車及び原動機付自動車	自転車	緒方町営駅前駐車場	3,500円	500円	300円	緒方町営下自在駐車場	1,500円			緒方町営桑原駐車場	1,500円						町営駐車場使用料(駅) (月極) 県道側 1区画 1ヶ月3,600円 鉄道線路側 1区画 1ヶ月2,600円 (一時) 一回につき310円(ただし、一夜毎に310円追加)	使用料については、原則として現行のとおりとする。 ただし、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に考慮し、負担の公平性の原則から、適正な料金のあり方等について新市において検討する。
	月額使用料																											
	普通自動車及び軽自動車	2輪の小型自動車及び原動機付自動車	自転車																									
緒方町営駅前駐車場	3,500円	500円	300円																									
緒方町営下自在駐車場	1,500円																											
緒方町営桑原駐車場	1,500円																											

<b>【民生部会関係】</b>																																																																																
葬祭場使用料	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> <tr> <td>大野地域広域圏中の三重町、清川村、千歳村、犬飼町、野津町の町村民</td> <td>死産児、胎児、肢体の一部及び胎盤、改葬遺骸等 5,000円 上記以外の者の死亡者 10,000円</td> </tr> <tr> <td>上記の住民以外の者</td> <td>死産児、胎児、肢体の一部及び胎盤、改葬遺骸等 10,000円 上記以外の者の死亡者 25,000円</td> </tr> </table> 左に同じ	区分	使用料	大野地域広域圏中の三重町、清川村、千歳村、犬飼町、野津町の町村民	死産児、胎児、肢体の一部及び胎盤、改葬遺骸等 5,000円 上記以外の者の死亡者 10,000円	上記の住民以外の者	死産児、胎児、肢体の一部及び胎盤、改葬遺骸等 10,000円 上記以外の者の死亡者 25,000円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">時間及び棺の種類</th> <th colspan="3">使用料</th> </tr> <tr> <th>死亡者が管内在住者</th> <th>感染病による死亡者</th> <th>死亡者が管外在住者</th> </tr> <tr> <td>12歳以上の者の死亡者</td> <td>寝 棺</td> <td>一体につき 10,000円</td> <td>一体につき 12,000円</td> <td>一体につき 35,000円</td> </tr> <tr> <td>12歳未満の者の死亡者</td> <td>寝 棺</td> <td>一体につき 9,000円</td> <td>一体につき 12,000円</td> <td>一体につき 30,000円</td> </tr> <tr> <td>死産児、肢体の一部及び胎盤</td> <td></td> <td>一体につき 7,000円</td> <td>一体につき 12,000円</td> <td>一体につき 20,000円</td> </tr> <tr> <td>改葬</td> <td></td> <td>一体につき 7,000円</td> <td></td> <td>一体につき 20,000円</td> </tr> <tr> <td>告別室で葬儀を行う場合</td> <td>2時間</td> <td colspan="2">15,000円</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>安置室で通夜を行う場合</td> <td>1夜</td> <td colspan="2">15,000円</td> <td>35,000円</td> </tr> </table>	区分	時間及び棺の種類	使用料			死亡者が管内在住者	感染病による死亡者	死亡者が管外在住者	12歳以上の者の死亡者	寝 棺	一体につき 10,000円	一体につき 12,000円	一体につき 35,000円	12歳未満の者の死亡者	寝 棺	一体につき 9,000円	一体につき 12,000円	一体につき 30,000円	死産児、肢体の一部及び胎盤		一体につき 7,000円	一体につき 12,000円	一体につき 20,000円	改葬		一体につき 7,000円		一体につき 20,000円	告別室で葬儀を行う場合	2時間	15,000円		35,000円	安置室で通夜を行う場合	1夜	15,000円		35,000円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> <tr> <td>大野地域広域圏中の三重町、清川村、千歳村、犬飼町、野津町の町村民</td> <td>死産児、胎児、肢体の一部及び胎盤、改葬遺骸等 5,000円 上記以外の者の死亡者 10,000円</td> </tr> <tr> <td>上記の住民以外の者</td> <td>死産児、胎児、肢体の一部及び胎盤、改葬遺骸等 10,000円 上記以外の者の死亡者 25,000円</td> </tr> </table> 左に同じ	区分	使用料	大野地域広域圏中の三重町、清川村、千歳村、犬飼町、野津町の町村民	死産児、胎児、肢体の一部及び胎盤、改葬遺骸等 5,000円 上記以外の者の死亡者 10,000円	上記の住民以外の者	死産児、胎児、肢体の一部及び胎盤、改葬遺骸等 10,000円 上記以外の者の死亡者 25,000円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="4">大野町火葬場使用料</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>町内在住者</th> <th>町外在住者</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>大人</td> <td>10,000円</td> <td>25,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>7,000円</td> <td>20,000円</td> <td>12歳未満(死産児・胎児を含む)</td> </tr> <tr> <td>肢体</td> <td>7,000円</td> <td>10,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>改葬</td> <td>7,000円</td> <td>10,000円</td> <td></td> </tr> </table>	大野町火葬場使用料				種別	町内在住者	町外在住者	備考	大人	10,000円	25,000円		小人	7,000円	20,000円	12歳未満(死産児・胎児を含む)	肢体	7,000円	10,000円		改葬	7,000円	10,000円			
区分	使用料																																																																															
大野地域広域圏中の三重町、清川村、千歳村、犬飼町、野津町の町村民	死産児、胎児、肢体の一部及び胎盤、改葬遺骸等 5,000円 上記以外の者の死亡者 10,000円																																																																															
上記の住民以外の者	死産児、胎児、肢体の一部及び胎盤、改葬遺骸等 10,000円 上記以外の者の死亡者 25,000円																																																																															
区分	時間及び棺の種類	使用料																																																																														
		死亡者が管内在住者	感染病による死亡者	死亡者が管外在住者																																																																												
12歳以上の者の死亡者	寝 棺	一体につき 10,000円	一体につき 12,000円	一体につき 35,000円																																																																												
12歳未満の者の死亡者	寝 棺	一体につき 9,000円	一体につき 12,000円	一体につき 30,000円																																																																												
死産児、肢体の一部及び胎盤		一体につき 7,000円	一体につき 12,000円	一体につき 20,000円																																																																												
改葬		一体につき 7,000円		一体につき 20,000円																																																																												
告別室で葬儀を行う場合	2時間	15,000円		35,000円																																																																												
安置室で通夜を行う場合	1夜	15,000円		35,000円																																																																												
区分	使用料																																																																															
大野地域広域圏中の三重町、清川村、千歳村、犬飼町、野津町の町村民	死産児、胎児、肢体の一部及び胎盤、改葬遺骸等 5,000円 上記以外の者の死亡者 10,000円																																																																															
上記の住民以外の者	死産児、胎児、肢体の一部及び胎盤、改葬遺骸等 10,000円 上記以外の者の死亡者 25,000円																																																																															
大野町火葬場使用料																																																																																
種別	町内在住者	町外在住者	備考																																																																													
大人	10,000円	25,000円																																																																														
小人	7,000円	20,000円	12歳未満(死産児・胎児を含む)																																																																													
肢体	7,000円	10,000円																																																																														
改葬	7,000円	10,000円																																																																														

総合福祉センター			朝地町総合福祉センター <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>名称</th> <th>単位</th> <th>目的</th> <th>使用料</th> </tr> <tr> <td>朝地町総合福祉研修室</td> <td>1時間までごとに</td> <td>一般使用</td> <td>630円 冷暖房使用の場合は、1時間当たり1,000円追加</td> </tr> <tr> <td>朝地町総合福祉小会議室</td> <td>"</td> <td>一般使用</td> <td>210円 冷暖房使用の場合は、1時間当たり500円追加</td> </tr> <tr> <td>朝地町総合福祉センター休養室及び介護者教育室</td> <td>"</td> <td>一般使用</td> <td>210円 冷暖房使用の場合は、1時間当たり500円追加</td> </tr> </table>	名称	単位	目的	使用料	朝地町総合福祉研修室	1時間までごとに	一般使用	630円 冷暖房使用の場合は、1時間当たり1,000円追加	朝地町総合福祉小会議室	"	一般使用	210円 冷暖房使用の場合は、1時間当たり500円追加	朝地町総合福祉センター休養室及び介護者教育室	"	一般使用	210円 冷暖房使用の場合は、1時間当たり500円追加			
名称	単位	目的	使用料																			
朝地町総合福祉研修室	1時間までごとに	一般使用	630円 冷暖房使用の場合は、1時間当たり1,000円追加																			
朝地町総合福祉小会議室	"	一般使用	210円 冷暖房使用の場合は、1時間当たり500円追加																			
朝地町総合福祉センター休養室及び介護者教育室	"	一般使用	210円 冷暖房使用の場合は、1時間当たり500円追加																			

# 大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

**協定項目第16-1号**  
大野郡5町2村合併協議会

担当部会【総務部会】

大項目	16. 使用料、手数料等の取扱い	中項目	1. 使用料の取扱い	
協議の結果				

小項目	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容																	
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町																		
老人福祉センター					・ 大野町老人福祉センター 福祉センター本来の目的達成使用の場合 無料 社会福祉団体等使用の場合 無料 上記以外の使用料																				
					<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td rowspan="2">利用時間</td> <td>2時間以内</td> <td>4時間以内</td> <td>4時間を超えるとき</td> <td colspan="2">冷暖房料</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2時間以内</td> <td>2時間を超え30分ごと</td> </tr> <tr> <td>集会室 娯楽室</td> <td>300円</td> <td>500円</td> <td>600円</td> <td>1,000円</td> <td>100円</td> </tr> </table> (表の額に消費税相当額を加算した額)	利用時間	2時間以内	4時間以内	4時間を超えるとき	冷暖房料					2時間以内	2時間を超え30分ごと	集会室 娯楽室	300円	500円	600円	1,000円	100円			
利用時間	2時間以内	4時間以内	4時間を超えるとき	冷暖房料																					
				2時間以内	2時間を超え30分ごと																				
集会室 娯楽室	300円	500円	600円	1,000円	100円																				
生活福祉センター				・ 憩いの村																					
				<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>単位</th> <th>目的</th> <th>利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>憩いの村 1階研修室</td> <td>1時間まで ごとに</td> <td>一般使用</td> <td>630円 (冷暖房使用の場合は1時間当たり 1,000円追加)</td> </tr> <tr> <td>陶芸室</td> <td>1時間まで ごとに</td> <td>陶芸作品 製作</td> <td>630円</td> </tr> </tbody> </table> (陶芸室電気釜の利用に伴う光熱費は、利用者が負担)	施設の名称	単位	目的	利用料	憩いの村 1階研修室	1時間まで ごとに	一般使用	630円 (冷暖房使用の場合は1時間当たり 1,000円追加)	陶芸室	1時間まで ごとに	陶芸作品 製作	630円									
施設の名称	単位	目的	利用料																						
憩いの村 1階研修室	1時間まで ごとに	一般使用	630円 (冷暖房使用の場合は1時間当たり 1,000円追加)																						
陶芸室	1時間まで ごとに	陶芸作品 製作	630円																						
老人憩いの家	・ 三重町老人憩いの家  原則として無料		・ 緒方町長湯憩いの家 ・ 緒方町老人憩いの家 ・ 上冬原老人憩いの家 ・ 中野老人憩いの家 ・ 下徳田老人憩いの家  原則として無料			・ 千歳村老人憩いの家  1時間当たり使用料 村内者 200円 村外者 600円 (上記に百分の五を乗じて得た額)	・ 犬飼老人憩いの家 ・ 小福手老人憩いの家 ・ 下農部老人憩いの家  原則として無料 ただし、老人(60歳以上)団体以外の団体については、徴収 4時間以上8時間未満 1,000円 4時間未満 500円																		
老人軽作業所		・ 清川村いきいき老人軽作業所 ・ 清川村六種老人軽作業所 1時間当たり 315円 (高齢者生活福祉センター事業による利用は除く)  ・ 清川村白山老人軽作業所 原則として無料	・ 徳田軽作業所  原則として無料	・ 朝地町鳥屋老人軽作業所 ・ 朝地町中尾塚老人軽作業所 ・ 朝地町綿田老人軽作業所 ・ 朝地町池田老人軽作業所 ・ 朝地町朝地老人軽作業所  原則として無料	・ 大野町老人軽作業所 (老人福祉センター内) 原則として無料	・ 千歳村老人軽作業所  原則として無料	・ 犬飼町老人軽作業所 (犬飼町社会福祉協議会に管理委託) 原則として無料																		
健康増進施設					・ 大野町健康増進施設ふれあい館 (高齢者入浴施設) 1人1回につき200円																				

# 大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目第16-1号  
大野郡5町2村合併協議会

担当部会【総務部会】

大項目	16. 使用料、手数料等の取扱い	中項目	1. 使用料の取扱い
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況						調整の具体的内容																																																														
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村		犬飼町																																																													
隣保館					・ 大野町隣保館 <table border="1" style="font-size: small; width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>時間</th> <th>室使用料</th> <th>冷暖房料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">小会議室</td> <td>9時から13時まで</td> <td>500円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>13時から17時まで</td> <td>500円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>17時から22時まで</td> <td>700円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">生活改善室</td> <td>9時から17時まで</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>13時から22時まで</td> <td>1,200円</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td>9時から22時まで</td> <td>1,700円</td> <td>3,200円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガス又は特別に電力を必要な場合は、実費相当額を加算</li> <li>・ 入場料、会費、会場整理費等徴収又は営利目的は、倍額</li> <li>・ 休日に当たる日の場合は、2割増</li> <li>・ 町外の個人又は団体は、5割増</li> <li>・ 料金は、消費税相当額を加算</li> </ul>	区分	時間	室使用料	冷暖房料	小会議室	9時から13時まで	500円	1,000円	13時から17時まで	500円	1,000円	17時から22時まで	700円	1,200円	生活改善室	9時から17時まで	1,000円	2,000円	13時から22時まで	1,200円	2,200円	9時から22時まで	1,700円	3,200円																																								
区分	時間	室使用料	冷暖房料																																																																		
小会議室	9時から13時まで	500円	1,000円																																																																		
	13時から17時まで	500円	1,000円																																																																		
	17時から22時まで	700円	1,200円																																																																		
生活改善室	9時から17時まで	1,000円	2,000円																																																																		
	13時から22時まで	1,200円	2,200円																																																																		
	9時から22時まで	1,700円	3,200円																																																																		
コミュニティセンター					・ 大野町コミュニティセンター <table border="1" style="font-size: small; width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>時間</th> <th>室使用料</th> <th>冷暖房料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">大集会室</td> <td>9時から13時まで</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>13時から17時まで</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>17時から22時まで</td> <td>3,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>9時から17時まで</td> <td>4,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>13時から22時まで</td> <td>5,000円</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">小集会室</td> <td>9時から22時まで</td> <td>7,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>9時から13時まで</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>13時から17時まで</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>17時から22時まで</td> <td>1,400円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>9時から17時まで</td> <td>2,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">研修室 和室</td> <td>13時から22時まで</td> <td>2,400円</td> <td>4,400円</td> </tr> <tr> <td>9時から22時まで</td> <td>3,400円</td> <td>6,400円</td> </tr> <tr> <td>9時から13時まで</td> <td>500円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>13時から17時まで</td> <td>500円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>17時から22時まで</td> <td>700円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3"></td> <td>9時から17時まで</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>13時から22時まで</td> <td>1,200円</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td>9時から22時まで</td> <td>1,700円</td> <td>3,200円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガス又は特別に電力を必要な場合は、実費相当額を加算</li> <li>・ 入場料、会費、会場整理費等徴収又は営利目的は、倍額</li> <li>・ 休日に当たる日の場合は、2割増</li> <li>・ 町外の個人又は団体は、5割増</li> <li>・ 料金は、消費税相当額を加算</li> </ul>	区分	時間	室使用料	冷暖房料	大集会室	9時から13時まで	2,000円	3,000円	13時から17時まで	2,000円	3,000円	17時から22時まで	3,000円	4,000円	9時から17時まで	4,000円	6,000円	13時から22時まで	5,000円	7,000円	小集会室	9時から22時まで	7,000円	10,000円	9時から13時まで	1,000円	2,000円	13時から17時まで	1,000円	2,000円	17時から22時まで	1,400円	2,400円	9時から17時まで	2,000円	4,000円	研修室 和室	13時から22時まで	2,400円	4,400円	9時から22時まで	3,400円	6,400円	9時から13時まで	500円	1,000円	13時から17時まで	500円	1,000円	17時から22時まで	700円	1,200円		9時から17時まで	1,000円	2,000円	13時から22時まで	1,200円	2,200円	9時から22時まで	1,700円	3,200円		
区分	時間	室使用料	冷暖房料																																																																		
大集会室	9時から13時まで	2,000円	3,000円																																																																		
	13時から17時まで	2,000円	3,000円																																																																		
	17時から22時まで	3,000円	4,000円																																																																		
	9時から17時まで	4,000円	6,000円																																																																		
	13時から22時まで	5,000円	7,000円																																																																		
小集会室	9時から22時まで	7,000円	10,000円																																																																		
	9時から13時まで	1,000円	2,000円																																																																		
	13時から17時まで	1,000円	2,000円																																																																		
	17時から22時まで	1,400円	2,400円																																																																		
	9時から17時まで	2,000円	4,000円																																																																		
研修室 和室	13時から22時まで	2,400円	4,400円																																																																		
	9時から22時まで	3,400円	6,400円																																																																		
	9時から13時まで	500円	1,000円																																																																		
	13時から17時まで	500円	1,000円																																																																		
	17時から22時まで	700円	1,200円																																																																		
	9時から17時まで	1,000円	2,000円																																																																		
	13時から22時まで	1,200円	2,200円																																																																		
	9時から22時まで	1,700円	3,200円																																																																		
集会所	・ 嶋田集会所  原則として無料 ただし、営利を目的とするもの又はこれに準ずるものである場合は、徴収する 8時から17時まで 420円 17時から22時まで 530円				・ 辻集会所 ・ 南集会所 ・ 北集会所  原則として無料 (原則的には、当該集会所の地区住民のみの使用)																																																																

# 大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

**協定項目第16-1号**  
大野郡5町2村合併協議会

担当部会【総務部会】

大項目	16. 使用料、手数料等の取扱い	中項目	1. 使用料の取扱い
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容																	
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町																		
集会所								・ 犬飼集会所 1回 1,030円 (1室 520円) 公共団体が使用するときは、減免 することができる (総務部会対応)																	
母子健康センター				・ 朝地町母子健康センター 1時間までごとに 210円  冷暖房使用の場合は 1時間当たり500円追加																					
介護予防拠点施設	介護予防拠点施設 ・ ひなたぼっこ (1時間につき) 研修室 300円 和室 200円 (町長の認めによる減免有り)	介護予防拠点施設 ・ 清川村介護予防拠点センター <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse; text-align: left;"> <tr> <td>利用施設</td> <td>半日以下</td> <td>半日から1日</td> </tr> <tr> <td>施設全体</td> <td>1575円</td> <td>3150円</td> </tr> <tr> <td>1室当(調理室を有)</td> <td>630円</td> <td>1260円</td> </tr> <tr> <td>1室当(調理室を無)</td> <td>315円</td> <td>630円</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>420円</td> <td>840円</td> </tr> <tr> <td>浴室(1人)</td> <td colspan="2">105円</td> </tr> </table> 清川村、社協等による福祉目的免除可	利用施設	半日以下	半日から1日	施設全体	1575円	3150円	1室当(調理室を有)	630円	1260円	1室当(調理室を無)	315円	630円	調理室	420円	840円	浴室(1人)	105円		介護予防拠点施設 ・ 越生いきいきサロン  原則として無料				介護予防拠点施設 ・ 犬飼町ふれあいセンター  原則として無料
利用施設	半日以下	半日から1日																							
施設全体	1575円	3150円																							
1室当(調理室を有)	630円	1260円																							
1室当(調理室を無)	315円	630円																							
調理室	420円	840円																							
浴室(1人)	105円																								

**【文教部会関係】(詳細は別添のとおり)**

学校施設使用料			長谷川小学校、上緒方小学校、小富士小学校、緒方小学校 (屋外運動場、校舎及び屋内運動場) 緒方中学校 (屋外運動場、校舎及び屋内運動場、柔剣道場、クラブハウス)	朝地小学校 (校庭、体育館) 朝地中学校 (校庭、体育館、武道場、テニスコート)		千歳中学校 (屋内運動場)	
中央公民館使用料	三重町中央公民館	清川村中央公民館	緒方町立中央公民館	朝地町公民館	大野町中央公民館	千歳村中央公民館	犬飼町中央公民館
地区公民館使用料	菅尾地区公民館 白山地区公民館		上緒方地区公民館 小富士地区公民館				
久部ふるさとセンター使用料	久部ふるさとセンター						
大原総合体育館使用料	大原総合体育館						
陸上競技場使用料	町営陸上競技場 (三重町総合グラウンド内)						
多目的グラウンド使用料	多目的グラウンド (サン・スポーツランドみえ内)	多目的グラウンド (清川村総合運動場内)	多目的広場 (緒方町総合運動公園内) 上緒方運動場	多目的グラウンド (朝地町民グラウンド)	多目的グラウンド (大野町総合運動公園内)	多目的広場 (千歳村総合運動公園内)	町民グラウンド (犬飼町総合グラウンド内)



# 協議事項に係る参考資料

協定項目第16-1号

大野郡5町2村合併協議会

## 学校施設使用料

### 【 緒 方 町 】

#### 照 明 施 設 使 用 料

区 分	単 位	金 額	備 考
屋内運動場	1時間	500円	1時間を超えて使用する場合は、30分ごとに150円を加算する。
屋外運動場及び校舎専用講堂	1時間	1,000円	緒方町に住所を有しない者の使用料は、使用料総額に別途3,000円を加算する。
緒方中学校柔剣道場	1時間	300円	1時間を超えて使用する場合は、30分ごとに50円を加算する。
クラブハウス	1時間	500円	緒方町に住所を有しない者の使用料は、使用料総額に別途2,000円を加算する。
	1泊	8,000円	

#### 冷 暖 房 施 設 使 用 料

区 分	単 位	金 額	備 考
校舎専用講堂	1時間	2,000円	使用時間が1時間未満であっても1時間とする。
クラブハウス	1時間	400円	使用時間が1時間未満であっても1時間とする。

使用者が照明施設及び冷暖房施設を使用するときは、上記の定める使用料に1.05を乗じた額を納付しなければならない。  
減免措置あり

### 【 朝 地 町 】

行政財産の名称	単 位	使 用 料
町内各学校体育館	1時間までごとに	315円
町内各学校校庭	1時間までごとに	210円
中学校テニスコート	1時間までごとに	町内 315円
		町外 1,050円
	照明施設使用 1時間までごとに	町内 525円 町外 2,100円
中学校武道場	1時間までごとに	210円

一部減免措置あり

### 【 千 歳 村 】

施設使用料	村内使用者	無 料
	村外使用者	1時間当たり 500円
照明使用料	1時間当たり 500円	

使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。  
開放施設を使用しようとするものは、上記に定める使用料に100の105を乗じて得た額を申請時に教育委員会に納めなければならない。  
減免措置あり

# 協議事項に係る参考資料

協定項目第16-1号

大野郡5町2村合併協議会

## 中央公民館使用料

### 【 三 重 町 】

区 分	時 間	使 用 料	冷暖房料金
体 育 館	8時～12時	2,500円	2,000円
	12時～17時	3,000円	2,000円
	17時～22時	3,500円	2,000円
	8時～17時	5,500円	4,000円
	12時～22時	6,500円	4,000円
	8時～22時	9,000円	6,000円
講 座 室 美術工作室 調理実習室	8時～12時	700円	400円
	12時～17時	800円	400円
	17時～22時	700円	400円
	8時～17時	1,400円	800円
第1会議室 老人室 和 室	12時～22時	1,500円	800円
	8時～22時	2,200円	1,200円
	8時～12時	500円	300円
	12時～17時	500円	300円
第2会議室 研 修 室	17時～22時	600円	300円
	8時～17時	1,000円	600円
	12時～22時	1,100円	600円
	8時～22時	1,600円	900円
第3会議室 団 体 室 幼 児 室	8時～12時	400円	200円
	12時～17時	400円	200円
	17時～22時	500円	200円
	8時～17時	800円	400円
映 写 機	12時～22時	900円	400円
	8時～22時	1,300円	600円
	8時～12時	200円	100円
	12時～17時	200円	100円
幼 児 室	17時～22時	300円	100円
	8時～17時	400円	200円
	12時～22時	500円	200円
	8時～22時	700円	300円
映 写 機	1回(5時間以内)	500円	

- 1 入場料又は会費等を徴収し、又は営利を目的として使用する場合は定額の倍額とする。ただし、興行を目的として使用する場合は定額の3倍とする。
- 2 ガス設備を使用する場合は、ガス代の実費を徴収する。
- 3 使用時間を延長した場合は、次の時間帯の1時間当たり料金に延長時間を乗じた額を加算する。(1時間に満たない場合も1時間とする。)
- 4 使用料1区間に満たない場合でも使用料は減免しない。
- 5 映写機、拡声装置を使用する場合は、1回を5時間以内とする。(使用時間を延長した場合は、1時間当たり100円を加算する。1時間に満たない場合も1時間とする。)
- 6 この表に定められていない施設及び設備を使用する場合の使用料は、別に館長が定める。

公民館の施設及び設備を使用しようとするものは、上記に定める額に1.05を乗じて得た額の使用料を納付しなければならない。  
減免措置あり

### 【 清 川 村 】

室 名	時 間	使 用 料	暖房料金
大集会室	8時30分～12時	520円	0円
	13時～17時	520円	
	17時～20時	620円	
	8時30分～20時	1,030円	
調理実習室	8時30分～12時	520円	260円
	13時～17時	520円	
	17時～20時	620円	
第1会議室	8時30分～20時	1,030円	
	8時30分～12時	310円	260円
	13時～17時	310円	
	17時～20時	520円	
視聴覚室	8時30分～20時	720円	
	8時30分～12時	310円	260円
	13時～17時	310円	
	17時～20時	520円	
図 書 室	8時30分～20時	720円	
	8時30分～12時	210円	260円
	13時～17時	210円	
	17時～20時	410円	
二階和室	8時30分～20時	620円	
	8時30分～12時	310円	260円
	13時～17時	310円	
	17時～20時	520円	
老 人 室	8時30分～20時	720円	
	8時30分～12時	310円	260円
	13時～17時	310円	
	17時～20時	520円	
青年婦人室	8時30分～20時	720円	
	8時30分～12時	310円	260円
	13時～17時	310円	
	17時～20時	520円	
	8時30分～20時	720円	

減免措置あり

### 【 緒 方 町 】

室 名	時 間	使 用 料	冷暖房料金
大集会室 (ホール)	8時30分～12時	2,000円	2,000円
	13時～17時	2,000円	
	17時～20時	3,000円	
	8時30分～20時	5,500円	
調理実習室	8時30分～12時	1,000円	600円
	13時～17時	1,000円	
	17時～20時	1,000円	
	8時30分～20時	2,500円	
1階和室 (談話室)	8時30分～12時	600円	600円
	13時～17時	600円	
	17時～20時	800円	
	8時30分～20時	1,700円	
研 修 室	8時30分～12時	600円	600円
	13時～17時	600円	
	17時～20時	800円	
	8時30分～20時	1,700円	
2階和室	8時30分～12時	600円	600円
	13時～17時	600円	
	17時～20時	800円	
	8時30分～20時	1,700円	
会 議 室	8時30分～12時	600円	600円
	13時～17時	600円	
	17時～20時	800円	
	8時30分～20時	1,700円	
特 別 室	8時30分～12時	600円	600円
	13時～17時	600円	
	17時～20時	800円	
	8時30分～20時	1,700円	

公民館の許可を受けた者は、上記に定める使用料に1.05を乗じた額を納入しなければならない。  
結婚式場として使用する場合は、上記にかかわらず25,000円を納入しなければならない。  
冷暖房費用は、使用時間に1時間未満の端数が生じたときは30分に、30分以上は1時間に切り上げる。

減免措置あり

# 協議事項に係る参考資料

協定項目第16-1号

大野郡5町2村合併協議会

## 中央公民館使用料

### 【朝地町】

公の施設の名称	使用料	冷暖房使用料	
公民館	研修室(大)	1時間までごとに420円	1時間までごとに500円
	研修室(小)	1時間までごとに210円	1時間までごとに500円
	視聴覚室兼研修室	1時間までごとに210円	1時間までごとに500円
	調理実習室(小)	1時間までごとに210円	1時間までごとに500円
	ホール	1時間までごとに630円	1時間までごとに1,000円
自然休養村管理センター	和室(大)	1時間までごとに420円	1時間までごとに500円
	和室(小)	1時間までごとに210円	1時間までごとに500円
	研修室	1時間までごとに210円	1時間までごとに500円
	茶室	1時間までごとに210円	1時間までごとに500円
	ホール・研修室(結婚式)	1回 31,500円	1回 7,000円

減免措置あり

### 【大野町】

使用室名	基本金額	冷暖房使用中の金額	使用時間
大集会室	2,000円	基本金額の4割増し	午前9時から午後10時までの間で1回につき4時間以内とする。
講座室	500円		
和室	500円		
視聴覚室	500円		
調理実習室	500円		
婦人研究室	500円		
青年研修室	500円		

#### 備考

- (1) 各種の団体、組合等でも入場料又はこれにかかわる会費、月謝等を徴収し、営利を目的として使用する場合は、定額の倍額とする。
- (2) ガス又は特別に電力を必要とするものに対しては、使用料の実費を加算する。
- (3) 土曜日並びに日曜日又は祝日の使用料は、定額の2倍増しとする。
- (4) 料金は、表に定める額に消費税相当額を加算した額とする。  
減免措置あり

### 【千歳村】

区分	1時間当たり使用料	1時間当たり冷暖房料金
公民館ホール	500円	500円
老人幼児室	100円	100円
調理室	300円	100円
小会議室	100円	100円
中会議室	200円	200円
研修室(小)	100円	100円
研修室(大)	200円	200円

- 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。  
公民館の施設及び設備を利用しようとするものは、上記に定める。  
使用料に100分の105を乗じて得た額を納入するものとする。  
減免措置あり

### 【犬飼町】

区分	単位	金額
大集会室	8時~22時	1時間 525円
	冷房料	1時間 1,050円
	暖房料	1時間 735円
その他の会議室	8時~22時	1時間 210円
	冷房料	1時間 580円
	暖房料	1時間 420円

#### 備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 2 卓球、バドミントン、体育等のためしようするときは、1時間当たり1人50円とする。
- 3 町外の公的団体以外の団体が使用するときは、この金額の倍額とする。  
減免措置あり

# 協議事項に係る参考資料

協定項目第16-1号

大野郡5町2村合併協議会

## 地区公民館使用料

【三重町】

菅尾公民館・白山公民館

区分	時間	使用料
地区公民館 1室当たり	8時～12時	300円
	12時～17時	300円
	17時～22時	400円
	8時～17時	600円
	12時～22時	700円
	8時～22時	1,000円
	宿泊 (24時間以内)	1,500円

- 1 入場料又は会費等を徴収し、又は営利を目的として使用する場合は定額の倍額とする。ただし、興行を目的として使用する場合は定額の3倍とする。
- 2 ガス設備を使用する場合は、ガス代の実費を徴収する。
- 3 使用時間を延長した場合は、次の時間帯の1時間当たり料金に延長時間を乗じた額を加算する。(1時間に満たない場合も1時間とする。)
- 4 使用料1区間に満たない場合でも使用料は減免しない。
- 5 映写機、拡声装置を使用する場合は、1回を5時間以内とする。(使用時間を延長した場合は、1時間当たり100円を加算する。1時間に満たない場合も1時間とする。)
- 6 この表に定められていない施設及び設備を使用する場合の使用料は、別に館長が定める。

公民館の施設及び設備を使用しようとするものは、上記に定める額に

- 1.05を乗じて得た額の使用料を納付しなければならない。  
減免措置あり

【緒方町】

上緒方地区公民館・小富士地区公民館

室名	時間	使用料	冷暖房料金
集会室 (ホール)	8時30分～12時	800円	1,500円
	13時～17時	800円	
	17時～20時	900円	
	8時30分～20時	2,300円	
調理実習室	8時30分～12時	900円	400円
	13時～17時	900円	
	17時～20時	900円	
	8時30分～20時	2,300円	
研修室	8時30分～12時	500円	400円
	13時～17時	500円	
	17時～20時	700円	
	8時30分～20時	1,500円	
和室	8時30分～12時	500円	400円
	13時～17時	500円	
	17時～20時	700円	
	8時30分～20時	1,500円	

公民館の許可を受けた者は、上記に定める使用料に1.05を乗じた額を納入しなければならない。

結婚式場として使用する場合は、上記にかかわらず25,000円を納入しなければならない。

冷暖房費用は、使用時間に1時間未満の端数が生じたときは30分に、30分以上は1時間に切り上げる。

減免措置あり

## 久部ふるさとセンター使用料

【三重町】

区分	時間	使用料
校舎 講堂	8時～12時	300円
	12時～17時	300円
	17時～22時	400円
	宿泊 (24時間以内)	1,500円
グラウンド	時間制限なし (1日貸し切り共)	無料

センターを利用するものは、上記に定める額に1.05を乗じて得た額の使用料を納付しなければならない。

減免措置あり

# 協議事項に係る参考資料

協定項目第16-1号

大野郡5町2村合併協議会

## 大原総合体育館使用料

### 【 三 重 町 】

#### (1) メインアリーナ及びサブアリーナ

種 別	利用区分	利用料金(1時間につき)	現行の利用料金(1時間につき)			
			使用料	電灯料		
メインアリーナ	アマチュアスポーツその他の催しに使用する場合	入場無料	全部利用	600円以上 2,400円以下	1,200円	1,200円
		の場合	2分の1利用	300円以上 1,200円以下	600円	600円
			3分の1利用	200円以上 800円以下	400円	400円
			10分の1利用	100円以上 400円以下	200円	200円
	入場有料の場合	全部利用	600円以上 4,800円以下			
		2分の1利用	300円以上 2,400円以下			
		3分の1利用	200円以上 1,600円以下			
		10分の1利用	100円以上 800円以下			
興行のため使用する場合			6,000円以上 120,000円以下	6,000円	3,000円	
サブアリーナ	アマチュアスポーツその他の催しに使用する場合	入場無料	全部利用	200円以上 800円以下	400円	400円
		の場合	2分の1利用	100円以上 400円以下	200円	200円
	入場有料の場合		全部利用	200円以上 1,600円以下		
			2分の1利用	100円以上 800円以下		
	興行のため使用する場合			2,000円以上 40,000円以下	2,000円	1,000円

#### 備 考

- 電灯料・空調料等は、実費をもとに管理委託者が算定し、町長の承認を得た額を徴することができる。
- 超過利用料金は、超過時間1時間につき、当該基本利用料金の3分の1を下回らない範囲で町長の承認を受けて、管理委託者が定める額を徴することができる。なお、この場合において1時間未満の利用は、1時間とみなす。
- 管理委託者は、回数利用券・会員権の発行等、利用料についてこの表に定めない事項を実施する時は、事前に町長の承認を得なければならない。  
減免措置あり

#### (その他)

メインアリーナ、サブアリーナ及び研修室のキャンセル料については、現行で使用日の5日前までは使用料の半額、使用日の5日前以降は使用料の全額とする。  
回数利用券は、3,000円(3,300円分)とする。  
プール更衣室のコインロッカーの使用は1回につき100円とする。  
トレーニング室の利用は高校生以上のみ。  
年会費(温水プール・トレーニング室の両方可)

	大人(高校生以上)	小人(中学生以下)
1年会員	30,000円	15,000円
半年会員	18,000円	9,000円

#### (2) 屋内温水プール

種 別	単 位	利 用 料 金 等	現行の利用料金等		
			基本使用料(2時間10分)	超過使用料(1時間分)	
個人	おとな(高校生以上)	基本利用2時間	150円以上 600円以下	300円	100円
	子ども(中学生以下)		75円以上 300円以下	150円	50円
団体	20人以上	1人当たり個人利用料金の80%に相当する額		1人当たり個人利用料金の80%に相当する額 (超過料金は個人使用料と同じ)	
専用	1コース当たり	1,500円以上 6,000円以下(個人利用料金は別途徴収)		3,000円	1,500円
			(個人利用料金は別途徴収)		

#### (3) トレーニング室

種 別	単 位	利 用 料 金	現行の利用料金等	
			基本使用料(2時間10分)	超過使用料(1時間分)
	基本利用2時間	150円以上 600円以下	300円	100円

#### (4) 研修室

種 別	単 位	利 用 料 金	現行の利用料金(1時間につき)	
			使用料	電灯料
	1時間	150円以上 600円以下	300円	100円

# 協議事項に係る参考資料

協定項目第16-1号

大野郡5町2村合併協議会

## 陸上競技場使用料

【 三 重 町 】

町営陸上競技場（三重町総合グラウンド内）

体育施設の区別	使用時間等	使用料
町営陸上競技場	1日の使用時間が4時間までの場合	200円
	1日の使用時間が4時間をこえる場合	500円
同上照明施設	原則として午後10時までとし、1時間につき	1,500円

備考

使用時間等及び使用料の欄の適用について、町営陸上競技場及び当該照明施設は半面当たりとする。

管理者は、体育施設の使用の許可を受けた者から、その使用方法の区別に従い、上記に定める額に1.05を乗じて得た額の使用料を徴収することができる。

減免措置あり

## 多目的グラウンド使用料

【 三 重 町 】

多目的グラウンド（サン・スポーツランドみえ内）

使用施設	単 位	使用料		備考
		会 員	一 般	
グラウンド	4時間まで	300円	500円	片面
グラウンド	4時間以上	600円	800円	片面

スポーツランドを利用するものは、上記に定める額に1.05を乗じて得た額の使用料を納付しなければならない。  
減免措置あり

【 清 川 村 】

多目的グラウンド（清川村総合運動場内）

区 分	野 球	ソフトボール	ゲートボール	陸 上
昼 間	520円	520円	310円	230円
夜 間	210円	210円	210円	210円
照 明	1,850円	1,030円	310円	1,850円

使用時間に1時間未満の端数が生じたときは30分に、30分以上は1時間に切り上げる。

減免措置あり

【 緒 方 町 】

多目的広場（緒方町総合運動公園内）

区 分	単 位	金 額		
		町 内	町 外	
グラウンド	個 人	免 除		
	団 体	1時間 (半面)	200円	300円
		1時間 (全面)	500円	750円
照明設備	全 面 (8基)	1時間	3,300円	4,950円
	半 面 (6基)	1時間	2,200円	3,300円

備考

1 緒方町に住所を有しない者を町外者とみなす。

使用料については、税込みとする。

小学生・中学生の使用は、半額とする。ただし保育園児以下は無料。スパイク使用の場合は3割増とする。

減免措置あり

上緒方運動場

照 明 施 設 使 用 料

区 分	単 位	金 額
上緒方運動場	1 時 間	1,050円

備考

緒方町に住所を有しない者の使用料は、使用料総額に別途3,000円を加算する。

# 協議事項に係る参考資料

協定項目第16-1号

大野郡5町2村合併協議会

## 多目的グラウンド使用料

### 【朝地町】

#### 多目的グラウンド(朝地町民グラウンド)

##### 《町内者》

施設の名称	単 位	使 用 料
朝地町民グラウンド	1時間までごとに	525円

##### 《町外者》

施設の名称	単 位	使 用 料
朝地町民グラウンド	1時間までごとに	1,050円

減免措置あり

### 【大野町】

#### 多目的グラウンド(大野町総合運動公園内)

##### 施 設 使 用 料

施設の名称	区 分	単 位	町 民	町外者
多目的グラウンド	グラウンド	30分	無 料	500円

##### 照 明 使 用 料

施設の名称	単 位	町 民	町 外 者
多目的グラウンド	30分全面	1,300円	1,800円
	30分片面	1,000円	1,500円

#### 備考

- 1 使用料1単位に満たない場合でも使用料は減免しない。
- 2 観客から入場料を徴収する場合は、該当する金額に1人当たり最高額を加算し徴収する。
- 3 町内に事業所を有する者については、町民とみなす。
- 4 料金は、表に定める額に消費税相当額を加算した額とする。  
減免措置あり

### 【千歳村】

#### 多目的広場(千歳村総合運動公園内)

##### 施 設 使 用 料

施設の名称	使用料1時間当たり	
	村 民	村 外 者
多目的広場	0円	600円

##### 照 明 使 用 料

施設の名称	使用料1時間当たり	
	村 民	村 外 者
多目的広場	(1面当たり) 2,000円	(1面当たり) 4,000円

- 1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 2 営利を目的とする場合は、10割を加算する。

施設及び設備を利用しようとするものは、上記に定める使用料に100分の105を乗じて得た額を申請時に教育委員会に納めなければならない。

施設使用料で、多目的広場を村外者がソフトボールで使用する場合は、1面につき1時間当たり600円とする。

減免措置あり

### 【犬飼町】

#### 町民グラウンド(犬飼町総合グラウンド内)

使用料の名称	区 分	単 位	金 額
体育施設使用料(グラウンドのみ使用)	町外者	全面	1時間 210円
		片面	1時間 105円
	町民		無 料
体育施設使用料(照明施設及びグラウンドを含む)	町外者	全面	1時間 4,200円
		片面	1時間 2,100円
	町民	全面	1時間 2,100円
		片面	1時間 1,050円

- 1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

減免措置あり

# 協議事項に係る参考資料

協定項目第16-1号

大野郡5町2村合併協議会

## 野球場使用料

### 【三重町】

町営野球場（三重町総合グラウンド内）

使用時間等	使用料		
	小学生以下	高校生以下	一般
午前6時より8時までの早朝使用の場合	100円	100円	100円
1回の使用が2時間までの場合	100円	150円	200円
1回の使用が4時間までの場合	200円	300円	400円
1回の使用が4時間をこえる場合	400円	600円	800円
1日貸切の場合	600円	800円	1,000円

#### 備考

管理者は、体育施設の使用の許可を受けた者から、その使用方法の区別に従い、上記に定める額に1.05を乗じて得た額の使用料を徴収することができる。

減免措置あり

### 【緒方町】

やまびこ球場（緒方町総合運動公園内）

区分	単位	金額			
		町内	町外		
フィールド	小中学生	1時間		200円	300円
		高校生	1時間	平日	300円
	土日祝祭日			400円	600円
	一般	1時間	平日	600円	900円
			土日祝祭日	800円	1200円
	照明設備	全利用者	1時間	4,300円	6,450円

#### 備考

1 緒方町に住所を有しない者を町外者とみなす。

使用料については、税込みとする。

照明設備の使用料は、1時間を超える場合30分ごとに1,000円を加算。

放送設備及びスコアボードの使用料は、1回につき1,500円とする。

### 【大野町】

おおの球場（大野町総合運動公園内）

#### 施設使用料

区分	単位	町民	町外者
グラウンド	30分	無料	500円
スコアボード設備	1試合	無料	
放送設備	1試合	無料	200円

#### 照明使用料

単位	町民	町外者
30分	1,500円	1,800円

#### 備考

- 1 使用料1単位に満たない場合でも使用料は減免しない。
- 2 観客から入場料を徴収する場合は、該当する金額に1人当たり最高額を加算し徴収する。
- 3 町内に事業所を有する者については、町民とみなす。
- 4 料金は、表に定める額に消費税相当額を加算した額とする。  
減免措置あり

### 【千歳村】

村営球場（千歳村総合運動公園内）

#### 施設使用料

施設の名称	使用料1時間当たり	
	村民	村外者
グラウンド	0円	1,000円
スコアボード 会議室 審判室 役員室	0円	(1室当たり) 500円

#### 照明使用料

施設の名称	使用料1時間当たり	
	村民	村外者
野球場	3,000円	5,000円

- 1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 2 営利を目的とする場合は、10割を加算する。

施設及び設備を利用しようとするものは、上記に定める使用料に100分の105を乗じて得た額を申請時に教育委員会に納めなければならない。

減免措置あり

# 協 議 事 項 に 係 る 参 考 資 料

協定項目第16-1号

大野郡5町2村合併協議会

## テニスコート使用料

### 【 三 重 町 】

町営テニスコート（三重町総合グラウンド内）

使用時間等	使用料
	一般
午前6時より8時までの早朝使用の場合	100円
午後5時より7時までの夕方使用の場合	100円
1日の使用が4時間までの場合	200円
1日の使用が4時間をこえる場合	500円

**備考**

管理者は、体育施設の使用の許可を受けた者から、その使用方法の区別に従い、上記に定める額に1.05を乗じて得た額の使用料を徴収することができる。

使用料は1面当たりとする。

減免措置あり

### テニスコート（サン・スポーツランドみえ内）

施設名	単 位	使 用 料		備 考
		会 員	一 般	
運動施設	1時間	300円	400円	1面
照明施設	1時間	300円		1面

スポーツランドを利用するものは、上記に定める額に1.05を乗じて得た額の使用料を納付しなければならない。

減免措置あり

### 【 清 川 村 】

村営テニスコート（清川村総合運動場内）

区 分	テ ニ ス
昼 間	210円
夜 間	100円
照 明	570円

使用時間に1時間未満の端数が生じたときは30分に、30分以上は1時間に切り上げる。

減免措置あり

### 【 緒 方 町 】

町営テニスコート（緒方町総合運動公園内）

区 分	単 位	金 額	
		町 内	町 外
正 規 コ ー ト	1 面	1時間 300円	450円
	照 明 設 備	1時間 400円	600円
練 習 用 コ ー ト	1 面	1時間 100円	150円
	照 明 設 備	1時間 350円	550円

**備考**

1 緒方町に住所を有しない者を町外者とみなす。

使用料については、税込みとする。

減免措置あり

### 【 大 野 町 】

町営テニスコート（大野町総合運動公園内）

#### 施 設 使 用 料

単 位	町 民	町 外 者
1面30分	100円	300円

#### 照 明 使 用 料

単 位	町 民	町 外 者
1面30分	200円	300円

**備考**

- 1 使用料1単位に満たない場合でも使用料は減免しない。
- 2 観客から入場料を徴収する場合は、該当する金額に1人当たり最高額を加算し徴収する。
- 3 町内に事業所を有する者については、町民とみなす。
- 4 料金は、表に定める額に消費税相当額を加算した額とする。

減免措置あり

### 【 千 歳 村 】

村民庭球コート

区 分	単 位	金 額
庭 球 コ ー ト	村 内 使 用 者	無 料
	村 外 使 用 者	1時間 (1面当たり) 300円
照 明 設 備	村 内 使 用 者	1時間 (1面) 500円
	村 外 使 用 者	1時間 (1面) 1,000円

1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

庭球コートを使用しようとするものは、上記に定める使用料に100分の105を乗じて得た額を申請時に教育委員会に納めなければならない。

減免措置あり

### 【 犬 飼 町 】

テニスコート

区 分	単 位	金 額
町 外 者	1 面	1時間 105円
町 民		無 料

**備考**

1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

減免措置あり

# 協議事項に係る参考資料

協定項目第16-1号

大野郡5町2村合併協議会

## 弓道場使用料

【 三 重 町 】

町営弓道場（三重町総合グラウンド内）

体育施設の区別	使用時間等	使用料
町営弓道場	午前6時より8時までの早朝使用の場合	100円
	午後5時より7時までの夕方使用の場合	100円
	1日の使用時間が4時間までの場合	200円
	1日の使用時間が4時間をこえる場合	500円

備考

管理者は、体育施設の使用の許可を受けた者から、その使用方法の区別に従い、上記に定める額に1.05を乗じて得た額の使用料を徴収することができる。  
減免措置あり

## ゲートボール場使用料

【 緒 方 町 】

町営ゲートボール場（緒方町総合運動公園内）

区 分	単 位	町 民	町外者
1 面	1時間	200円	300円

備考

1 緒方町に住所を有しない者を町外者とみなす。

使用料については、税込みとする。

減免措置あり

【 千 歳 村 】

村営ゲートボール場

施設の名称	1時間当たり使用料	
	付 内 者	付 外 者
千歳村営ゲートボール場	1面 200円	600円

ゲートボール場の使用については、上記に定める使用料に100分の5を乗じて得た額を申請時に村に納めなければならない。

減免措置あり

【 大 野 町 】

町営ゲートボール場（大野町総合運動公園内）

施 設 使 用 料

単 位	町 民	町 外 者
1面30分	無 料	300円

備考

- 1 使用料1単位に満たない場合でも使用料は減免しない。
- 2 観客から入場料を徴収する場合は、該当する金額に1人当たり最高額を加算し徴収する。
- 3 町内に事業所を有する者については、町民とみなす。
- 4 料金は、表に定める額に消費税相当額を加算した額とする。  
減免措置あり

【 犬 飼 町 】

ゲートボール場

使用料の名称	区 分	単 位	金 額
体育施設使用料	町 外 者	1 面 1時間	105円
	町 民		無 料

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。  
減免措置あり

# 協議事項に係る参考資料

協定項目第16-1号

大野郡5町2村合併協議会

## 武道場使用料

【 三 重 町 】

### 町営武道場

使用時間等	使用料
	一般
1日の使用が4時間までの場合	200円
1日の使用が4時間をこえる場合	500円

#### 備考

管理者は、体育施設の使用の許可を受けた者から、その使用方法の区別に従い、上記に定める額に1.05を乗じて得た額の使用料を徴収することができる。

減免措置あり

## 町営体育館使用料

【 三 重 町 】

### 町営体育館

使用時間等		使用料
1日の使用時間が4時間までの場合	全面	1,400円
	1/2面	800円
	1/3面	600円
	1/4面	500円
1日の使用時間が4時間をこえる場合	全面	2,100円
	1/2面	1,100円
	1/3面	800円
	1/4面	700円

#### 備考

管理者は、体育施設の使用の許可を受けた者から、その使用方法の区別に従い、上記に定める額に1.05を乗じて得た額の使用料を徴収することができる。

減免措置あり

## その他の町村営体育施設使用料

【 三 重 町 】

### 町営馬術場=大原馬事公苑(三重町総合グラウンド内)

区分	単位	使用料
馬術場	1時間	320円
預託料	1ヶ月	52,500円
厩舎利用料	1ヶ月	10,500円
外来厩舎利用料	1ヶ月	3,150円
クラブハウス		320円

【 犬 飼 町 】

### 町営体育館

使用料の名称	区分	単位	金額
体育施設使用料	町外者	全灯	1時間 1,050円
		半灯	1時間 630円
	町民	全灯	1時間 525円
		半灯	1時間 315円

#### 備考

1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

減免措置あり

【 大 野 町 】

### 公園管理棟(大野町総合運動公園内)

#### 施設使用料

区分	単位	町民	町外者
会議室	2時間	500円	1,000円
シャワー	1回	50円	50円

#### 備考

- 1 使用料1単位に満たない場合でも使用料は減免しない。
- 2 観客から入場料を徴収する場合は、該当する金額に1人当たり最高額を加算し徴収する。
- 3 町内に事業所を有する者については、町民とみなす。
- 4 料金は、表に定める額に消費税相当額を加算した額とする。  
減免措置あり

# 協議事項に係る参考資料

協定項目第16-1号

大野郡5町2村合併協議会

## 文化施設入館料等及び施設使用料

### 【 緒 方 町 】

#### 緒方町立歴史民俗資料館 観覧料

区 分	料 金	
個 人	大 人(高校生以上)	100円
	小 人(中学生以下)	50円
団 体 (大人)	30人～99人	80円
	100人～199人	70円
	200人以上	50円
団 体 (小人)	30人～99人	40円
	100人～199人	30円
	200人以上	20円

資料館の資料を観覧しようとするものは、別表に定める観覧料を納めなければなりません。  
減免措置あり

### 【 朝 地 町 】

施設の名称	単 位	目 的	使 用 料
朝倉文夫記念館	1 回	一般入館	大人500円(大学生以上) 小人200円(小学生以上高校生以下) 団体は20名以上99名以下が20%引き、 100名以上299名以下が25%引き、300 名以上が30%引きとする。 クーポン契約による入館料は、クーポ ン券の券面金額の10%引きとする。
朝倉文夫記念文 化ホール	1 日	美術関係の 展示等	3,000円(冷暖房使用の場合は、1時間 当たり1,000円追加とする。)
	1 回	一般入館	大人200円(大学生以上) 小人100円(小学生以上高校生以下) ただし、朝倉文夫記念館とセットで入 館する場合は、本入館料の徴収はしな い。 なお、団体及びクーポン契約による入 館の場合の割引率等は、朝倉文夫記念 館に準ずる。
		特別企画展 の入館	大人2,000円、小人1,000円を上限とし てそのつど町長が決定する。 なお、団体及びクーポン契約による入 館の場合の割引率等は、一般入館と同 じ。
陶芸小屋・陶器 制作直売所	1 回	陶芸作品の 制作	粘土500gまで1,500円 100g増すごとに300円追加 製品箱詰の場合は、1箱当たり200円追 加
登り窯	1 回	陶器制作	町内 31,500円(陶芸教室生・陶芸 クラブ生を含む) 町外 52,500円
インフォメー ションセンター	1 年	物品販売等	36,000円
園内敷地	テント 1 張 1 日	物品販売等	500円

### 【 千 歳 村 】

#### 千歳村幸寿美術館 入館料

(消費税を含む)

区 分	料 金	
個 人	大 人(高校生以上)	300円
	小 人(中学生以下)	100円
団 体(大人)	30人以上	200円
団 体(小人)	30人以上	50円

美術館の絵画を鑑賞しようとするものは、別表に定める入館料を納めなければなりません。  
減免措置あり





# 協 議 事 項 に 係 る 参 考 資 料

協定項目 第16-1号

大野郡5町2村合併協議会

## 基本的な考え方

合併関係市町村の間で、同一目的の施設の使用料や同一種類の事務の手数料が異なっている場合は、その取扱いについて協議します。  
なお、使用料や手数料については条例等で定められているので、新設合併の場合や編入合併において従来の取扱いを変更するような場合には、合併市町村の発足と同時に新たな条例が施行されるよう準備を進めておかなければなりません。  
これらの協議・調整は、住民間の負担の公平を確保し、住民に不利益にならないことを基本として行われる必要があります。  
(市町村合併ハンドブックより)

## 法律的根拠

- 地方自治法  
(使用料)  
第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第4項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の使用につき使用料を徴収することができる。  
(旧慣使用の使用料及び加入金)  
第226条 市町村は、第238条の6の規定による公有財産の使用につき使用料徴収することができるほか、同上第2項の規定により使用の許可を受けた者から加入金を徴収することができる。  
(手数料)  
第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。  
(分担金に関する規則及び罰則)  
第228条 分担金・使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料において全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。  
2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で5万円以下の過料を科する規定を設けることができる。  
3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する規定を設けることができる。  
(分担金等の徴収に関する処分についての不服申立て)  
第229条 第138条の4第1項に規定する機関がした使用料又は手数料の徴収に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。  
2 前項に規定する機関以外の機関がした分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。  
3 分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求又は異議申立てに関する行政不服審査法第14条第1項本文又は第45条の期間は、当該処分を受けた日の翌日から起算して30日以内とする。  
4 普通地方公共団体の長は、前項の処分についての審査請求又は異議申立てがあつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。  
5 議会は、前項の規定による諮問があつた日から20日以内に意見を述べなければならない。  
6 第4項の審査請求又は異議申立てに対する裁判又は決定を受けた後でなければ、第3項の処分については、裁判所に出訴することができない。  
(行政財産の管理及び処分)  
第238条の4 行政財産は、次項に定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。  
2 行政財産である土地は、その用途又は目的を妨げない限度において、国、他の地方公共団体その他政令で定めるものに対し、政令で定める用途に供させるため、政令で定めるところにより、これを貸し付け、又はこれに地上権を設定することができる。この場合においては、次条第3項及び第4項の規定を準用する。  
3 第一項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

- 4 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。  
5 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法(平成3年法律第90号)の規定は、これを適用しない。  
6 第4項の規定により行政財産の使用した場合においては、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。  
(旧慣による公有財産の使用)  
第238条の6 旧来の慣行により市町村の住民中特に公有財産を使用する権利を有する者があるときは、その旧慣による。その旧慣を変更し、又は廃止しようとするときは、市町村の議会の議決を経なければならない。  
2 前項の公有財産をあらたに使用しようとする者があるときは、市町村長は、議会の議決を経て、これを許可することができる。

## 先進事例

- 篠山市(H11.4.1 合併)  
使用料及び手数料については、原則として現行のとおりとする。ただし、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則から、適正な料金のあり方等について、新市において引き続き検討する。  
1 幼稚園保育料については、西紀町及び今田町の例による。  
2 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可申請手数料については、篠山町の例による。  
3 保育所保育料については、国の保育料徴収金基準額表を参考として、合併時に調整する。  
4 国民健康保険直営診療所使用料及び手数料については、篠山町の例による。

- さぬき市(H14.4.1 合併)  
使用料及び手数料については、原則として現行のとおりとする。  
ただし、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則から、適正な料金のあり方等について、新市において引き続き検討する。

- あさぎり町(H15.4.1 合併)  
1 手数料の取扱い  
原則として、現行のとおりとする。  
(1) 手数料については、明記されている町村の例により現行のとおりとする。ただし、臨時運行許可申請手数料は設けない。  
(2) 各町村の手数料が異なっている場合、最低金額の町村の例による。ただし、土地情報の閲覧又は図面等の交付手数料は上村の例による。  
(3) 優良住宅造成認定申請手数料、優良住宅新築認定申請手数料及び良質住宅新築認定手数料は須恵村の例による。  
2 施設等使用料の取扱い  
施設使用料について、施設内容及び建設年度が異なり、また、その手数料が地域に密着していることを考慮し、原則として現行のとおりとする。  
ただし、新町における住民の一体性を図るとともに住民負担に配慮し、負担の公平の原則から適正な料金のあり方等について、新町において引き続き検討する。  
(1) 村営住宅、特定公共賃貸住宅の賃貸料については、現行のとおりとする。  
(2) 公共用地貸付料については、合併時に固定資産評価額を基に貸付率を調整し定める。  
3 保育料の取扱い  
国の保育料徴収金額基準表を参考として、合併時に調整する。

- 南アルプス市(H15.4.1 合併)  
使用料及び手数料(総務・企画・議会関係)の取扱い  
使用料及び手数料については、現行のとおり新市に移行する。

# 協議事項に係る参考資料

協定項目 第16-1号

大野郡5町2村合併協議会

使用料及び手数料（産業・経済関係）の取扱い

使用料及び手数料の取扱いについては、現行のまま移行し、新市において必要に応じ見直しを図る。

使用料及び手数料（建設関係）の取扱い

使用料及び手数料の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 公共下水道料金については、県の指導基準を基に統一する。
- (2) その他の使用料及び手数料については、現行のとおり新市に移行する。

使用料及び手数料（住民関係）の取扱い

使用料及び手数料の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 住民票の謄本に関する証明手数料については、白根町及び櫛形町の例による。
- (2) その他については、現行のとおりとする。

使用料及び手数料（教育関係）の取扱い

使用料及び手数料の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 社会教育施設、社会体育施設の使用料については、現行のまま移行し新市において統一した算定方式等により設定できるよう速やかに調整を図る。
- (2) 使用料の免除規定については、類似施設で相違のないよう合併までに統一した基準等を定める。
- (3) 手数料については、現行のとおりとする。

東かがわ市（H15.4.1合併）

- 1 窓口関係事務手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則により、合併時に統一する。
- 2 各施設の冷暖房使用料については、大会議室（ホール）1時間500円、その他1時間200円とする。
- 3 学校施設に係る使用料については、1時間300円を基本に調整する。
- 4 住宅使用料については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整を図る。
- 5 幼稚園の入園料については、合併時に廃止する。
- 6 幼稚園の授業料については、合併時に白鳥町、大内町の例により統一する。
- 7 保育料は、合併時に引田町の例により統一する。
- 8 その他の公共施設の使用料については、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整を図る。

佐伯市（17.3.3合併予定）

（統括調整方針）

新市の速やかな一体性の確保や住民負担に配慮し、9市町村で同一又は類似しているものは、現行どおり又は統一する。差異の著しいものや事情により調整が困難なものは、経過措置や当分の間、現行どおりとし適正な料金のあり方について、合併後協議する。

（個別調整方針）

- (1) 保育所保育料は、9市町村の差異が著しいため、合併年度及びこれに続く5年度間の経過措置を設け、年次ごとに増減し、6年目から国の保育料徴収基準の6割程度に調整し、統一する。
- (2) 幼稚園授業料は、佐伯市の例による。
- (3) その他の使用料、手数料は別添「使用料、手数料等の取扱い」に定める。

別添「使用料、手数料等の取扱い」

【使用料】

（行政財産の目的外使用）

項目	調整内容
土地、建設、市役所及び役場の会議室の目的外使用	条例の整備されている佐伯市の例による。
CATV電送路帯域使用料	統一が困難であるので地域事情等を考慮して現行どおりとし、合併後調整する。

（その他使用料）

項目	調整内容
情報センター使用料	統一が困難であるので地域事情等を考慮して現行どおりとし、合併後調整する。
鶴見町大島航路事業使用料	現行どおりとする。

（普通財産貸付料）

土地、建物貸付料算定基準	条例が整備されている佐伯市の例による。
--------------	---------------------

【手数料】

（税務関係手数料）

所得証明、納税に関する証明、扶養証明、固定資産の公課、納税証明及び固定資産現況証明	1件300円、公募及び図面の閲覧は、1回300円とする。
固定資産の評価証明	1件300円とし、証明書が2枚以上にわたる場合の枚数加算方式は、電算システムとの関連と合わせて検討する。
住宅用家屋証明	800円とする。

（印鑑、住民基本台帳関係、戸籍関係及びその他手数料）

印鑑に関する証明	1枚300円とし、印鑑登録証の交付は、現行どおり無料とする。ただし、印鑑登録証の再交付は、亡失等への注意を喚起する意味で350円とする。
住民票の写しの交付及び住民記載事項証明	1件300円、住民票の閲覧は、1世帯300円とする。
戸籍関係手数料	9市町村すべて「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に基づく額と同一であるので現行のとおりとする。
戸籍の附票記載事項証明、戸籍附票の写しの交付、身分に関する証明、外国人記載事項証明及びその他の証明書（生存・失踪に関する証明、親族に関する証明及び行政区証明等）	1件300円とする。
自動車の臨時運行の許可申請手数料	佐伯市の例による。

阿賀野市 = 新潟県（H16.4.1合併予定）

(1) 使用料については、次のとおり取扱うものとする。

ア 施設使用料

(ア) 施設使用料については、当分の間現行のとおりとするが、施設ごとの均衡を考慮し随時調整を行うものとする。また、施設使用料の減免規定の運用は、水原町の例をもとに調整する。

(イ) 笹神村営スキー場使用料は廃止する。

イ 露天市場出店料については、水原町の例により調整する。

ウ 道路占用料については、安田町、京ヶ瀬村、水原町の例により調整する。また、公園占用料等については、京ヶ瀬村の例により調整する。

エ 公営住宅使用料については、法令の定めるところによる。また、安田町の駐車場使用料は、現行のとおりとする。

オ 教職員住宅使用料については、現行のとおりとする。

カ 行政財産使用料については、近隣の自治体の例をもとに調整する。

キ 笹神村の機械設備使用料については、現行のとおりとする。

(2) 証明等の事務手数料については、4町村で差異のないものについては、現行のとおりとする。また、4町村で差異のあるものについては、合併時に統一する。

## 公共的団体等の取扱い(その1)について

公共的団体等の取扱い(その1)について、次のとおり提出する。

平成16年3月25日提出

大野郡5町2村合併協議会  
会長 芦刈幸雄

### 公共的団体等の取扱い(その1)について

公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの団体の実情を尊重しながら、統合整備について次のとおり調整に努める。

- (1) 大野郡5町2村又は複数町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。
- (2) 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。
- (3) 大野郡5町2村で独自の目的をもった団体は、現行のとおりとする。

平成 年 月 日確認 大野郡5町2村合併協議会



# 協 議 事 項 に 係 る 参 考 資 料

## 協定項目第17-1号

大野郡5町2村合併協議会

### 基本的考え方

合併市町村の区域に、いつまでも従来の市町村単位で各種の公共的団体が存在することは、合併市町村の一体性の早期確立のうえから好ましいことではありません。

合併特例法第16条第8項には、「合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない」と努力義務が定められています。

ここでの「公共的団体等」とは、地方自治法第157条の「公共的団体等」と同様で、農業協同組合、森林組合その他の協同組合、商工会、青年商工会議所等の産業経済団体、青年団、婦人会等の文化事業団など、公共的活動を営むものはすべて含まれ、法人格を持つかどうかは問わないものとされています。同条では、普通地方公共団体の長は、当該区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、指揮監督することができることとされていることから、できるだけ公共的団体等の統合がなされるよう、合併協議会において検討し、公共的団体等の理解を求める必要があります。（「合併協議会の運営の手引」より）

### 商工会議所・商工会

商工会議所の地区は市の区域、商工会の地区は1つの町村の区域とするのが原則（商工会議所法8条、商工会法7条）です。通常は1市町村に1つの商工会議所又は商工会が設置されることとなります。市町村合併が行われた場合、商工会議所又は商工会の地区を合併市町村の区域とするための定款の変更をするか、あるいは当該商工会議所又は商工会が解散するまでの間は、1市町村内に複数の商工会議所・商工会が存在することになります（商工会議所法8条の2、商工会法8条）。昭和60年4月以降の市町村合併のうち、商工会議所・商工会の統合が行われたのは2例です。（総務省ホームページ「合併相談コーナー」より）

### 根拠法令

#### 地方自治法

執行機関

第2節普通地方公共団体の長

第2款 権限

（公共的団体等の監督）

第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の監督上必要な処分をし又は当該公共的団体等の監督官庁の措置を申請することができる。

前項の監督官庁は、普通地方公共団体の長の処分を取り消すことができる。

#### 【実例】

- ・総合調整とは、公共的団体等の行動に関し勧告等の適当な措置はとれるが、取り消しはできない（昭24・8 地自福4）。
- ・「公共的団体」とは、農協、漁協、生協、商工会議所等の産業経済団体、老人ホーム、育児院、赤十字社等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、教育会等の文化事業団体等いやくも公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たると否とを問わない（同上）。
- ・民法第34条の規定に基づく公益法人についても、その具体的活動が公共的活動に及び限りにおいては、本条の公共的団体等に包含される（昭34・12 自丁行発175）。

### 市町村の合併の特例に関する法律

（国、都道府県等の協力等）

第16条 国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するため、必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

2～6 省略

- 7 公共的団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- 8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。

### 商工会法

第2章 商工会

第1節 通則

（地区）

第7条 商工会の地区は、一の町村の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、一の市又は隣接する二以上の市町村の区域とすることができる。

2 商工会の地区は、他の商工会の地区又は商工会議所の地区と重複するものであってはならない。

（市町村の廃置分合に伴う地区の特例）

第8条 商工会の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があった場合において、その商工会（その商工会が廃置分合後の市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とし、その地区が隣接する他の商工会と合併した場合（以下この条において「隣接商工会との合併の場合」という。）にあつては、当該合併後存続する商工会又は当該合併によって成立した商工会。以下この条において同じ。）の地区を配置分合後の市町村の区域とするための定款の変更をし、又はその商工会が解散するまでの間は、前条第1項の規定にかかわらず、その商工会の地区は、配置分合前の市町村の区域（隣接商工会との合併の場合にあつては、当該合併前の各商工会の地区のすべてを合わせた区域）とする。

### 社会福祉法

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

### 調整対象団体の整理方針

1. 7町村には、それぞれ多数の公共的団体が存在する。その中には、類似した団体もあれば各町村独自の団体もある。
2. 類似している団体についても、名称や活動内容など細部には相違があり、一元化に向けて、法人においては登記の変更等の手続きが必要であり、非法人においても規約及び活動内容の変更等の調整をしなければならない。
3. 公共的団体等は次のとおり整理するものとする。  
市町村が関与（補助金の交付、人的支援）している団体 法令に基づき組織している団体  
市町村の事業について大きく関与している団体

ただし、他の協定項目（事業関連）について協議される団体については除くものとする。また、団体が多数のため、主な団体のみ一覧表に記載する。

### 先進事例

篠山市（H11.4.1合併）

公共的団体については、新町の速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調証に努めるものとする。

1 各町共通の団体について

（1）新町との一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。

（2）郡単位の上部組織を有する団体については、原則として、合併時に郡組織を新町組織へ円滑に移行できるよう調整に

# 協議事項に係る参考資料

協定項目第17-1号

大野郡5町2村合併協議会

努める。

- (3) 国、県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。
  - (4) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。
- 2 各町独自の団体について
- 原則として、現行のとおりとする。

さぬき市(H14.4.1合併)

- 1 公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。
- (1) 新市との一体性を保つため、できる限り合併時に統合するよう調整に努めるが、統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう指導する。
- (2) 国、県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していく。

あさぎり町(H15.4.1合併)

公共的団体については、新町との速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。

各町村共通の団体について

- (1) 新町との一体性を保つため、合併時に統合した方がよい団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。
- (2) 国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導をもとに、そのあり方について協議していくものとする。
- (3) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。

各町村独自の団体について

原則として現行のとおりとする。

東かがわ市(H15.4.1合併)

公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備について調整に努める。

具体的な調整内容

- 1 町に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。
- 2 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。
- 3 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。

佐伯市(H17.3.3合併予定)

公共的団体は、新市との速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努める。

各町村共通の団体の取扱い

- (1) 新市との一体性を保つため、合併時に統合した方がよい団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整する。
- (2) 国、県の指導等により設置された団体は、関係機関の指導、助言等を踏まえ協議する。
- (3) 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向け、検討が進められるよう調整する。

各種公共的団体の調整方針は、別添「公共的団体等の取扱い」に定める。

上浦町、弥生町、鶴見町土地開発公社及び(財)蒲江町開発公社は、合併の日の前日までに解散し、佐伯市土地開発公社を新市の土地開発公社とする。

上浦町、弥生町、鶴見町土地開発公社及び(財)蒲江町開発公社は、所有する財産及び債務を佐伯市土地開発公社に譲渡する。

(株)道の駅やよい等の第三セクターの取扱いは、効果的な活動ができるよう合併までに調整する。

別添「公共的団体等の取扱い」

項目	調整内容
自治会連合会	現存の佐伯・南郡広域自治会連合会に新自治委員会(連合会)の組織体制の確立を要請する。
P T A 連合会	統合を要請する。
青年団	新市婦人団体連合会としての組織体制の再編を要請する。
文化協会	合併後統合を要請する。
体育協会	(1) 統合し、旧市町村単位に支部を設置する。
	(2) 各種目別類似競技団体等については、統合を要請する。

阿賀野市=新潟県(H16.4.1合併予定)

公共的団体については、新市の一体性を確保するため、各団体の実情を尊重しながら、次のとおり統合整備に努めるものとする。

- (1) 共通の目的を持った団体は、合併時に統合するよう調整に努める。
- (2) 共通の目的を持った団体で、実情により合併時に統合することが難しい団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努める。
- (3) 共通の目的を持った団体で、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。
- (4) 独自の目的を持った団体は、団体の自主的な判断にゆだねる。

## 補助金、交付金等の取扱い(その1)について

補助金、交付金等の取扱い(その1)について、次のとおり提出する。

平成16年3月25日提出

大野郡5町2村合併協議会  
会長 芦刈幸雄

### 補助金、交付金等の取扱い(その1)について

- 1 大野郡5町2村又は複数町村で、同一又は同種の補助金等は、合併時に統一する方向で調整する。
- 2 大野郡5町2村で独自の補助金等は、原則として合併時に廃止し、必要なものについては、新市において調整する。
- 3 上部団体の負担金等は新市において調整する。

平成 年 月 日確認 大野郡5町2村合併協議会

# 大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目第18-1号

大野郡5町2村合併協議会

担当部会【総務部会】

大項目	18. 補助金、交付金等の取扱い	中項目	1. 補助金、交付金等の取扱い	小項目	1. 補助金、交付金等の取扱い(上部団体)
協議の結果	<p>【専門部会・幹事会案】</p> <p>1 大野郡5町2村又は複数町村で、同一又は同種の補助金等は、合併時に統一する方向で調整する。</p> <p>2 大野郡5町2村で独自の補助金等は、原則として合併時に廃止し、必要なものについては、新市において調整する。</p> <p>3 上部団体の負担金等は新市において調整する。</p>				

調査町村名	細目番号	大野郡5町2村の現況 (単位:千円)										調整の具体的内容				
		三重町		清川村		緒方町		朝地町		大野町			千歳村		犬飼町	
【総務部会関係】																
町 村 別 内 容	1	大分県外国人登録事務協議会	7	大分県外国人登録事務協議会	1	大分県外国人登録事務協議会	2	大分県外国人登録事務協議会	1	大分県外国人登録事務協議会	2	大分県外国人登録事務協議会	1	大分県外国人登録事務協議会	3	各細目に記載している数値は15年度当初予算に計上された金額である。(単位:千円)
	2	大分県監査委員協議会	47	大分県監査委員協議会	47	大分県監査委員協議会	47	大分県監査委員協議会	47	大分県監査委員協議会	47	大分県監査委員協議会	47	大分県監査委員協議会	47	
	3											大分県行政相談委員協議会	7	大分県行政相談委員協議会	7	
	4	大分県軽自動車税連絡協議会	167	大分県軽自動車税連絡協議会	20	大分県軽自動車税連絡協議会	46	大分県軽自動車税連絡協議会	29	大分県軽自動車税連絡協議会	40	大分県軽自動車税連絡協議会	20	大分県軽自動車税連絡協議会	38	
	5	大分県原爆被害者団体協議会	18			大分県原爆被害者団体協議会	4	大分県原爆被害者団体協議会	1			大分県原爆被害者団体協議会	1	大分県原爆被害者団体協議会	5	
	6							大分県高圧ガス保安協会	18					大分県高圧ガス保安協会	18	
	7	大分県交通安全協会三重支部	254	大分県交通安全協会三重支部	80	大分県交通安全協会三重支部	130	大分県交通安全協会三重支部	91	大分県交通安全協会三重支部	114	大分県交通安全協会三重支部	100	大分県交通安全協会三重支部	91	
	8			大分県国民健康保険診療施設協議会(特別会計処理)	76	大分県国民健康保険診療施設協議会	150									
	9	大分県戸籍事務協議会	7	大分県戸籍事務協議会	6	大分県戸籍事務協議会	6	大分県戸籍事務協議会	6	大分県戸籍事務協議会	6	大分県戸籍事務協議会	6	大分県戸籍事務協議会	6	
	10	大分県雇用促進協議会	20	大分県雇用促進協議会	20	大分県雇用促進協議会	20	大分県雇用促進協議会	20	大分県雇用促進協議会	20	大分県雇用促進協議会	20	大分県雇用促進協議会	20	
	11	大分県消防協会	112	大分県消防協会	78	大分県消防協会	124	大分県消防協会	95	大分県消防協会	120	大分県消防協会	77	大分県消防協会	101	
	12	大分県消防会員互助会	19	大分県消防会員互助会	7	大分県消防会員互助会	12	大分県消防会員互助会	8	大分県消防会員互助会	9	大分県消防会員互助会	6	大分県消防会員互助会	9	
	13	大分県消防補償等組合	7,331	大分県消防補償等組合	2,745	大分県消防補償等組合	4,476	大分県消防補償等組合	2,992	大分県消防補償等組合	2,948	大分県消防補償等組合	2,360	大分県消防補償等組合	2,981	
	14	大分県シルバー人材センター連合会	50	大分県シルバー人材センター連合会	20	大分県シルバー人材センター連合会	30	大分県シルバー人材センター連合会	30	大分県シルバー人材センター連合会	30	大分県シルバー人材センター連合会	20	大分県シルバー人材センター連合会	30	
	15	大分県、大野郡町村議長会	1,313	大分県、大野郡町村議長会	374	大分県、大野郡町村議長会	684	大分県、大野郡町村議長会	434	大分県、大野郡町村議長会	605	大分県、大野郡町村議長会	369	大分県、大野郡町村議長会	504	
	16	大分県、大野郡町村会	220	大分県、大野郡町村会	59	大分県、大野郡町村会	100	大分県、大野郡町村会	69	大分県、大野郡町村会	90	大分県、大野郡町村会	60	大分県、大野郡町村会	79	
	17	大分県公平委員会	70	大分県公平委員会	31	大分県公平委員会	52	大分県公平委員会	32	大分県公平委員会	40	大分県公平委員会	26	大分県公平委員会	31	
	18	大分県町村収入役協議会	2							大分県町村収入役協議会	2					
	19	大分県防災行政無線運営協議会	310	大分県防災行政無線運営協議会	310	大分県防災行政無線運営協議会	310	大分県防災行政無線運営協議会	310	大分県防災行政無線運営協議会	310	大分県防災行政無線運営協議会	310	大分県防災行政無線運営協議会	310	
	20	大分県山岳遭難対策協議会	112			大分県山岳遭難対策協議会	112									
	21	大分県防災ヘリコプター運航連絡協議会	1,156	大分県防災ヘリコプター運航連絡協議会	294	大分県防災ヘリコプター運航連絡協議会	515	大分県防災ヘリコプター運航連絡協議会	344	大分県防災ヘリコプター運航連絡協議会	459	大分県防災ヘリコプター運航連絡協議会	299	大分県防災ヘリコプター運航連絡協議会	402	
	22			大分県自衛隊協力会	2	大分県自衛隊協力会	3					大分県自衛隊協力会	2	大分県自衛隊協力会	3	
	23	青少年育成県民会議	3	青少年育成県民会議	3	青少年育成県民会議	650	青少年育成県民会議	80	青少年育成県民会議	324	青少年育成県民会議	98	青少年育成県民会議	20	
	24					大分県自治体病院開設者協議会	74									
	25	豊肥地区市町村税協議会	13	豊肥地区市町村税協議会	9	豊肥地区市町村税協議会	11	豊肥地区市町村税協議会	9	豊肥地区市町村税協議会	9	豊肥地区市町村税協議会	9	豊肥地区市町村税協議会	9	
	26	豊肥地区税務行政連絡協議会	18	豊肥地区税務行政連絡協議会	5	豊肥地区税務行政連絡協議会	8	豊肥地区税務行政連絡協議会	6	豊肥地区税務行政連絡協議会	6	豊肥地区税務行政連絡協議会	6	豊肥地区税務行政連絡協議会	7	
	27			豊肥地区暮らしのアドバイザー連絡協議会	8	豊肥地区暮らしのアドバイザー連絡協議会	20			豊肥地区暮らしのアドバイザー連絡協議会	16	豊肥地区暮らしのアドバイザー連絡協議会	8	豊肥地区暮らしのアドバイザー連絡協議会	8	
	28	シルバー人材センター	16,700	豊肥地域シルバー人材センター	1,284	豊肥地域シルバー人材センター	1,871	豊肥地域シルバー人材センター	1,467	豊肥地域シルバー人材センター	1,704	豊肥地域シルバー人材センター	1,203	豊肥地域シルバー人材センター	1,397	
	29	豊肥地区明るい選挙推進協議会	20	豊肥地区明るい選挙推進協議会	6	豊肥地区明るい選挙推進協議会	9	豊肥地区明るい選挙推進協議会	8	豊肥地区明るい選挙推進協議会	8	豊肥地区明るい選挙推進協議会	6	豊肥地区明るい選挙推進協議会	8	

# 大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目第18-1号

大野郡5町2村合併協議会

担当部会【総務部会】

大項目	18. 補助金、交付金等の取扱い	中項目	1. 補助金、交付金等の取扱い	小項目	1. 補助金、交付金等の取扱い(上部団体)
協議の結果					

調査 町村名	細目 番号	大野郡5町2村の現況 (単位:千円)										調整の具体的内容				
		三重町		清川村		緒方町		朝地町		大野町			千歳村		犬飼町	
町 村 別 内 容	30	竹田地区戸籍事務協議会	7	竹田地区戸籍事務協議会	4	竹田地区戸籍事務協議会	5	竹田地区戸籍事務協議会	4	竹田地区戸籍事務協議会	4	大分地区戸籍事務協議会	6	大分地区戸籍事務協議会	6	
	31					竹田地区たばこ販売増進対 策協議会	35									
	32	大野直入町村監査委員協議 会	20	大野直入町村監査委員協議 会	20	大野直入町村監査委員協議 会	20	大野直入町村監査委員協議 会	20	大野直入町村監査委員協議 会	47	大野直入町村監査委員協議 会	20	大野直入町村監査委員協議 会	20	
	33	大野郡租税教育推進協議会	31	大野郡租税教育推進協議会	9	大野郡租税教育推進協議会	11	大野郡租税教育推進協議会	9	大野郡租税教育推進協議会	11	大野郡租税教育推進協議会	10	大野郡租税教育推進協議会	10	
	34	大野郡防犯協会	773	大野郡防犯協会	137	大野郡防犯協会	297	大野郡防犯協会	170	大野郡防犯協会	247	大野郡防犯協会	120	大野郡防犯協会	178	
	35	大野郡安全運転管理者協議 会	16	大野郡安全運転管理者協議 会	11	大野郡安全運転管理者協議 会	16	大野郡安全運転管理者協議 会	11	大野郡安全運転管理者協議 会	16	大野郡安全運転管理者協議 会	11	大野郡安全運転管理者協議 会	15	
	36	大野郡交通指導隊	8	大野郡交通指導隊	8	大野郡交通指導隊	8	大野郡交通指導隊	8	大野郡交通指導隊	8	大野郡交通指導隊	10	大野郡交通指導隊	8	
	37	大野郡自治連合会	23	大野郡自治連合会	5	大野郡自治連合会	8	大野郡自治連合会	6	大野郡自治連合会	8	大野郡自治連合会	6	大野郡自治連合会	6	
	38			大野郡司法保護司会	15	大野郡司法保護司会	25	大野郡司法保護司会	18	大野郡司法保護司会	20					
	39	非核都市宣言自治体協議会	20			非核都市宣言自治体協議会	20									
	40	固定資産税評価システム研 究センター	45	固定資産税評価システム研 究センター	30	固定資産税評価システム研 究センター	30	固定資産税評価システム研 究センター	30	固定資産税評価システム研 究センター	30	固定資産税評価システム研 究センター	30	固定資産税評価システム研 究センター	30	
	41	大分県消防福祉共済	1,095	大分県消防福祉共済	390	大分県消防福祉共済	678	大分県消防福祉共済	456	大分県消防福祉共済	522	大分県消防福祉共済	360	大分県消防福祉共済	528	
	42	大分県消防防災訓練補償共 済	18	大分県消防防災訓練補償共 済	5	大分県消防防災訓練補償共 済	7	大分県消防防災訓練補償共 済	5			大分県消防防災訓練補償共 済	5			
43											在京郡人会	10				

【企画部会関係】

1	大分県電源地域連絡協議会	20	大分県電源地域連絡協議会	20	大分県電源地域連絡協議会	20	大分県電源地域連絡協議会	20	大分県電源地域連絡協議会	20	大分県電源地域連絡協議会	20	大分県電源地域連絡協議会	20	
2	日本広報協会	15	日本広報協会	15	日本広報協会	15	日本広報協会	15	日本広報協会	15			日本広報協会	15	
3	豊の国ハイパーネットワーク 運営協議会	800	豊の国ハイパーネットワーク 運営協議会	600											
4	発電関係市町村全国協議会 大分県支部	25	発電関係市町村全国協議会 大分県支部	25	発電関係市町村全国協議会 大分県支部	25	発電関係市町村全国協議会 大分県支部	25	発電関係市町村全国協議会 大分県支部	25	発電関係市町村全国協議会 大分県支部	20	発電関係市町村全国協議会 大分県支部	20	
5	九州中央地域連携推進協議 会	30	九州中央地域連携推進協議 会	80	九州中央地域連携推進協議 会	100	九州中央地域連携推進協議 会	30	九州中央地域連携推進協議 会	30	九州中央地域連携推進協議 会	30	九州中央地域連携推進協議 会	30	
6	大分空港拡張整備促進協議 会	9	大分空港拡張整備促進協議 会	2	大分空港拡張整備促進協議 会	4	大分空港拡張整備促進協議 会	2	大分空港拡張整備促進協議 会	3	大分空港拡張整備促進協議 会	3	大分空港拡張整備促進協議 会	3	
7	日中友好協会	1,400			日中友好協会	12									
8	大分県統計協会	7	大分県統計協会	6	大分県統計協会	6	大分県統計協会	4	大分県統計協会	4	大分県統計協会	4	大分県統計協会	4	
9			全国過疎連盟	141	大分県過疎地域振興協議 会	122	県過疎対策促進連盟	100	大分県過疎地域自立促進振 興協議会	150	過疎地域自立促進協議 会	100	大分県過疎地域自立促進振 興協議会	140	
10	第二国土軸大分県期成会	20	第二国土軸大分県期成会	20	第二国土軸大分県期成会	20	第二国土軸大分県期成会	20	第二国土軸大分県期成会	20	第二国土軸大分県期成会	20	太平洋新国土軸構想推進大 分県期成会	20	
11															
12					大分日独協会	10									
13									大分県ケーブルテレビ協議 会	20					
14									大分県デジタルネットワー クセンター	300					
15													東九州軸推進機構	20	

# 大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目第18-1号

大野郡5町2村合併協議会

担当部会【総務部会】

大項目	18. 補助金、交付金等の取扱い	中項目	1. 補助金、交付金等の取扱い	小項目	1. 補助金、交付金等の取扱い(上部団体)
協議の結果					

調査町村名	細目番号	大野郡5町2村の現況 (単位:千円)										調整の具体的内容				
		三重町		清川村		緒方町		朝地町		大野町			千歳村		犬飼町	
町	16												産業創造機構	16		
	17	自治情報センター	50									自治情報センター	50			
	18	豊肥地区広報連絡協議会	10	豊肥地区広報連絡協議会	8	豊肥地区広報連絡協議会	10	豊肥地区広報連絡協議会	8	豊肥地区広報連絡協議会	8	豊肥地区広報連絡協議会	10	豊肥地区広報連絡協議会		10
	19	大分県空港利用促進協議会	284	大分県空港利用促進協議会	136	大分県空港利用促進協議会	182	大分県空港利用促進協議会	161	大分県空港利用促進協議会	366	大分県空港利用促進協議会	138	大分県空港利用促進協議会		250
	20	電子申請等受付システム	1,412	(H17年3月補正予定)		LGWAN(総合行政ネットワーク)	1,195	電子申請等受付システム	645	総合行政システム	754	電子申請等受付システム	603	電子申請等受付システム共同利用		700
村	【民生部会関係】															
	1	郡食品衛生協会	112	郡食品衛生協会	31	郡食品衛生協会	48	郡食品衛生協会	29	郡食品衛生協会	44	郡食品衛生協会	37	郡食品衛生協会	33	
	2	大野郡東部危険物取扱協会	6													
	3												全国等在宅介護支援センター協議会	43		
	4	基幹型支援センター協議会	23										基幹型在宅介護支援センター運営協議会	30		
	5					県養護老人ホーム協議会	24									
	6							県児童館連絡協議会	15	県児童館連絡協議会	15					
	7	県人権教育・啓発推進協議会	28	県同和問題啓発推進協議会	10	県同和問題啓発推進協議会	10	県人権教育・啓発推進協議会	10	県同和問題啓発推進協議会	28	県同和問題啓発推進協議会	10	県同和問題啓発推進協議会	10	
	8	人権教育啓発センター	30							人権教育啓発センター	30					
	9									県隣保館協議会	200					
	10	市町村同和対策主管課長協議会	30							市町村同和対策主管課長協議会	30					
	11	大野直入竹田広域人権啓発推進協議会	65	大野直入竹田広域人権啓発推進協議会	18	大野直入竹田広域人権啓発推進協議会	31	大野直入竹田広域人権啓発推進協議会	21	大野直入竹田広域人権啓発推進協議会	28	大野直入竹田広域人権啓発推進協議会	18	大野直入竹田広域人権啓発推進協議会	18	
	12	竹田管内人権擁護委員会	80	竹田管内人権擁護委員会	40	竹田管内人権擁護委員会	60	竹田管内人権擁護委員会	40	竹田管内人権擁護委員会	60	竹田管内人権擁護委員会	40	竹田管内人権擁護委員会	60	
	13	県保育連合会	50	県保育連合会	30	県保育連合会	142	県保育連合会	41					県保育連合会	54	
	14	豊肥地区保育協議会	4	豊肥地区保育協議会	6	豊肥地区保育協議会	22	豊肥地区保育協議会	8					豊肥地区保育協議会	9	
	15	公立部会	8	公立部会	8			公立部会	6					公立部会	10	
	16					県老人福祉施設協議会	89									
	17					県社会福祉協議会	17									
	18	豊肥地区社会福祉連絡協議会	29	豊肥地区社会福祉連絡協議会	12	豊肥地区社会福祉連絡協議会	36	豊肥地区社会福祉連絡協議会	12	豊肥地区社会福祉連絡協議会	16	豊肥地区社会福祉連絡協議会	14	豊肥地区社会福祉連絡協議会	13	
	19	国民年金協議会	13	国民年金協議会	11	国民年金協議会	12	国民年金協議会	10	国民年金協議会	10	国民年金協議会	10	国民年金協議会	10	
	20	郡保護司会	51	郡保護司会	15	郡保護司会	25	郡保護司会	18	郡保護司会	20	郡保護司会	15	郡保護司会	16	
	21			全国保健センター連合会	40	全国保健センター連合会	40									
	22	県市町村保健活動研究協議会	21	県市町村保健活動研究協議会	11	県市町村保健活動研究協議会	14	県市町村保健活動研究協議会	14	県市町村保健活動研究協議会	14	県市町村保健活動研究協議会	11	県市町村保健活動研究協議会	14	
23	豊肥地区市町村保健活動研究協議会	10	豊肥地区市町村保健活動研究協議会	5	豊肥地区市町村保健活動研究協議会	7	豊肥地区市町村保健活動研究協議会	7	豊肥地区市町村保健活動研究協議会	8	豊肥地区市町村保健活動研究協議会	6	豊肥地区市町村保健活動研究協議会	6		

# 大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目第18-1号

大野郡5町2村合併協議会

担当部会【総務部会】

大項目	18. 補助金、交付金等の取扱い	中項目	1. 補助金、交付金等の取扱い	小項目	1. 補助金、交付金等の取扱い(上部団体)
協議の結果					

調査 町村名	細目 番号	大野郡5町2村の現況 (単位:千円)												調整の具体的内容		
		三重町		清川村		緒方町		朝地町		大野町		千歳村			犬飼町	
	24	豊肥支部精神保健協会	10	豊肥支部精神保健協会	6	豊肥支部精神保健協会	8	豊肥支部精神保健協会	6	豊肥支部精神保健協会	8	豊肥支部精神保健協会	6	豊肥支部精神保健協会	5	
	25	郡地域保健活動研究協議会	12	郡地域保健活動研究協議会	12	郡地域保健活動研究協議会	11	郡地域保健活動研究協議会	11	郡地域保健活動研究協議会	11	郡地域保健活動研究協議会	2	郡地域保健活動研究協議会	11	
	26	大分川大野川水質汚濁防止 連絡協議会	5	大分川大野川水質汚濁防止 連絡協議会	5	大分川大野川水質汚濁防止 連絡協議会	5	大分川大野川水質汚濁防止 連絡協議会	5	大分川大野川水質汚濁防止 連絡協議会	5	大分川大野川水質汚濁防止 連絡協議会	5	大分川大野川水質汚濁防止 連絡協議会	5	
	27	豊肥地区環境保全推進協議 会	80	豊肥地区環境保全推進協議 会	40	豊肥地区環境保全推進協議 会	50	豊肥地区環境保全推進協議 会	40	豊肥地区環境保全推進協議 会	50	豊肥地区環境保全推進協議 会	40	豊肥地区環境保全推進協議 会	36	
<b>【文教部会 - 社会教育関係】</b>																
	1	大分県公民館連合会	34	大分県公民館連合会	27	大分県公民館連合会	29	大分県公民館連合会	27	大分県公民館連合会	28	大分県公民館連合会	27	大分県公民館連合会	28	
	2	竹田地区公民館連合会	22	竹田地区公民館連合会	10	竹田地区公民館連合会	14	竹田地区公民館連合会	11	竹田地区公民館連合会	14	竹田地区公民館連合会	12	竹田地区公民館連合会	12	
	3	全国公民館振興市町村連盟	5	全国公民館振興市町村連盟	5	全国公民館振興市町村連盟	5	全国公民館振興市町村連盟	5	全国公民館振興市町村連盟	5	全国公民館振興市町村連盟	5	全国公民館振興市町村連盟	5	
	4	竹田地区社会教育委員連絡 協議会	12	竹田地区社会教育委員連絡 協議会	12	竹田地区社会教育委員連絡 協議会	12	竹田地区社会教育委員連絡 協議会	12	竹田地区社会教育委員連絡 協議会	12	竹田地区社会教育委員連絡 協議会	12	竹田地区社会教育委員連絡 協議会	12	
	5	竹田地区視聴覚教育協議会	58	竹田地区視聴覚教育協議会	58	竹田地区視聴覚教育協議会	58	竹田地区視聴覚教育協議会	58	竹田地区視聴覚教育協議会	58	竹田地区視聴覚教育協議会	58	竹田地区視聴覚教育協議会	58	
	6	日本図書館協会	37			日本図書館協会	23									
	7	大分県図書館連絡協議会	2	大分県図書館連絡協議会	2	大分県図書館連絡協議会	2	大分県図書館連絡協議会	3	大分県図書館連絡協議会	2	大分県図書館連絡協議会	2	大分県図書館連絡協議会	2	
	8	大分県体育施設協会	5	大分県体育施設協会	5	大分県体育施設協会	5	大分県体育施設協会	5	大分県体育施設協会	5	大分県体育施設協会	5	大分県体育施設協会	5	
	9	大野郡体育協会	2,397	大野郡体育協会	730	大野郡体育協会	1,145	大野郡体育協会	817	大野郡体育協会	1,016	大野郡体育協会	685	大野郡体育協会	887	
	10	竹田地区体育指導員協議会	12	竹田地区体育指導員協議会	6	竹田地区体育指導員協議会	10	竹田地区体育指導員協議会	6	竹田地区体育指導員協議会	12	竹田地区体育指導員協議会	5	竹田地区体育指導員協議会	8	
	11	県民すこやかスポーツ大会	81	県民すこやかスポーツ大会	29	県民すこやかスポーツ大会	41	県民すこやかスポーツ大会	31	県民すこやかスポーツ大会	37	県民すこやかスポーツ大会	27	県民すこやかスポーツ大会	33	
	12	大分県勤労者福祉施設協会	70													
	13	大分県社会同和教育研究協 議会	34	大分県社会同和教育研究協 議会	5	大分県社会同和教育研究協 議会	26	大分県社会同和教育研究協 議会	22	大分県社会同和教育研究協 議会	17	大分県社会同和教育研究協 議会	19	大分県社会同和教育研究協 議会	16	
	14	全国史跡整備市町村協議会	20											全国史跡整備市町村協議会	20	
	15													九州地区文化財保存整備市 町村協議会	5	
	16	竹田地区文化財調査委員連 絡協議会	14	竹田地区文化財調査委員連 絡協議会	14	竹田地区文化財調査委員連 絡協議会	18	竹田地区文化財調査委員連 絡協議会	14	竹田地区文化財調査委員連 絡協議会	18	竹田地区文化財調査委員連 絡協議会	12	竹田地区文化財調査委員連 絡協議会	16	
	17	大分県文化財愛護少年団連 絡協議会	6			大分県博物館協議会	5					大分県文化財愛護少年団連 絡協議会	2			
	18					九州博物館協会	5									
	19							全国生涯学習市町村協議会	30							
	20	大分県芸術巡回展	80													
	21									部落史研究協議会	16					
	22	日本体育学校健康センター	1,382	日本体育学校健康センター	179	日本体育学校健康センター	363	日本体育学校健康センター	97	日本体育学校健康センター	330	日本体育学校健康センター	107	日本体育学校健康センター	305	
<b>【文教部会 - 学校教育関係】</b>																
	23	県町村教育長会	19	県町村教育長会	11	県町村教育長会	18	県町村教育長会	11	県町村教育長会	16	県町村教育長会	11	県町村教育長会	16	



# 大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目第18-1号

大野郡5町2村合併協議会

担当部会【総務部会】

大項目	18. 補助金、交付金等の取扱い	中項目	1. 補助金、交付金等の取扱い	小項目	2. 補助金、交付金等の取扱い(上部団体以外の町村団体)
協議の結果	<p>【専門部会・幹事会案】</p> <p>1 大野郡5町2村又は複数町村で、同一又は同種の補助金等は、合併時に統一する方向で調整する。</p> <p>2 大野郡5町2村で独自の補助金等は、原則として合併時に廃止し、必要なものについては、新市において調整する。</p> <p>3 上部団体の負担金等は新市において調整する。</p>				

調査町村名	細目番号	大野郡5町2村の現況										調整の具体的内容	
		三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町					

【総務部会関係】																
町 村 別 内 容	1					大野朝地法人会	8	大野朝地法人会	8				各細目に記載している数値は15年度当初予算に計上された金額である。(単位:千円)			
	2		清川会(東京・大分)	220												
	3	交通安全協会各町村支部	282	交通安全協会各町村支部	15	交通安全協会各町村支部		交通安全協会各町村支部	24	交通安全協会各町村支部	46	交通安全協会各町村支部		49	交通安全協会長谷支部・犬飼支部・戸上支部	0
	4					(交通安全母の会)	0	(交通安全母の会)	15	(交通安全母の会)	15	(青年団・交通安全母の会)		14	(交通安全母の会)	0
	5	(高齢者ドライバークラブ)	20	(高齢者ドライバークラブ)	22			(高齢者ドライバークラブ)	16	(高齢者ドライバークラブ)	32	(高齢者ドライバークラブ)		10		
	6	(女性ドライバークラブ)	144	(女性ドライバークラブ)	30	(女性ドライバークラブ)	0	(女性ドライバークラブ)	36	(女性ドライバークラブ)	12	(女性ドライバークラブ)		21	(女性ドライバークラブ)	48
	7	(交通指導隊)	20									(交通安全協会大野支部青年部)		12		
	8			自衛隊父兄会	22	自衛隊父兄会	3	自衛隊協力会	2	自衛隊協力会	3	自衛隊協力会		2	自衛隊父兄会	10
	9										青色申告会	25				
	10			豊の船清川会	22											
	11	たばこ販売組合	270	たばこ販売組合	36	たばこ販売組合	64	たばこ販売組合	44	たばこ販売組合	50	たばこ販売組合		45	たばこ販売組合	56
	12					緒方工業高校を育てる会	800									
	13											町安全運転管理者協議会		40		
	14	三重町公衆電話会	20													
	15	NTTユーザー協会	5			NTTユーザー協会	5	NTTユーザー協会	3	NTTユーザー協会	3	NTTユーザー協会		3		
	16														下の原水路管理組合	200
【企画部会関係】																
	1	サッカーを通じたまちづくり協議会	499													
	2				ふるさと先人顕彰事業	400										
	3												上山興開発委員会	40		
	4	菅尾地区活性化補助金	294													
								矢田ダム関連地域振興事業促進補助金	7,207	矢田ダム関連地域振興育成交付金	8,991					
【民生部会関係】																
	1	身体障害者福祉協議会	520	身体障害者福祉協議会	40	身体障害者福祉協議会	400	身体障害者福祉協議会	44	身体障害者福祉協議会	63	身体障害者福祉協議会	31	身体障害者福祉協議会	65	
	2	老人クラブ連合会	811	老人クラブ連合会	255	老人クラブ連合会	638	老人クラブ連合会	440	老人クラブ連合会	455	老人クラブ連合会	360	老人クラブ連合会	530	
	3	老人クラブ	2,880	老人クラブ	950	老人クラブ	1,630	老人クラブ	1,037	老人クラブ	1,304	老人クラブ	600	老人クラブ	1,099	
	4									こんにちは会	50					
	5												犬飼町竹友会	24		

# 大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目第18-1号

大野郡5町2村合併協議会

担当部会【総務部会】

大項目	18. 補助金、交付金等の取扱い	中項目	1. 補助金、交付金等の取扱い	小項目	2. 補助金、交付金等の取扱い(上部団体以外の町村団体)
協議の結果					

調査 町村名	細目 番号	大野郡5町2村の現況												調整の具体的内容			
		三重町		清川村		緒方町		朝地町		大野町		千歳村			犬飼町		
町 村 別 内 容	6					菊愛会	10										
	7	母子寡婦福祉協議会	144	母子寡婦福祉協議会	32	母子寡婦福祉協議会	330	母子寡婦福祉協議会	40	母子寡婦福祉協議会	55	母子寡婦福祉会	62	母子寡婦福祉協議会	65		
	8					人権問題啓発教育推進協議会	190	人権問題啓発教育推進協議会	300								
	9	解放同盟三重支部	648							解放同盟	1,714						
	10									更生保護婦人会	10	更生保護婦人会	5	更生保護婦人会	16		
	11													町保護司会	16		
	12	町村傷痍軍人会	18			町村傷痍軍人会	16	町村傷痍軍人会	19	町村傷痍軍人会	20			町村傷痍軍人会	24		
	13	軍人恩給連盟支部	27							軍人恩給連盟支部	15			軍人恩給連盟支部	24		
	14	町村遺族会	180	町村遺族会	22	町村遺族会	64	町村遺族会	29	町村遺族会	211	町村遺族会	23	町村遺族会	112		
	15	民生児童委員	277	民生児童委員	196	民生児童委員	242	民生児童委員	230	民生児童委員	232	民生児童委員	193	民生児童委員	223		
	16	食生活改善推進協議会	180	食生活改善推進協議会	9			食生活改善推進協議会	36					食生活改善推進協議会	20		
	17	愛育班	240									愛育班	210				
	18			衛生普及員連絡協議会	44												
	19													精神障害者協議会	20		

**【文教部会-学校教育関係】**

1	町村教育振興協議会	200	町村教育振興協議会	50	町村教育振興協議会	64	町村教育振興協議会	32	町村教育振興協議会	30	町村教育振興協議会	40	町村教育振興協議会	400
2	町村PTA連合会	45	町村PTA連合会	72	町村PTA連合会	72	町村PTA連合会	44	町村PTA連合会	54	町村PTA連合会	18	町村PTA連合会	48
3	町村PTA	500			町村PTA	122								
4	町幼児教育振興会	130												
5									町同和教育推進協議会	243				
6	三重高校野球部	100												
7	三重農業野球部	100												
8	ぶんごの里農園	130												
9											進路指導協議会	5		
10									同和教育奨励費	917				
11									入学支度金交付制度	208				

# 協 議 事 項 に 係 る 参 考 資 料

協定項目 第18-1号

大野郡5町2村合併協議会

## 基本的考え方

市町村は、公益上必要がある場合は、各種団体に対して、それぞれの趣旨、目的に応じて補助金や交付金を交付する等の財政的支援を行っています。

市町村合併の際には、合併関係市町村が従来行ってきた補助制度の内容について、これから建設していく市町村の振興にどのように役立っていくのか、あるいは、新市町村の財政状況はどうなるのか、合併協議の際に、合併関係市町村が十分に実情把握を行うとともに、補助条件等の調整を行うことが適当です。

また、合併関係市町村がこの問題を協議するにあたっては、各種団体の動向の把握と将来への希望等を十分に把握したうえで、合併後の取扱いについて協議しておくことが必要です。

一般的な取扱いとしては、合併を機会に補助金又は補助制度を整理統合し、公益上の必要性を失ったもの又は目的に達したものは廃止し、必要がある場合についても、複数の合併関係市町村で同一又は同種の団体又は事業に対し補助している場合には補助金又は補助制度を統一し、合併関係市町村においてそれぞれの特事情により補助しているものについては、合併市町村全体との均衡を考慮して調整するということが考えられます。

尚、補助金、交付金等の取扱いについての具体的な整理方法については次のとおりとします。  
本協定項目で取扱う補助金等は、上部団体に関する負担金等、それ以外の町村独自の団体運営補助金等に区分します。  
事業費補助等については、協定項目で協議される各種事業で取扱うものとしませんが該当がない項目については本項で取扱うものとします。

## 根拠法令

地方自治法  
財務  
第4節 支出  
(寄附又は補助)

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

## 先進事例

篠山市（H11.4.1合併）  
各町の補助金、交付金等は、従来からの経緯、実情に配慮し、新町において検討するものとする。  
(1) 各町で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする。  
(2) 各町独自の補助金については、従来の実績を尊重し、町域全体の均衡を保つように調整するものとする。  
(3) 他の補助金に整理統合できる補助金については、統合の方向で調整するものとする。

さぬき市（H15.4.1合併）  
各町の補助金、交付金等は、従来からの経緯、実情に配慮し、新市において検討するものとする。  
(1) 自治会補助金については、新市の自治会活動を充実させるよう交付水準について配慮する。  
(2) 各町同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする。  
(3) 各町独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整するものとする。  
(4) 他の補助金に整理統合できる補助金については、統合の方向で調整するものとする。

あさぎり町（H15.4.1合併）  
各町村の従来からの経緯、実情等に配慮しつつ、予算措置の段階で調整する。

南アルプス市（H15.4.1合併）  
(総務・企画・議会関係)  
補助金の取扱いについては、現状のまま新市に移行し、新市において見直しを行う中で必要に応じ調整する。

(産業・経済関係)  
補助金の取扱いについては、現状のまま新市に移行し、新市において見直しを行う中で必要に応じ見直しを図る。  
(建設関係)  
(1) 花壇生垣推進に関する補助金については、全市を対象とし甲西町の例による。  
(2) 水洗便所設置費補助金制度については、全市を対象とし若草町の例による。  
(3) 水洗便所等改造資金融資幹旋制度については、白根町及び櫛形町の例に合わせるが、この制度に若草町で実施している宅内排水設備等の改造工事資金の利子補給も加える。  
(4) 排水設備設置費補助金制度については、全市を対象とし白根町及び櫛形町の例による。  
(5) 生活扶助世帯に対する水洗便所設置費補助金については、全市を対象とし甲西町の例による。  
(6) その他については、現状のまま新市に移行し必要に応じて調整する。  
(住民関係)  
補助金の取扱いについては、現状のまま新市に移行し、新市において見直しを行う中で必要に応じて調整する。

東かがわ市（H15.4.1合併）  
各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、合併時に廃止し、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点から見直し、制度化を図る。  
(1) 同一あるいは同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整する  
(2) 独自の補助金については、従来の実績等を考慮し、補助金等の目的を明確化し、均衡を保つよう調整する。  
(3) 整理統合できる補助金等については、統合、廃止できるよう調整する。

佐伯市（H17.3.3合併予定）  
(統括調整方針)  
新市の速やかな一体性の確保や従来からの経緯、実績等に配慮し、9市町村で同一又は類似しているものは、現行どおり又は統一する。差異の著しいものや独自の補助金等、調整が困難なものは、当分の間、現行どおりとし、適正な補助金のあり方等について合併後調整し統一する。または、従来からの経緯、実情等に配慮しつつ廃止も含め、予算措置の段階で調整する。  
個別調整方針は、別添「補助金、交付金等の取扱い」に定める。

項目	調整内容
政務調査費補助金、女性コミュニティ補助金、婦人防火クラブ補助金及び自主防災組織運営費補助金	佐伯市の例により新市においても設置する。
議員互助会補助金	廃止の方向で検討する。
自衛隊父兄会補助金、たばこ販売共同組合補助金、交通安全都市推進協議会補助金、交通安全補助金、職員共済会補助金、原爆被害者団体協議会補助金、消費生活研究会運営費補助金、佐伯地区人権擁護委員協議会運営費補助金及び危険物安全協会補助金	新市において統一して助成する。
防犯灯電気料補助金	新市において形態を調整し、助成する。
大分バス補助金（過疎バス助成金）及びコミュニティ助成事業補助金	現行のまま新市に引き継ぐ。
就業奨励補助金、人材育成（会議）補助金、定住奨励補助金、結婚祝金、転校準備金、住宅取得助成金（中古住宅取得助成金）、住宅新築祝金補助金（新築住宅取得助成金）及び過疎地域定住増進対策事業補助金	新市において新しい制度を検討する。
多目的集会所施設整備事業補助金及び佐伯市地区集会所に対する建設費補助金	補助制度は継続するが、内容は、合併後検討する。

# 協議事項に係る参考資料

協定項目 第18-1号

大野郡5町2村合併協議会

項目	調整内容
離島航路補助金及びえばあぐりん利用島民補助金	蒲江町の例により新市に引き継ぐ。
いきいき蒲江町創生協議会補助金	合併までに蒲江町で検討する。
新市自治委員会（連合会）補助金	組織体制の確立後決定する。
老人クラブ助成金	当分の間、現行どおりとし、合併後調整し統一する。
更生保護婦人会運営費補助金	当分の間、現行どおりとし、合併後調整する。
母子寡婦福祉会補助金	当分の間、現行どおりとし、合併後調整する。
戦没者遺族援護事業補助金・地区遺族会補助金	当分の間、現行どおりとし、合併後調整する。
資源ごみ集団回収事業補助金	当分の間、現行どおりとし、合併後調整する。
保護司会、女性セミナー、食生活改善推進協議会、母親クラブ活動費助成、職業病対策事業、労災被傷病者互助会、生活と健康を守る会、傷痍軍人会及び大分県被爆者団体協議会補助金	新市においても引き続き実施する。
上灘地区公害対策委員会補助金及び上灘地区総合健診料	従来からの実情や他地域との均衡を考慮して合併までに調整する。
大分県身体障害者体育大会、ねんりんピック、老人憩いの家活動及び一日おとうさん行事補助金	新市においても引き続き実施する。
エバーグリーン福祉作業所、飼い犬精巣手術、飼い犬不妊手術、民間社会福祉施設整備資金利子補給及び身体障害者療護施設整備事業補助金	国・県要綱により引き続き実施する。
大分県ゆうあいスポーツ大会、私立保育園共済会及び公衆浴場確保対策事業補助金	現行どおりとする。
P T A連合会に対する補助制度	合併後検討する。
青年団に対する補助制度	補助制度は継続するが、内容は、合併後検討する。
婦人会に対する補助制度	補助制度は継続するが、内容は、合併後検討する。
その他の社会教育関係団体に対する補助制度	補助制度は継続するが、内容は、合併後検討する。
文化協会補助金	(1)当分の間、各文化協会ごとに助成する。 (2)文化財保護団体(杖踊り保存会など)は、活動実施に伴う補助金を別途助成する。

阿賀野市（H16.4.1合併予定）

各種団体に交付している補助金等については、公共的必要性や公平性の観点から新市において引き続きそのあり方を検討することとするが、当初は従来の実績に配慮しながら、市域全体の均衡を保つように調整することとする。ただし、4町村で同一あるいは同種の団体に対する補助金等は、団体の理解と協力を得て合併後3年以内に交付基準を統一するよう調整する。

## 高齢者福祉事業の取扱いについて

高齢者福祉事業の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 3 月 2 5 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会  
会 長 芦 刈 幸 雄

### 高齢者福祉事業の取扱いについて

- 1 高齢者福祉計画については、介護保険事業計画の見直しに合わせ、新市において策定する。
- 2 国又は県の制度に基づき全町村で実施している事業については、新市において引き続き実施する。ただし、内容、利用料等に差異のあるものについては、合併までに調整する。
- 3 国又は県の制度に基づき一部の町村で実施している事業については、実施事業、内容について合併までに調整する。
- 4 各町村が独自に実施している制度又は事業については、地域性と地域間の均衡に考慮しつつ合併までに調整する。
- 5 福祉施設等については、新市に引き継ぎ、その事業内容、運営方法等は合併までに調整する。

平成 年 月 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第 3 2 号

大野郡5町2村合併協議会

大 項 目	32.高齢者福祉事業の取扱いについて	中 項 目	1.高齢者福祉事業の取扱いについて
協 議 の 結 果			

小 項 目	大 野 郡 5 町 2 村 の 現 況							調整の具体的内容
	三 重 町	清 川 村	緒 方 町	朝 地 町	大 野 町	千 歳 村	犬 飼 町	
1. 高齢者福祉計画	老人保健福祉計画 (平成15年度から平成19 年度の5ヵ年計画)	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	【専門部会・幹事会案】  高齢者福祉計画については、介護 保険事業計画の見直しに合わせ、 新市において策定する。  国又は県の制度に基づき全町村で 実施している事業については、新 市において引き続き実施する。 ただし、内容、利用料等に差異の あるものについては、合併までに 調整する。  国又は県の制度に基づき一部の町 村で実施している事業については、 実施事業、内容について合併まで に調整する。  各町村が独自に実施している制度 又は事業については、地域性と地 域間の均衡に考慮しつつ合併まで に調整する。  福祉施設等については、新市に引 き継ぎ、その事業内容、運営方法 等は合併までに調整する。
2. 敬老事業(単独事業) (1) 敬老年金事業 (年額)	平成14年度で廃止	90歳以上 10,000円 (村長が訪問贈呈)		75歳以上 6,000円 80歳以上 12,000円	80歳以上 6,000円 88歳以上 12,000円	80歳以上4,000円×2回/年 85歳以上5,000円×2回/年	80歳以上 6,000円 88歳以上 12,000円 (88歳以上は町長訪問)	
(2) 敬老祝金事業	80歳の高齢者 10,000円		80歳以上 5,000円	100歳の高齢者 100,000円又は相当品 (町長が訪問贈呈)				
(3) 敬老祝品事業	95歳以上の高齢者に記念 品を贈呈 (在宅の方は町長が訪問贈呈)	77,88,99歳の高齢者にそれぞれ 10,000円,20,000円,30,000円 相当の記念品を贈呈 (村長が訪問贈呈)	88,95歳の高齢者に記念品 を贈呈 (在宅の方は町長が訪問贈呈)	90歳以上の高齢者に毎年、 毎月誕生日に記念品(15, 000円相当)を訪問贈呈	満99歳以上の高齢者を町長 が訪問し記念品を持参	70,90歳以上の高齢者に記 念品を贈呈 (村長が男女の最高齢者を訪問)	町内を2地区に分割し、 70歳以上の高齢者に交互 に贈呈 (平成16年度全地区対象で実施)	
(4) 敬老会事業	区長会が行う70歳以上の 高齢者の敬老会事業に補 助金を交付 一人当たり1千円	70歳以上の老人を招待 バス送迎、アトラクション 弁当、お茶 (平成16年度は実施しない)		77歳以上の老人を招待 70歳以上記念品(1,500円相当) バス送迎、アトラクション 紅白まんじゅう、お茶	65歳以上の老人を招待 バス送迎、アトラクション	平成13年度より中止	70歳以上の老人 町内を2地区に分割し、 交互に開催 (平成16年度は実施しない)	
(5) 金婚式・ダイヤモンド婚式 ・金婚式(結婚50年) ・ダイヤモンド婚式(結婚60年)	記念式典及び記念品の贈呈  未実施	記念式典及び記念品の贈呈  未実施	記念式典及び記念品の贈呈  記念式典及び記念品の贈呈	記念式典及び記念品の贈呈 (会食、送迎有り) 記念式典及び記念品の贈呈 (会食、送迎有り)	記念式典及び記念品の贈呈  記念式典及び記念品の贈呈	記念式典及び記念品の贈呈  未実施	記念式典及び記念品の贈呈  未実施	
3. 高齢者の生活支援対策 (1) 高齢者生活支援事業 「食」の自立支援事業 (国県制度)  自己負担額(全部の場合)  (単独事業)	居宅に配食することにより 栄養バランスのとれた食事 の供給と安否の確認を行う  400円	居宅に配食することにより 栄養バランスのとれた食事 の供給と安否の確認を行う  350円	居宅に配食することにより 栄養バランスのとれた食事 の供給と安否の確認を行う  400円	居宅に配食することにより 栄養バランスのとれた食事 の供給と安否の確認を行う  500円	居宅に配食することにより 栄養バランスのとれた食事 の供給と安否の確認を行う  400円	居宅に配食することにより 栄養バランスのとれた食事 の供給と安否の確認を行う  300円	未実施	
外出支援サービス事業 (国県制度)	移送用車両を利用した、 生きがい活動支援事業所 等への送迎費を助成する。  助成限度額 36,000円/年		移送用車両を利用した、 生きがい活動支援事業所 等への送迎費を助成する。  (自己負担額) 生きがいデイサービス 100円 医療機関 200円	移送用車両を利用した、 生きがい活動支援事業所 等への送迎費を助成する。  (自己負担額) 無料	移送用車両を利用した、 生きがい活動支援事業所 等への送迎費を助成する。  (自己負担額) 生きがいデイサービス 50円 医療機関 500円	移送用車両を利用した、 生きがい活動支援事業所 等への送迎費を助成する。  (自己負担額) 無料	移送用車両を利用した、 生きがい活動支援事業所 等への送迎費を助成する。  (自己負担額) 無料	
寝具洗濯乾燥消毒サービス 事業 (国県制度)					寝たきり高齢者等への寝 具洗濯乾燥、消毒サー ビス等を行う 原則年1回 (自己負担額) 3点セット 630円 4点セット 1,050円	平成16年度より実施予定	寝たきり高齢者等への寝 具洗濯乾燥、消毒サー ビス等を行う 原則年2回 (自己負担額) 掛け布団、敷き布団、毛布 550円 掛け布団、ベットパット、毛布 420円 マットレス 250円 ベットパット 280円	



大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第 32 号

大野郡5町2村合併協議会

大 項 目	32.高齢者福祉事業の取扱いについて							中 項 目	1.高齢者福祉事業の取扱いについて
協 議 の 結 果									
小 項 目	大 野 郡 5 町 2 村 の 現 況							調 整 の 具 体 的 内 容	
	三 重 町	清 川 村	緒 方 町	朝 地 町	大 野 町	千 歳 村	犬 飼 町		
家族介護用品の支給 (国県制度) 【国制度対象者】 ・要介護4・5 ・住民税非課税世帯	居宅で介護を受ける高齢者の介護用品購入に係る費用を支給し、介護者の経済的負担を軽減する (対象者) 要介護1以上 課税による規定無し (助成) 月額6,250円の給付券 (おむつ、尿取りパッド)	左記に同じ  (対象者) 要介護1以上 住民税非課税世帯 (助成) 年額60,000円以内 (おむつ、尿取りパッド等)	左記に同じ  (対象者) 要介護3以上 課税による規定無し (助成) 月額5,000円の給付券 (おむつ、尿取りパッド 衣料品、食事容器等)	左記に同じ  (対象者) 要介護3以上 課税による規定無し (助成) 月額5,000円 (おむつ、尿取りパッド)	左記に同じ  (対象者) 要介護3以上 住民税非課税世帯(平成16年度予定) (助成) 年額75,000円以内 (おむつ、尿取りパッド 使い捨て手袋、清拭剤外)	左記に同じ  (対象者) 要介護3以上 住民税が均等割 (助成) 3月額15,000円 (おむつ、尿取りパッド)	左記に同じ  (対象者) 要介護4以上 課税による規定無し (助成) 年額100,000円以内 (おむつ、尿取りパッド)		
家族介護者交流事業 (国県制度)	高齢者を介護している家族に対して、介護から一時的に解放し、交流会を行う	高齢者を介護している家族に対して、介護から一時的に解放し、交流会を行う	高齢者を介護している家族に対して、介護から一時的に解放し、交流会を行う		高齢者を介護している家族に対して、介護から一時的に解放し、交流会を行う	高齢者を介護している家族に対して、介護から一時的に解放し、交流会を行う			
ヘルパー受講支援事業 (国県制度)			家族介護の経験を活かしホームヘルパーとして社会での活躍を支援するため、受講料の一部を助成  2級ヘルパー講習受講料のうち、20,000円		家族介護の経験を活かしホームヘルパーとして社会での活躍を支援するため、受講料の一部を助成  2級、3級ヘルパー講習受講料のうち、15,000円				
家族介護慰労事業 (国県制度) 【国制度対象者】 ・要介護4・5 ・住民税非課税世帯 ・1年以上介護サービスを受けなかった者を介護する者	平成15年度より廃止	過去1年間介護保険サービスを受けなかった者を介護している者に対して慰労金の支給 (対象者) 要介護4,5 住民税非課税世帯 (金額) 100,000円	過去1年間介護保険サービスを受けなかった者を介護している者に対して慰労金の支給 (対象者) 要介護4,5 住民税非課税世帯 (金額) 月額8,000円を年2回に分けて支給	介護を要する在宅高齢者を現に介護している者に対して慰労金を支給 (介護保険サービス区分無) (対象者) 要介護4,5又は相当 課税による規定無し (金額) 月額5,000円を年2回に分けて支給	過去1年間介護保険サービスを受けなかった者を介護している者に対して慰労金の支給 (対象者) 要介護4,5 住民税非課税世帯 (金額) 年額100,000円以内	過去1年間介護保険サービスを受けなかった者を介護している者に対して慰労金の支給 (対象者) 要介護4,5 住民税非課税世帯 (金額) 100,000円			
徘徊高齢者家族支援サービス事業 (国県制度)	痴呆性高齢者が徘徊した場合に、その居場所を家族等に伝え、安心して介護できる環境を整備		痴呆性高齢者が徘徊した場合に、その居場所を家族等に伝え、安心して介護できる環境を整備			平成16年度より実施予定			
(2)介護手当支給事業 (単独事業)				(在宅ねたきり者等介護手当支給条例) (要件) 65歳未満ねたきり者等を在宅で6月以上介護している者 (金額) 月額5,000円	ねたきり老人介護手当条例 (要件) 65歳以上ねたきり者等を在宅で6月以上介護している者 (金額) 月額5,000円		高齢者支援健康福祉総合条例 介護手当支給規則 (要件) 65歳以上ねたきり者等を在宅で1年以上介護している者 (金額) 月額5,000円		
6.その他の高齢者対策事業 (1)老人保護措置 (国県制度)	概要 身体上又は精神上の障害のため日常生活に支障がありかつ経済的に困窮している65歳以上の方が養護老人ホームに入所し生活する 入所状況(平成14年度末) 18人	左記に同じ  入所状況(平成14年度末) 2人	左記に同じ  入所状況(平成14年度末) 30人	左記に同じ  入所状況(平成14年度末) 6人	左記に同じ  入所状況(平成14年度末) 7人	左記に同じ  入所状況(平成14年度末) 5人	左記に同じ  入所状況(平成14年度末) 4人		



大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第 32 号

大野郡5町2村合併協議会

大 項 目	32.高齢者福祉事業の取扱いについて		中 項 目	1.高齢者福祉事業の取扱いについて				
協 議 の 結 果								
小 項 目	大 野 郡 5 町 2 村 の 現 況							調 整 の 具 体 的 内 容
	三 重 町	清 川 村	緒 方 町	朝 地 町	大 野 町	千 歳 村	犬 飼 町	
(8) 老人福祉電話等設置事業 (単独事業)	老人福祉電話設置事業運営規則 ひとり暮らしの老人に対し 安否の確認と日常生活の連 絡のため、福祉電話を設置	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	
(9) 医療費助成・見舞金 はり・きゅう治療費支給 事業 (単独事業)	指定するはり・きゅう施設 での治療費の助成 70歳以上 1回 1,000円 月1回以内	指定するはり・きゅう施設 での治療費の助成 70歳以上 1回 1,000円 年6回以内	指定するはり・きゅう施設 での治療費の助成 60歳以上 1回 1,000円 年6回以内	指定するはり・きゅう施設 での治療費の助成 65歳以上 1回 1,000円 年12回以内	指定するはり・きゅう施設 での治療費の助成 70歳以上 1回 1000円 (平成16年度予定額) 年12回以内	指定するはり・きゅう施設 での治療費の助成 70歳以上 1回 1,000円 年12回以内	指定するはり・きゅう施設 での治療費の助成 70歳以上 1回 1,000円 月1回以内	
老人医療費助成事業 (単独事業)			要介護老人に対し、医療費 の一部負担金を助成  要介護度3以上で身障手帳 1、2級以外の者		同和地域の70歳以上の高 齢者に対し、医療費の3 分の1を助成			
老人等見舞金支給事業 (単独事業)				70歳以上の老人並びに65歳 から69歳までの寝たきり老 人(障害認定者)に対し、 病院に入院した場合に見舞 金を支給する 重度医療該当者除く 入院1日につき200円 最高限度額 60日		在宅の寝たきりの人に対し 年2回 5,000円の見舞金 の支給		
(10) 介護サービス利用者支援事業 (国庫制度) 介護保険法施行時の訪問 介護利用者に対する利用 者負担額軽減措置事業  障害者ホームヘルプサー ビス利用者に対する支援 措置事業  社会福祉法人等による生 計困難者に対する介護保 険サービスに係る利用者 額減免措置事業等  (単独事業)	平成12年3月以前にホーム ヘルプサービスを利用して いた低所得者  障害者施策によってホーム ヘルプサービスを利用して いた低所得者  社会福祉法人により提供さ れるサービス利用者のうち 特に生計が困難な人	左記に同じ  左記に同じ  左記に同じ	左記に同じ  左記に同じ  左記に同じ	左記に同じ  左記に同じ  左記に同じ	左記に同じ  左記に同じ  左記に同じ	左記に同じ  左記に同じ  左記に同じ	左記に同じ  左記に同じ  左記に同じ	
(11) その他の事業 (単独事業)			在宅寝たきり老人等歯科医 療推進事業実施要綱  寝たきりのため通院による 歯科治療を受けることが困 難な老人、身体障害者等の 歯科治療の機会を確保し、 訪問歯科診療を推進する  緒方町歯科医師会の協力	パートヘルパー養成研修費 用補助金 3級養成研修テキスト代、 旅費の1/2以内の補助  ホームヘルパー養成研修 町が訪問介護員に関する省 令に基づく指定養成研修事 業者として2級ヘルパー養 成研修を実施 参加費テキスト代のみ	特殊寝台貸与規程  65歳以上で長期にわたっ て臥床している低所得者の 者に特殊寝台を貸与する  ゲートボール場設置事業 補助	ひとり暮らし老人激励事業  ひとり暮らし老人を招待し 昼食会・お楽しみ会を年1 回開催し、激励する 「すみれ会」が中心となり 活動	地域ふれあいウィーク サービス実施要綱  健康づくり・閉じこもり防 止・交流活動・生きがいづ くり・社会参加を図り高齢 者の要介護高齢者への進行 を予防する  60歳以上の高齢者	

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第 32 号

大野郡5町2村合併協議会

大 項 目	32.高齢者福祉事業の取扱いについて	中 項 目	1.高齢者福祉事業の取扱いについて
協 議 の 結 果			

小 項 目	大 野 郡 5 町 2 村 の 現 況								調 整 の 具 体 的 内 容
	三 重 町	清 川 村	緒 方 町	朝 地 町	大 野 町	千 歳 村	犬 飼 町		
7. 高齢者福祉の推進 (1) 老人クラブ (平成14年度数)	老人クラブ数 47クラブ 会員数 2,918人 加入率 46.4%	老人クラブ数 12クラブ 会員数 833人 加入率 69.6%	老人クラブ数 35クラブ 会員数 1,945人 加入率 61.5%	老人クラブ数 18クラブ 会員数 463人 加入率 28.8%	老人クラブ数 28クラブ 会員数 980人 加入率 37.9%	老人クラブ数 10クラブ 会員数 785人 加入率 84.5%	老人クラブ数 17クラブ 会員数 528人 加入率 30.5%		
(2) シルバー人材センター	高齢者の希望に応じて、その経験と能力を活かした就業機会の提供	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ		
(3) 高齢者福祉施設等の状況 高齢者生活福祉センター等  生活支援ハウス		高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例  高齢者生活福祉センターにおける居住施設管理運営規則 ：居住10室		憩いの村設置及び管理に関する条例  憩いの村居住部門管理運営規則 ：居住10室	老人福祉センターの設置及び管理に関する条例	高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例  高齢者生活福祉センターにおける居住施設管理運営規則 ：居住7室	高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例  高齢者生活福祉センターにおける居住施設管理運営規則 ：居住13室		
在宅介護支援センター 施設の名称	・三重町在宅介護支援センター ・三重町在宅介護支援センター紫雲 ・三重町基幹型在宅介護支援センター(基幹型1 直営)(地域型2 医療法人、社会福祉法人委託)  在宅の高齢者等に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、各種の保健福祉サービスの調整を行う	・清川村在宅介護支援センター(基幹型+地域型)  社会福祉協議会運営委託  左記に同じ	・緒方町在宅介護支援センター(基幹型+地域型)  直営  左記に同じ	・朝地町在宅介護支援センター(基幹型+地域型)  社会福祉協議会運営委託  左記に同じ	・大野町在宅介護支援センター(地域型)  社会福祉法人偕生会運営委託  左記に同じ	・千歳村在宅介護支援センター(地域型)  社会福祉協議会運営委託  左記に同じ	・犬飼町在宅介護支援センター(基幹型)  直営  左記に同じ		
	地域ケア会議  在宅介護支援センター運営協議会	地域ケア会議  在宅介護支援センター運営協議会	地域ケア会議  在宅介護支援センター運営協議会	地域ケア会議  在宅介護支援センター運営協議会	地域ケア会議  在宅介護支援センター運営協議会	地域ケア会議  在宅介護支援センター運営協議会	地域ケア会議  在宅介護支援センター運営協議会		
養護老人ホーム			緒方町常楽荘 老人福祉法第15条第3項に基づく養護老人ホーム  昭和33年設置 定員70名 職員数24名(パート9名) (H15年2月1日現在) 入所者数70名						
デイサービスセンター		・老人デイサービスセンター ：清川村高齢者生活福祉センター  ・痴呆対応型デイサービス ：清川村高齢者生活福祉センター	・デイサービスセンター悠々 ：緒方町社会福祉協議会  ・デイサービスセンターやまびこ ：緒方町社会福祉協議会  ・デイサービスセンターアクリス ：H16,4月開設 保健センター2階	・憩いの村通所介護事業所  ・やすらぎ苑通所介護事業所 ：生きがいデイサービス実施事業所	・老人デイサービスセンター ：大野町老人福祉センター	・老人デイサービスセンター ：千歳村高齢者生活福祉センター	・老人デイサービスセンター ：犬飼町高齢者生活福祉センター  ・ふれあいデイサービスセンター ：保育園跡にふれあい児童館と併設、社会福祉協議会に運営委託		
老人憩いの家等	老人福祉施設の設置及び管理に関する条例  三重町老人憩いの家(社会福祉法人紫雲会に管理運営委託)		老人憩いの家等の設置及び管理に関する条例  緒方町長湯憩いの家 緒方町老人憩いの家 上冬原老人憩いの家 中野老人憩いの家 下徳田老人憩いの家(徳田軽作業場) (越生いきいきサロン)			老人憩いの家の施設の設置及び管理に関する条例  千歳村老人憩いの家(施設の管理を老人クラブに委託)	老人憩いの家の施設の設置及び管理に関する条例  犬飼町老人憩いの家(町管理) 小福手老人憩いの家(町管理) 下農部老人憩いの家(地区に管理委託)		

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第 32 号

大野郡5町2村合併協議会

大 項 目	32.高齢者福祉事業の取扱いについて		中 項 目	1.高齢者福祉事業の取扱いについて				
協 議 の 結 果								
小 項 目	大 野 郡 5 町 2 村 の 現 況							調 整 の 具 体 的 内 容
	三 重 町	清 川 村	緒 方 町	朝 地 町	大 野 町	千 歳 村	犬 飼 町	
グループホーム			グループホームの設置及び管理に関する条例  在宅の痴呆性老人に対し、共同生活の方法により、痴呆性進行予防と介護負担軽減等を図る  「グループホームふれんど」：緒方町社会福祉協議会に委託 居室6室					
老人軽作業所		清川村いきいき老人軽作業所設置条例 清川村六種老人軽作業所設置条例  老人の健康維持と生きがい活動実施施設  ・清川村いきいき老人軽作業所 ・清川村六種老人軽作業所 ・清川村白山老人軽作業所	(老人憩の家等の設置及び管理に関する条例)  老人の健康維持と生きがい活動実施施設  ・徳田軽作業所	朝地町老人軽作業所の設置及び管理に関する条例  老人の健康維持と生きがい活動実施施設  ・朝地町鳥屋老人軽作業所 ・朝地町中尾塚老人軽作業所 ・朝地町綿田老人軽作業所 ・朝地町池田老人軽作業所 ・朝地町朝地老人軽作業所	老人の健康維持と生きがい活動実施施設  ・大野町老人軽作業所 (S56年建設、老人福祉センター内)	老人の健康維持と生きがい活動実施施設  ・千歳村老人軽作業所 (老人憩いの家の中に併設施設の管理を老人クラブに委託)	犬飼町老人軽作業所設置条例  老人の健康維持と生きがい活動実施施設  ・犬飼町老人軽作業所 (デイサービスセンターに併設し、社会福祉協議会に管理委託) H16委託料無し	
訪問看護ステーション			緒方町すこやか訪問看護ステーション設置条例  在宅寝たきり者の家庭における療養生活を支援し心身の機能の維持回復を目指す施設					
介護予防拠点施設	高齢者の健康増進と社会活動の促進を図り、要介護状態になることを予防し、生きがいある生活を送る活動拠点施設 「ひなたぼっこ」	高齢者の健康増進と社会活動の促進を図り、要介護状態になることを予防し、生きがいある生活を送る活動拠点施設 「清川村介護予防拠点センター」	高齢者の健康増進と社会活動の促進を図り、要介護状態になることを予防し、生きがいある生活を送る活動拠点施設 「越生いきいきサロン」		高齢者の健康増進と社会活動の促進を図り、要介護状態になることを予防し、生きがいある生活を送る活動拠点施設 (大野町中央公民館の大集会室を改修)	高齢者の健康増進と社会活動の促進を図り、要介護状態になることを予防し、生きがいある生活を送る活動拠点施設 (千歳村多目的集会所を改修)	高齢者の健康増進と社会活動の促進を図り、要介護状態になることを予防し、生きがいある生活を送る活動拠点施設 「犬飼町ふれあいセンター」	
介護保険関連サービス基盤安定事業設置施設					要介護状態の予防、健康増進事業の推進を図るための施設  健康増進施設(入浴) 「ふれあい館」  (H12年度事業、概ね60歳以上の高齢者対象で、200円の入浴料)			

# 協議事項に係る参考資料

協定項目 第 32号

大野郡5町2村合併協議会

## 留意事項

### 高齢者福祉関係

福祉事業については、国・県の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進し、高齢者や障害者の社会参加にかかる事業は統合又は再編、老人保健福祉計画は新たに再編するなど充実に努めることが適当である。

独自制度の内容に差異のあるものは高い水準に統一することが多い。一の団体で行っている事業については、従来の実績を尊重し、域内全体の均衡が保たれ、制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整することが適当である。  
(「合併協議会の運営の手引」)より

## 先進事例

### 篠山市(平成11年4月1日合併)

- 1 国又は県等が定める福祉制度については、その福祉制度の要綱等に準拠して実施する。
- 2 町独自の福祉制度については、その福祉制度の趣旨や目的が効果的に機能する町の例による。
- 3 地域福祉基金については、合併時に合計額をもって基金を設置する。

### さぬき市(平成14年4月1日合併)

- 1 各福祉制度における老人福祉施設については国又は県等の要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。
- 2 敬老年金については、次のとおりとする。  
[支給日] 毎年9月15日  
90歳以上の者 / 20,000円  
[基準日] 9月15日  
[支払方法] 現金手渡し
- 3 各福祉制度における高齢者福祉・障害者福祉・医療福祉等の施策については、国又は県等に準拠しながらサービスの充実に努める。

### 西東京市(平成13年1月21日合併)

福祉関係事業については、社会経済状況の変化、少子高齢化の進展、介護保険の導入などに伴い、量から質への転換が必要となっていることを踏まえ、今後の福祉施策の方向性を総合的に勘案しながら整理するものとする。また、一律的な経済給付型事業から、サービスの質と効率性への転換を基本とし、スクラップ・アンド・ビルドの原則に立ち、負担公平性及び市民福祉向上の観点に留意し調整するものとする。

### 江田島市(平成16年4月1日合併予定)

各種福祉制度の取扱いについては、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、住民サービスの低下にならないよう新市において、次のことについて調整をする。

- 1 国又は県等が定める制度については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整し、実施する。
- 2 各町ごとに実施している事務事業については、高い水準に統一するよう調整に努める。また、町独自の事業については、地域を拡大し、実施に努める。
  - (1) 旅客船運賃(通院)助成事業、高齢者旅客船運賃助成事業及び身体障害者旅客船運賃助成事業については、地域の均衡を考慮して調整し、実施する。
  - (2) 敬老金贈呈事業については、現行の制度を調整し、実施する。
  - (3) 高齢者活用事業の取扱いについては、事業団体の理解を得て、一元化を図るよう調整する。
  - (4) その他の福祉対策については、新市において調整し、実施する。

### 東かがわ市(平成15年4月1日合併)

- 1 国又は県が定める制度については、現行の実施方法を基準に新市において調整し、実施する。
- 2 地域福祉バス運行事業、患者輸送バス運行事業については、地域全体の均衡を考慮し、新たな制度により実施する。
- 3 敬老年金支給事業については、現行の制度を改め、祝金制度により新市において調整し、実施する。
- 4 1町又は2町で実施されているその他の事業については、新市において調整し、実施する。

### あさぎり町(平成15年4月1日合併)

- ・老人福祉については、次のとおり取扱うものとする。
  - 1 敬老年金、祝金については、上村(年金75歳以上90歳未満 6,000円、90歳以上 10,000円、祝金100歳到達者100,000円)の例による。
  - 2 ダイヤモンド婚祝金贈呈は、合併までに関係町村で廃止する。
- ・各付属機関等については、次のとおり実施するものとする。
  - 1 社会福祉法人等に対する助成制度は、新町において新たに制定する。
  - 2 単独事業については、新町においても引き続き実施する。

### 対馬市(平成16年3月1日合併予定)

福祉関係事業については、社会経済状況の変化、少子高齢化の進展、介護保険の導入などに伴い、量から質への転換が必要となっていることを踏まえ、今後の福祉施策の方向性を総合的に勘案しながら調整するものとする。また、地域の実情に配慮しながら、均一的、総合的なサービスの提供の観点に留意し、調整するものとする。

### 上五島地域5町合併協議会(平成16年8月1日合併目標)

老人福祉事業等は、国等の制度に基づいて実施しているものは引き続き推進し、各町単独事業は、従来の実績を尊重し、地域の均衡が保たれ、制度の趣旨、目的が効果的に機能するよう調整するものとする。  
福祉施設については、現行どおり新町に引き継ぎ、名称、使用料等は合併までに調整する。

### 竹田直入地域市町合併協議会(平成17年3月31日合併目標)

- (1) 敬老年金については、年齢通過型支給とし、制度の内容は合併時までに調整する。
- (2) 介護慰労金の対象者は、厚生労働省のADL基準のランクCで6カ月以上寝たきり状態の者とし、制度の内容は合併時までに調整する。
- (3) 老人クラブの活動助成については、県の補助制度を基本に、新市に引き継ぐ。
- (4) 在宅介護支援センターについては、地域型は現行のとおりとし、基幹型は国の制度をみながら、合併時までに調整する。
- (5) 介護予防・生活支援事業については、現行のとおり実施し、内容は現状水準を維持する方向で合併時までに調整する。  
介護予防・生活支援事業の委託先については、合併までに調整する。
- (6) 成年後見制度利用支援事業については、竹田市の例により、新市に引き継ぐ。
- (7) 熟年かたらい入浴補助事業については、合併後に、住民福祉の観点から総合的に検討する。

## 根 拠 法 令

### 老人福祉法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もつて老人の福祉を図ることを目的とする。

（基本的理念）

第2条 老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で豊かな生活を保障されるものとする。

第3条 老人は、老齢に伴つて生ずる心身の変化を自覚して、常に心身の健康を保持し、又は、その知識と経験を活用して、社会的活動に参加するように努めるものとする。

2 老人は、その希望と能力とに応じ、適当な仕事に従事する機会その他社会的活動に参加する機会を与えられるものとする。

（老人福祉増進の責務）

第4条 国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、老人の福祉に関係のある施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前2条に規定する基本的理念が具現されるように配慮しなければならない。

3 老人の生活に直接影響を及ぼす事業を営む者は、その事業の運営に当たっては、老人の福祉が増進されるように努めなければならない。

（老人の日及び老人週間）

第5条 国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促すため、老人の日及び老人週間を設ける。

2 老人の日は9月15日とし、老人週間は同日から同月21日までとする。

3 国は、老人の日においてその趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとし、国及び地方公共団体は、老人週間において老人の団体その他の者によつてその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならない。

（定義）

第5条の2 この法律において、「老人居宅生活支援事業」とは、老人居宅介護等事業、老人デイ・サービス事業、老人短期入所事業及び痴呆対応型老人共同生活援助事業をいう。

2 この法律において、「老人居宅介護等事業」とは、第10条の4第1項第1号の措置に係る者又は介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による訪問介護に係る居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与する事業をいう。

3 この法律において、「老人デイサービス事業」とは、第10条の4第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者（その者を現に養護する者を含む。）を特別養護老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、これらの者につき入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業をいう。

4 この法律において、「老人短期入所事業」とは、第10条の4第1項の第3号の措置に係る者又は介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を特別養護老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、養護する事業をいう。

5 この法律において、「痴呆対応型老人共同生活介護事業」とは、第10条の4第1項第4号の措置に係る者又は介護保険法の規定による痴呆対応型共同生活介護に係る居宅介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者が共同生活を営むべき住居において食事の提供その他の日常生活上の援助を行う事業をいう。

第5条の3 この法律において、「老人福祉施設」とは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。

（福祉の措置の実施者）

第5条の4 65歳以上の者（65歳未満の者であつて特に必要があると認められる者を含む。以下同じ。）又はその者を現に養護する者（以下「養護者」という。）に対する第10条の4及び第11条の規定による福祉の措置は、その65歳以上の者が居住地を有するときは、その居住地の市町村が、居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでないときは、その所在地の市町村が行うものとする。ただし、同条第1項第1号若しくは第2号又は生活保護法（昭和25年法

律第144号）第30条第1項ただし書の規定により入所している65歳以上の者については、その65歳以上の者が入所前に居住地を有した者であるときは、その居住地の市町村が、その65歳以上の者が入所前に居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでなかつた者であるときは、入所前におけるその65歳以上の者の所在地の市町村が行うものとする。

2 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 1 老人の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 2 老人の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに附随する業務を行うこと。

（介護支援相談）

第6条の2 市町村は、第5条の4第2項第2号に規定する情報の提供並びに相談及び指導のうち、介護保険法に規定する居宅サービス、居宅介護支援及び施設サービスの適切かつ有効な利用に係るものその他の主として居宅において介護を受ける老人及びその者を現に養護する者に係るものであつて特に専門的知識及び技術を必要とするものについては、当該市町村の設置する老人介護支援センターその他の厚生労働省令で定める施設の職員に行わせ、又はこれを当該市町村以外の者の設定するこれらの施設に委託することができる。

（支援体制の整備等）

第10条の3 市町村は、65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、心身の状況、その置かれている環境等に応じて自立した日常生活を営むために、最も適切な支援が総合的に受けられるように、次条及び第11条の措置その他地域の実情に応じたきめ細かな措置の積極的な実施に努めるとともに、これらの措置、介護保険法に規定する居宅サービス、居宅介護支援及び施設サービス並びに老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

2 市町村は、前項の体制の整備に当たっては、65歳以上の者が身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障が生じた場合においても、引き続き居宅において日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。

（居宅における介護等）

第10条の4 市町村は、必要に応じて、次の措置を採ることができる。

- 1 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において第5条の2第2項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託すること。
  - 2 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する通所介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者（養護者を含む。）を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人デイサービスセンター若しくは第5条の2第3項の厚生労働省令で定める施設（以下「老人デイサービスセンター等」という。）に通わせ、同項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該便宜を供与することを委託すること。
  - 3 65歳以上の者であつて、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつたものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人短期入所施設若しくは第5条の2第4項の厚生労働省令で定める施設（以下「老人短期入所施設等」という。）に短期間入所させ、養護を行い、又は当該市町村以外の者の設置する老人短期入所施設等に短期間入所させ、養護することを委託すること。
  - 4 65歳以上の者であつて、痴呆の状態にあるために日常生活を営むのに支障があるもの（共同生活を営むのに支障がある者を除く。）が、やむを得ない事由により介護保険法に規定する痴呆対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第5条の2第5項に規定する住居において食事の提供その他の日常生活上の援助を行い、又は当該市町村以外の者に当該住居において食事の提供その他の日常生活上の援助を行うことを委託すること。
- 2 市町村は、65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものにつき、前項各号の措置を採るほか、その福祉を図るため、必要に応じて、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託する措置を採ることができる。

## その他の福祉事業の取扱いについて

その他の福祉事業の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成16年3月25日提出

大野郡5町2村合併協議会  
会長 芦刈幸雄

### その他の福祉事業の取扱いについて

- 1 民生委員児童委員については、合併時の在任委員は新市に引き継ぐ。ただし、民生委員児童委員協議会のあり方等については、合併までに調整する。
- 2 災害救助については、国又は県の制度に基づき実施している事業については、新市において引き続き実施する。ただし、単独事業については、合併までに調整する。
- 3 戦没者追悼式については、新市において引き続き実施する。ただし、開催時期、開催場所等については、合併までに調整する。
- 4 その他の事業については、新市において調整する。

平成 年 月 日確認 大野郡5町2村合併協議会

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第38号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	38. その他の福祉事業の取扱いについて							中項目	1. その他の福祉事業の取扱いについて																																							
協議の結果																																																
小項目	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	調整の具体的内容																																								
1. 民生委員児童委員協議会 (平成15年度) (1) 委員定数 民生委員児童委員 48名 主任児童委員 3名 委員活動費 国・県補助分 (内訳) 個人分 ( 3,075,300円 ) 会長分 ( 11,920円 ) 民協分 ( 276,500円 ) 町村独自の支給分 費用弁償 54,270円×51人 活動補助金 0円	10名 2名 931,520円 ( 723,600円 ) ( 11,920円 ) ( 196,000円 )	26名 2名 1,942,320円 ( 1,688,400円 ) ( 11,920円 ) ( 242,000円 )	18名 2名 1,447,920円 ( 1,206,000円 ) ( 11,920円 ) ( 230,000円 )	19名 2名 1,509,720円 ( 1,266,300円 ) ( 11,920円 ) ( 231,500円 )	8名 2名 807,920円 ( 603,000円 ) ( 11,920円 ) ( 193,000円 )	13名 2名 1,138,920円 ( 904,500円 ) ( 11,920円 ) ( 222,500円 )	<b>【専門部会案】</b> 民生委員児童委員については、合併時の在任委員は新市に引き継ぐ。ただし、民生委員児童委員協議会のあり方等については、合併までに調整する。 災害救助については、国又は県の制度に基づき実施している事業については、新市において引き続き実施する。ただし、単独事業については、合併までに調整する。 戦没者追悼式については、新市において引き続き実施する。ただし、開催時期、開催場所等については、合併までに調整する。 その他の事業は原則として廃止し、必要なものについては、新市において調整する。																																									
(2) 民生委員推薦会 委員報酬(日額)	4,600円	4,600円	4,600円	4,600円	4,700円	4,600円	委員長 4,700円 委員 4,600円																																									
2. 災害救助 (国・県制度) (1) 災害弔慰金	死亡者が生計中心の場合500万円 その他の者の場合は250万円支給							左記に同じ																																								
(2) 災害障害見舞金	死亡者が生計中心の場合250万円 その他の者の場合は125万円支給							左記に同じ																																								
(3) 災害援護資金貸付	災害被害を受けた世帯の世帯主に対し、その生活の建て直しに資するため資金貸付を行う							左記に同じ																																								
(単独事業) 災害見舞金	三重町災害見舞金給付規程 死亡100,000円、負傷10,000円住宅全焼全壊50,000円、非住宅全焼全壊5,000円～20,000円、住宅半焼半壊10,000円～20,000円、非住宅半焼半壊5,000円～20,000円近火見舞5,000円、土砂流入及び床上浸水10,000円～50,000円							緒方町災害見舞金規程 全焼・全壊・流出の場合100,000円 半焼・半壊・半流出の場合50,000円 一部焼失・一部破損・床上浸水30,000円							朝地町災害罹災者に対する見舞金支給条例 死亡100,000円、負傷30,000円 全焼・全壊・流出の場合60,000円、半焼・半壊・半流出の場合30,000円 一部焼失・一部破損・床上浸水30,000円							大野町罹災者救助規程 死亡50,000円、負傷20,000円、全焼・全壊・流出の場合50,000円、半焼・半壊・半流出の場合20,000円 一部焼失・一部破損・床上浸水20,000円							千歳村災害見舞金規程 死亡150,000円、負傷(入院を要する場合)30,000円、全焼・全壊・流失(母屋)150,000円・(母屋以外)100,000円、半焼・半壊・半流失(母屋)100,000円・(母屋以外)50,000円、床上浸水(住宅)100,000円 土砂流入10,000円～30,000円							犬飼町災害救助条例 自己住宅全焼・全壊は100,000円 自己住宅半焼・半壊はそれぞれ60,000円、50,000円、貸家住宅全焼半焼はそれぞれ100,000円、80,000円、貸家住宅全壊・半壊はそれぞれ80,000円、50,000円、床上浸水・床下浸水はそれぞれ30,000円、10,000円							<b>【幹事会案】</b> 民生委員児童委員については、合併時の在任委員は新市に引き継ぐ。ただし、民生委員児童委員協議会のあり方等については、合併までに調整する。 災害救助については、国又は県の制度に基づき実施している事業については、新市において引き続き実施する。ただし、単独事業については、合併までに調整する。 戦没者追悼式については、新市において引き続き実施する。ただし、開催時期、開催場所等については、合併までに調整する。 その他の事業については、新市において調整する。					
(災害見舞金募金)	災害見舞金募金規程 火災、風水害その他の被災者に対し見舞金を支給																																															
3. 戦没者追悼式 (1) 開催時期	5月	11月	8月	11月	11月	8月	11月																																									
(2) 開催場所	三重町中央公民館	清川村中央公民館	緒方町中央公民館	朝地町公民館	大野町中央公民館	千歳村中央公民館	犬飼町中央公民館																																									
4. その他の事業								・へき地患者輸送経費補助事業(県補助1/2) 医療に恵まれない地域で交通機関の利用が不便な地域住民の通院手段として患者輸送業務を委託 (平成15年度までは、タクシー会社に委託し、へき地患者を清川村診療所に輸送。平成16年度からはコミュニティバスを利用する予定) ・へき地患者輸送経費補助事業(県補助1/2) 医療に恵まれない地域で交通機関の利用が不便な地域住民の通院手段として患者輸送業務を委託 (コミュニティバスを利用し、へき地患者が町内医療機関通院に利用する際、払い戻しにより利用料を助成) ・福祉健康体育祭開催補助事業(単独事業) 福祉健康体育祭は社協に委託 平成15年度予算額：350千円																																								

# 協議事項に係る参考資料

協定項目第38号

大野郡5町2村合併協議会

## 留意事項

### その他の福祉事業

地域格差が生じないように統合又は再編し、充実に努めることが適当である。

## 先進事例

### あさぎり町（平成15年4月1日合併）

その他の福祉関係制度については、次のとおり実施するものとする。

- （1）社会福祉法人等に対する助成制度は、新町において新たに制定する。
- （2）災害弔慰金については、上村、須恵村の例による。
- （3）単独事業については、新町においても引き続き実施する。

### 日田市郡合併協議会（平成17年3月22日合併予定）

各種福祉制度の取扱いについて

6. 一般福祉について
  - 1 市町村単独災害助成金・見舞金については、合併関係市町村の制度を尊重し、合併関係市町村の制度を尊重し、新市において検討する。
  - 2 戦没者追悼式については、合併までに調整する。
  - 3 社会福祉施設整備費補助については、新市に引き継ぐ。
  - 4 天瀬町の町民憩の家管理運営については、新市に引き継ぐ。
  - 5 地域福祉計画については、市町村の実情を尊重しながら、新市において調整し策定する。

### 宇佐両院地域市町合併協議会（平成17年3月31日合併予定）

各種福祉事務事業の取扱いに関すること

- 1～4 省略
5. 災害弔慰金等については次のとおりとする。
  - 災害弔慰金は、宇佐市の例による。
  - 小災害見舞金は、合併までに調整する。
  - 住宅等災害見舞金は、安心院町の例による。
6. 民生・児童委員は、次のとおりとする。
  - 合併時に在任の委員は、すべて新市の委員とする。
  - 民生委員協議会は、合併時に統合する方向で調整する。
  - 市町単独補助金は、合併までに調整する。

## 根拠法令

### 民生委員法（抜粋）

第1条 民生委員は、社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努めるものとする。

第2条 民生委員は、常に、人格識見の向上と、その職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

第3条 民生委員は、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の区域にこれを置く。

第4条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が、前条の区域ごとに、その区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の意見をきいて、これを定める。

第5条 民生委員は、都道府県知事の推薦によつて、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

2 前項の都道府県知事の推薦は、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について、都道府県に設置された社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴いてこれを行う。

第6条 民生委員推薦会が、民生委員を推薦するに当つては、当該市町村の議会（特別区の議会を含む。以下同じ。）の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であつて児童福祉法（昭和22年法律第164号）の児童委員としても、適当である者について、これを行わなければならない。

2 都道府県知事及び民生委員推薦会は、民生委員の推薦を行うに当たつては、当該推薦に係る者のうちから児童福祉法の主任児童委員として指名されるべき者を明示しなければならない。

第8条 民生委員推薦会は、委員若干人でこれを組織する。

2 委員は、当該市町村の区域の実情に通ずる者であつて、次の各号に掲げるもののうちから、それぞれ2人以内を市町村長が委嘱する。

1. 市町村の議会の議員
2. 民生委員
3. 社会福祉事業の実施に関係のある者
4. 市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者
5. 教育に関係のある者
6. 関係行政機関の職員
7. 学識経験のある者

## 協議事項に係る参考資料

協定項目第38号

大野郡5町2村合併協議会

第14条 民生委員の職務は、次のとおりとする。

1. 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
  2. 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
  3. 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
  4. 社会福祉を目的とする事業を営業者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
  5. 社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の関係行政機関の業務に協力すること。
- 2 民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

第15条 民生委員は、その職務を遂行するについては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によつて、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

第24条 民生委員協議会の任務は、次のとおりとする。

1. 民生委員が担当する区域又は事項を定めること。
  2. 民生委員の職務に関する連絡及び調整をすること。
  3. 民生委員の職務に関して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当たること。
  4. 必要な資料及び情報を集めること。
  5. 民生委員をして、その職務に関して必要な知識及び技術の修得をさせること。
  6. その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理すること。
- 2 民生委員協議会は、民生委員の職務に関して必要と認める意見を関係各庁に具申することができる。
- 3 民生委員協議会は、市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の組織に加わることができる。
- 4 市町村長及び福祉事務所その他の関係行政機関の職員は、民生委員協議会に出席し、意見を述べることができる。

### 児童福祉法（抜粋）

第12条 市町村の区域に児童委員を置く。

- 2 民生委員法（昭和23年法律第198号）による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。
- 3 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。
- 4 前項の規定による厚生労働大臣の指名は、民生委員法第5条の規定による推薦によつて行う。

第12条の2 児童委員は、次に掲げる職務を行う。

1. 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
2. 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。

3. 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を営業者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
  4. 児童福祉司又は社会福祉法に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
  5. 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
  6. 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。
- 2 主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員（主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。）との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。
- 3 児童委員は、その職務に関し、都道府県知事の指揮監督を受ける。

## 農林水産事業の取扱い(その1)について

農林水産事業の取扱い(その1)について、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 3 月 2 5 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会  
会 長 芦 刈 幸 雄

### 農林水産事業の取扱い(その1)について

- 1 林業関係事業の取扱いについて
  - (1) 有害鳥獣関係事業、町有林関係事業、林道及び作業道関係整備事業、種駒助成事業については、合併時に統一する。
  - (2) 椎茸原木に対する病虫害防除の薬剤費補助事業については、廃止する。
- 2 畜産関係事業の取扱いについて
  - (1) 育種組合関係事業及びBSE関係事業については、新市に引き継ぐ。
  - (2) 導入関係事業、畜産品評会関係事業及び畜舎等整備事業については、合併時に統一する。
  - (3) 衛生対策関係事業、飼料関係事業及び種雄牛造成関係事業については、新市において調整する。
  - (4) 見舞金関係事業については、合併時に廃止する。

平成 年 月 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第41-1号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	41. 農林水産事業の取扱い	中項目	1. 林業関係事業
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
1 有害鳥獣関係事業	<b>有害鳥獣被害防止対策事業</b> 電気柵補助6件×30,000(町1/2)+ 13件×40,000(町2/3) 事業費700,000円 防護ネットの補助 (町1/2)5,000円以上対象 事業費 248,900円		<b>町猟友会共済対象費</b> 160,000円 電気柵補助 12×40,000円 事業費 480,000円	<b>有害鳥獣駆除員保険料</b> 95,000円	<b>有害鳥獣駆除員保険料</b> 138,000円	<b>有害鳥獣駆除員保険料</b> 41,760円 12名分	<b>有害鳥獣駆除班補助</b> 50,000円	有害鳥獣関係事業、町有林関係事業、林道及び作業道関係整備事業、種駒助成事業については、合併時に統一する。 椎茸原木に対する病害虫防除の薬剤費補助事業については、廃止する。 産業専門部会案 平成16年3月3日
2 町村有林関係事業	<b>町有林手入事業委託料</b> 162,000円	<b>村有林監視委託事業</b> 56,000円	<b>町有林手入事業委託料</b> 3,588,000円	<b>町有林手入事業委託料</b> 130,000円	<b>町有林手入事業委託料</b> 町有林の維持管理(間伐、除伐等) 1,117,000円 町有林台帳整備委託料 町有林台帳作成等の維持管理	<b>村有林手入事業委託料</b> 1,156,000円	有害鳥獣関係事業、町有林関係事業、林道及び作業道関係整備事業、種駒助成事業については、合併時に統一する。 椎茸原木に対する病害虫防除の薬剤費補助事業については、廃止する。 幹事会案 平成16年3月3日	
3 林道及び作業道整備関係事業	<b>林道管理整備事業</b> 原材料費400,000円 人夫費180,000円 車両借上料400,000円	<b>林内作業道整備事業</b> 開設(W=2)525円/m 788,000円 整備(W=2)2,415円/m 725,000円 (W=3)3,150円/m 536,000円 <b>林内作業道運搬車導入事業</b> 導入機械設置に要する経費 導入額の1/3以内ただし、1台の購入金額が100万円以内とする。	<b>林道管理整備事業</b> 林業災害を未然に防ぐ、作業の効率化 原材料の1/2以内を支給 車両借上料215,550円 <b>林内作業道整備事業</b> 林業振興のための簡易作業道開設補助 町 500円/m若しくは実費	<b>林道管理整備事業</b> 愛護作業10路線 11.344m(町有林道) 町支出 270,000円 原材料費200,000円 車両借上料200,000円	<b>林道管理整備事業</b> 林道愛護作業実施地区への補助金 実績:22,000円(町有林道) 林道の維持管理(路面修理工事請負費) 実績:1,486,000円 林道補修原材料費支給 実績:315,000円 原材料費400,000円 人夫費152,000円 車両借上料200,000円 <b>林内作業道整備事業</b> 間伐の促進 実績:490,000円 (間伐作業道の開設費用の助成)		<b>林道管理整備事業</b> 愛護作業費金等100,000円 維持管理 原材料支給50m3 90%補助 580,000円	
4 椎茸関係事業	種駒購入に対する補助 県0.5円/個(2万個以上) 町1円/個(1万個以上) 事業費6,432,400円	椎茸生産者が購入した種駒に要する経費 購入種駒1個あたり0.8円 (1万個以上) 購入種駒1個あたり0.5円 (2万個以上)	椎茸生産のため種駒購入者に対する補助 椎茸種駒購入補助金(植菌1万個以上) 1万個以上2万個まで 1円/個 2万個を超える分1.5円/個(県0.5円) 事業費3,325,319円 椎茸原木病害虫対策事業 椎茸防除協議会に対する原木防除補助 事業費 130,200円	2万駒以上の椎茸種駒購入者に対し、1駒 当たり1円を補助。 県補助金 1,571,600円 負担金補助 5,703,000円	椎茸生産の促進(種駒への助成) (1万個以上2円の補助)	ほだ木造成1,000本以上 1,000本を越えた本数×30円 県1/3 村2/3 補助金82,800円 植菌5,000駒以上対象、1駒×1円	2万個以上の椎茸種駒購入者に対し、1駒 当たり1円を補助。 1,376,000円 県1/2、町1/2 種駒補助1,040千駒(県費50%)	

# 大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目第41-1号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	41. 農林水産事業の取扱い	中項目	2. 畜産関係事業の取扱い
協議の結果			

小項目	大野郡5町の現況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
1 育種組合関係事業			朝地・緒方和牛育種改良組合 事業費 36,000円	朝地・緒方和牛育種改良組合 事業費 36,000円				育種組合関係事業及びBSE関係事業については、新市に引き継ぐ。  導入関係事業、畜産品評会関係事業及び畜舎等整備事業については、合併時に統一する。
2 導入関係事業	<p>優良基礎牛導入事業 優良牛の保留・導入に対する補助 80,000円×10頭 事業費 800,000円</p> <p>高能力乳用牛導入事業 高能力乳用牛の導入補助 事業費 900,000円</p>	<p>優良基礎牛導入事業 導入：40万以上の1/2補助 保留：一律50,000円 成牛：最高100,000円 事業費 1,500,000円</p> <p>家畜導入利子補給事業 家畜導入事業対象牛の利息補助 2.5%分の1%分×5年分</p>	<p>優秀牛保留促進事業 82点以上の保留牛に対して 1,200,000円程度</p> <p>高能力乳用牛導入事業 乳牛の導入に対して 1頭300,000円 600,000円(2頭)</p>	<p>優良基礎牛導入事業 購入金額60万円以上の優良牛導入 60万円を超えた額の1/2に18万円を加えた額 補助金額 4,038,000円</p> <p>家畜導入利子補給事業 1頭 25,000円</p> <p>高能力乳用牛導入事業 購入金額60万円以上。年間5頭分(補助率3割) 事業費 1,500,000円</p> <p>繁殖雌牛更新事業 高齢牛を計画的に淘汰し、子牛の導入・保留を行う 1頭 35,000円以内 事業費 350,000円</p>	<p>優良基礎牛導入事業 保留：50,000円/1頭 導入：600,000円以上の1/2補助 事業費 1,500,000円</p> <p>高能力乳用牛導入事業 乳牛の導入に伴い、 1頭当り200,000円の補助</p> <p>肥育基礎牛預託事業利子補給事業 町内導入牛代金×農協利子分1/2補助</p>	<p>優良基礎牛導入事業 村内牛の保留において、 1頭当り20,000円の補助</p> <p>家畜導入利子補給事業 家畜導入事業の対象牛 40万円以上=利子×5ヶ年分 40万円未満=利子×1ヶ年分</p> <p>高能力乳用牛導入事業 乳牛の導入に伴い、 1頭当り300,000円の補助</p>	<p>優良基礎牛導入事業 自家保留牛(4ヵ月~18ヵ月未満) 80,000円×5頭=400,000円</p> <p>育成牛 (4ヵ月~18ヵ月未満) 500,000円×0.2×2頭=200,000円</p>	<p>衛生対策関係事業、飼料関係事業及び種雄牛造成関係事業については、新市において調整する。</p> <p>見舞金関係事業については、合併時に廃止する。</p> <p style="text-align: center;">産業専門部会案 平成16年3月3日</p> <p>育種組合関係事業及びBSE関係事業については、新市に引き継ぐ。</p> <p>導入関係事業、畜産品評会関係事業及び畜舎等整備事業については、合併時に統一する。</p> <p>衛生対策関係事業、飼料関係事業及び種雄牛造成関係事業については、新市において調整する。</p> <p>見舞金関係事業については、合併時に廃止する。</p> <p style="text-align: center;">幹事会案 平成16年3月3日</p>

# 大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目第41-1号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	41. 農林水産事業の取扱い	中項目	2. 畜産関係事業の取扱い
協議の結果			

小項目	大野郡5町の現況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
3 畜産品評会関係事業	各種畜産品評会出品補助事業 事業費 640,000円 町品評会 1頭当り 6,000円 郡共進会 1頭当り 20,000円 県共進会 1頭当り 50,000円 乳牛共励会 1頭当り 20,000円	各種畜産品評会出品補助事業 村品評会 1頭当り 5,000円 郡共進会 1頭当り 25,000円 記念品 15,000円 県共進会 1頭当り 30,000円	各種畜産品評会出品補助事業 町品評会 1頭当り 4,000円 記念品等有り 郡共進会 1頭当り 8,000円 記念品等有り 県共進会 1頭当り 20,000円 輸送費等あり	各種畜産品評会出品補助事業 町品評会 1頭当り 5,000円 郡共進会 1頭当り 13,000円 県共進会 1頭当り 50,000円	各種畜産品評会出品補助事業 町品評会 1頭当り 15,000円 郡共進会 1頭当り 20,000円 県共進会 1頭当り 30,000円 ~40,000円 肥育30,000円/外40,000円	各種畜産品評会出品補助事業 村品評会 1頭当り 5,000円 郡共進会 1頭当り 26,500円 県共進会 1頭当り 30,000円	各種畜産品評会出品補助事業 町品評会 1頭当り 5,000円 郡共進会 1頭当り 20,000円 (輸送手当含む) 県共進会 1頭当り 50,000円 (輸送手当含む)	
4 畜舎等整備事業	和牛畜舎建築事業 県単事業に該当しない小規模の和牛舎建設に対し 1箇所当り 50,000円 事業費 500,000円  家畜糞尿処理施設建設事業 国・県の補助事業に該当しない処理施設の設置に対し補助する 豚 1頭当り 10,000円 事業費 1,300,000円 (130頭規模)			和牛畜舎建築事業 県事業(低コスト事業)に伴う助成 補助率 1/3 事業費 2,453,000円  酪農施設整備事業 酪農畜舎等施設整備に伴う助成 補助率 1/3 事業費 78,000円				
5 衛生対策関係事業				衛生対策薬剤購入事業 ダニ駆除剤の購入に対する補助 補助率 1/2 事業費 340,000円				
6 飼料関係事業			飼料生産支援対策事業 飼料の収穫等委託経費に対する補助 経費の20パーセント以内 1,000,000円	水田高位利用飼料作物生産対策事業 水田転作田、裏作田に飼料作物を植えた農家に対し種子の現物支給を行う 事業費 700,000円				
7 BSE関係事業 (基金からの対策資金貸付事業)				牛海綿状脳症対策資金貸付事業 市場出荷頭数×50,000円 (最高貸付額 2,000,000円) ただし、基金の範囲内とする 貸付利率 無利子 償還期限 2年据置5年償還 償還方法 年一括均等償還 基金総額 10,000,000円			牛海綿状脳症対策資金貸付事業 市場出荷頭数×50,000円  貸付利率 無利子 償還期限 据置3年 償還方法 一括償還 基金総額 2,000,000円	
8 種雄牛造成関係事業			種雄牛造成推進事業 町内産種牛候補の試験種付けに係る補助(町単独のみ) 子牛販売補助 雌5万去勢4万310,000円					
9 見舞金関係事業						子牛死亡見舞金 子牛の死亡に伴い、 1頭当り10,000円の見舞金		

# 協 議 に 係 る 参 考 資 料

協定項目 第41-1号  
大野郡5町2村合併協議会

## 林業関係及び畜産関係事業提案趣旨

現在各町村で樹立されている林業関係の整備計画については、合併までに各町村間の調整を行い、新市において策定する森林総合整備計画に反映させる。

また、畜産関係の振興計画についても、林業関係同様新市において策定する計画に反映させる。

現在各町村が実施している国・県補助事業については、継続事業を含め新市において必要に応じて実施する。さらに国・県の補助事業を行った場合の上部団体に対する義務的負担金等については、新市においても負担する。

複数の町村で実施している類似の町村単独事業については合併までに事業内容等を統一し、新市において実施する。

一つの町村のみが実施している、町村単独事業についてはこれまで各町村の歴史や地形等の条件により、それぞれが創意工夫し産地形成や銘柄の定着化が図られてきたものであり、合併を期に一律に廃止することは出来ないと考える。しかしながら、そのような事業については一旦廃止し、今後策定される新市建設計画や各種振興計画等に反映させ、必要に応じて新市において整備し実施することが適当であるとする。

さらに、現在各町村が行っている国・県補助事業に対する町村の上乗せについては基本的に廃止する。

## 林 業 関 係 先 進 地 事 例

### 佐伯市・南海部郡5町3村合併協議会

#### 有害鳥獣駆除事業

- 有害鳥獣駆除事業については、新市においても継続実施する。
- 報償金等の取扱いについては、本匠村のシカ、野猿駆除奨励補助金、鶴見町の有害鳥獣駆除委託料については、有害鳥獣補助金に統一し、駆除依頼ごとに猟友会各支部に支給する。
- 報償金対象鳥獣及び単価については、イノシシ6,000円、シカ8,000円、サル30,000円とする。
- 有害鳥獣駆除活動犬負傷見舞金の支給については、宇目町の例により調整する。

#### 間伐促進基盤整備総合対策事業

- 作業道開設事業については、佐伯市の例により実施する。
- 簡易作業路開設事業については、県の採択基準に基づき、基準どおり補助金を交付する。
- 作業道整備（災害復旧）については、県の補助残は新市が負担して実施する。ただし、補助金（県及び市町村）の交付を受けて開設した作業道（幅員概ね3m以上）で、公共性があるものに限る。
- その他のものにあつては、県の採択基準に基づき、基準どおり補助金を交付する。

作業道開設事業補助金（市町村単独事業）については、新市においても実施する。ただし、補助対象者は地域住民とし、補助基準は宇目町の例により、補助額は弥生町の例により調整する。なお、補助限度額は1路線100万円を上限とする。作業道整備事業補助金（コンクリート舗装：市町村単独事業）については、新市においても継続して実施する。補助対象者は地域住民及び団体（任意団体を含む）とし、対象規模は概ね幅員3m以上の作業道とし、舗装厚は10cmとする。

#### しいたけ生産基盤整備総合対策事業

- 低コスト簡易作業路緊急整備事業については、現行のとおりとする。
  - 生産基盤高度化緊急対策事業については、現行のとおりとする。
  - ほだ木造成緊急支援事業補助については、県採択基準による補助金は、30円/本とする。
- 椎茸種駒植菌事業補助金については、5,000駒以上購入者を対象に5,000駒を超えるものについて1駒1円補助する。なお、上限については設定しない。
- 林業振興簡易作業路開設事業補助金（単独事業）については、廃止する。

### 日田市郡合併協議会

「市町村森林総合計画」については、新市で新たに作成する。

国県補助事業に係る林業関係事業で、合併時に継続中のものについては、新市に引き継ぐ。

林道については、新市に引き継ぎ台帳を統合する。

林道の開設・改良分担金、災害復旧事業分担金、維持管理に係る制度については、合併年度（16年度）及びこれに続く5年度は現行どおりとし、その後は管理形態や林業の公共性を勘案し、新市において検討を行うものとする。

その他軽微な事項については、合併までに事務的に調整する。

## 畜産関係先進地事例及び大野郡5町2村の畜産の状況

### 佐伯市・南海部郡5町3村合併協議会

豊後牛経営確立事業については、新市においても、継続して実施する。

家畜導入事業資金供給事業については、新市においても継続して実施する。ただし、宇目町が事業主体の農協有等導入については、農協管理の方向で協議する。宇目町実施の特別導入については、継続して実施する。

低コスト肉用牛地域活性化事業については、新市においても、継続して実施する。

獣医師設置事業補助金（単独事業）については、当分の間、現行のとおり実施する。

酪農ヘルパー制度育成事業補助金（単独事業）については、新市において新市においても継続して実施する。

牛群検定事業補助金（単独事業）については、新市においても、継続して実施する。

畜産品評会補助金（単独事業）

佐伯南郡畜産品評会補助金については、出品頭数一律10,000円とする。

県畜産共進会出品（代表2頭）については、一律50,000円とする。

経産牛能力向上条件整備事業については、新市においても、継続して実施する。

環境保全型農畜産整備事業については、新市においても、継続して実施する。

養豚生産基盤強化緊急対策事業については、新市においても、継続して実施する。

家畜防疫互助基金造成支援事業については、新市においても、継続して実施する。

豚オーエスキー病緊急対策事業（単独事業）については、新市においても、継続して実施する。

肉用牛導入資金利子補給金（単独事業）については、廃止する。

### 竹田直入地域市町合併協議会

- (1) 市町単独の畜産関係事業（繁殖牛）については、次のとおり取り扱うものとする。
- 和牛伝染病防止対策事業については、竹田市及び久住町の例により上乗せ補助は廃止する。
- 竹田市単農協有家畜導入事業補助金、荻肉用牛地域内保留補助成金及び直入町農協有家畜導入利子補給事業にかかる増頭の上乗せ補助については、廃止する。
- 竹田市肉用牛逸品確立対策事業の内容、金額については、合併後新市において調整する。
- 久住町低コスト肉用牛規模拡大育成事業（堆肥舎）の内容、金額については、合併後新市において調整する。
- 直入町流死産防止対策事業の内容、金額については、合併後新市において調整する。
- 畜産品評会の開催方法、経費等については、新市において調整する。

### 大野郡飼養頭数等の状況

主要家畜の種類別飼養戸数及び飼養頭羽数  
単位 飼養戸数：戸、頭（羽）数：頭（1,000羽）

区分	乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏		ブロイラー	
	飼養戸数	飼養頭数	飼養戸数	飼養頭数	飼養戸数	飼養頭数	飼養戸数	飼養頭数	飼養戸数	飼養頭数
三重町	6	210	48	490	4	2,750	1	x	1	x
清川村	1	x	59	670	1	x				
緒方町	5	210	158	1,210					2	x
朝地町	5	310	132	1,740						
大野町	8	230	82	720						
千歳村	3	240	41	710						
犬飼町			38	260	1					
計	28	990	558	5,800	6	2,750	1	0	3	0

畜産生産所得 単位：1,000万円

区分	肉用牛	乳用牛	豚	鶏	計
三重町	8	14	15	25	62
清川村	13	x	x		22
緒方町	25	11		36	72
朝地町	33	18			51
大野町	14	12			27
千歳村	12	11			23
犬飼町	5		x		5
計	110	66	15	61	257

第50次大分県農林水産統計年報より抜粋。

表中の「x」については、秘密保護上統計数値を公表しないもの。

協 議 に 係 る 参 考 資 料

協定項目 第41-1号

大野郡5町2村合併協議会

大分県林業関係補助事業等総括表

	事業名	事業主体	補助率			事業内容
			国	県	市町村	
森林計画関係事業	森林整備地域活動支援交付金事業	市町村	50	25	25	計画的かつ一体的な森林施策の実施に不可欠な地域活動が行われる森林に対し、1万円/h a 交付する。
	森林整備地域活動支援推進事業	市町村	50		50	交付金事業の推進、確認事務並びに交付事務に要する経費
	森林資源情報収集委託事業	森林組合		100		伐採照査、変化林分調査
担い手・後継者関係事業	森林・林業に親しむ学習活動支援事業（「みどりクラブ」体験学習モデル事業）	市町村	1 / 2	1 / 4	1 / 4	森林・林業学習（必須）、林業体験作業、山村作業体験、森林教室、森林体験
	林業後継者活動支援プロジェクト事業（県内・県外研修事業）	林業後継者等で組織する団体及び協議会等		1 / 3 以内	1 / 6 以内	林業後継者の起業、林産品の商品化、森林管理等の技術や知識を修得するための調査研究
	森林組合作業班雇用安定推進事業	県森林整備センター		1 / 3（センター）	1 / 3	森林組合作業班員の林業退職金共済掛金に要する助成
	基幹林業労働者研修支援事業	市町村		50	50	基幹林業労働者研修受講者に対し、市町村が補助する場合、県が5,000円/日×1/2を負担する。
造林間伐関係事業	公的森林整備推進事業	林業公社	3 / 10	2 / 10		育成単層林整備（人工造林、保育作業、作業路等） 育成複層林整備（人工造林、保育作業、作業路等） 機能増進保育（抜き切り等、作業路） 特定間伐 長期育成循環整備（誘導伐、樹下植栽等、作業路等） 付帯施設等整備（防護柵、作業路等）
	流域公益保全林整備事業	地方公共団体、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、任意団体、森林施策計画認定者、協定締結者	3 / 10	1 / 10		
	流域循環資源林整備事業		3 / 10	1 / 10		
	絆の森整備事業	市町村	5 / 10	2 / 10	—	全体計画調査 共生林整備（森林循環教育促進整備等） 付帯施設整備（森林循環教育促進整備等） 林内歩道等整備（林内歩道、作業路等） 用地等取得（土地、立木竹の取得）
	恵みの森再生緊急対策事業	林業公社	5 / 1	4 / 4	5	育成単層林整備（人工造林）
	保育間伐推進緊急対策事業	市町村	5 / 4	2 / 3	1 / 3	市町村と森林所有者との協定に基づく計画的な3～7 齢級の保育間伐
	長伐期誘導間伐緊急対策事業	市町村・森林組合		3 / 0	3 / 0	市町村と森林所有者との協定に基づく計画的な8・9 齢級の保育間伐
	間伐促進基盤整備総合対策事業（作業道開設事業）			1,575円/m（定額）	525円/m以上	除間伐の促進を主たる目的として、作業道の開設を行う
	間伐促進基盤整備総合対策事業（作業道整備事業）	市町村、森林組合、生産森林組合、林業公社、任意団体		1 / 3	1 / 10 以上	除間伐の促進を主たる目的として、作業道の整備を行う
	間伐促進基盤整備総合対策事業（簡易作業路整備事業）			525円/m（定額）		除間伐の促進を主たる目的として、簡易作業路の開設を行う
木材振興流通関係事業	木の香る施設整備事業（推進協議会）	市町村		1 / 2		「木の香る」健康で潤いのある生活環境を構築するための計画策定を行うための協議会、事例調査、施設整備計画等
	木の香る施設整備事業（施設整備）	市町村		10～20		木造建築物・施設の普及促進
	良質材供給緊急対策事業	森林組合		200,000円/h a（定額）		良質材出荷のための山元での選別作業
特用林産関係事業	椎茸生産基盤整備総合対策事業（低コスト簡易作業路緊急整備事業）	市町村、森林組合、生産森林組合、農業協同組合、知事が認める協業体		定額（m当たり525円）		しいたけ原木等の搬出や竹材及びその他特用林産物の生産に必要な簡易作業路の開設に要する経費補助
	椎茸生産基盤整備総合対策事業（生産基盤高度化緊急対策事業）	市町村、森林組合、農業協同組合、知事が認める協業体		1 / 2 以内	1 / 4 以上（義務負担）	しいたけ生産の施設化を推進し、生産性の向上と増産を図るための、生産施設及び生産機械の導入経費に対する補助
	椎茸生産基盤整備総合対策事業（ほだ木造成緊急支援事業）	生産組合等		10円/本	10円/本（義務負担）	しいたけ原木の伏込量の増大を図るため、市町村がほだ木造成に対し、ほだ木1本あたり20円を補助する場合に、10円を補助する
	源兵衛塾活動推進事業	大分県椎茸振興協議会	1 / 2 以内			県内しいたけ生産者の自主研究グループやしいたけ生産流通懇談会のメンバー、その他意欲的な生産者を対象に「源兵衛塾」を組織し生産・経営技術及び品質の向上を図るための各種研修や情報交換等を行う
	クヌギ菌床実用化促進事業	大分県	1 / 2 以内	1 / 2		培地基材にクヌギ材を使用した菌床生しいたけの栽培技術の実用化実証試験及び技術普及
	しいたけ原木供給促進モデル事業	森林組合、二豊素材生産事業協同組合		1m3当たり3,000円の定額		しいたけ原木の供給体制を確立し、生産体制の分業化を促進するための原木供給事業
	大分しいたけ流通促進事業	大分県椎茸振興協議会	1 / 2 以内			大分しいたけの消費拡大と流通改善を促進するための調査及び消費者への情報提供・乾しいたけ市場調査
鳥獣保護及び狩猟関係事業	広域一斉捕獲事業	市町村		1 / 2 以内		実施時期を定め（9 / 1～10 / 31、3 / 1～3 / 31）、イノシシ等の捕獲を行うもので、原則として秋期2回、春期1回の計3回出動
	有害鳥獣捕獲事業（イノシシ・シカ捕獲事業）	市町村		1 / 2 以内		イノシシについては4月1日から10月31日まで、シカについては3月1日から10月31日までに捕獲されたイノシシ及びシカを対象とする
	有害鳥獣被害防止対策事業（イノシシ被害防止対策事業）	市町村		1 / 2 以内		農林業を営む者が、イノシシ被害防止のために防護柵を設置するのに要する経費に対して補助を行う
	箱わな等購入事業	市町村		1 / 2 以内		イノシシの有害鳥獣捕獲を実施するため箱ワナ等を購入するのに要する経費

協議に係る参考資料

協定項目 第41-1号

大分県畜産関係補助事業等総括表

大野郡5町2村合併協議会

	事業名	補助率				事業内容
		国	県	市町村	その他	
酪農経営基盤強化総合対策事業	酪農経営省力化条件整備事業		1 / 3	1 / 6		新搾乳方式であるフリーストールパーラー方式の導入経費の助成
	経産牛能力向上条件整備事業		1 / 3	1 / 6		暑熱対策として牛舎の換気扇、細霧装置等に係る経費の助成
畜産振興総合対策事業費補助金	市町村畜産振興総合対策推進指導事業	1 / 2		1 / 2		県の基本方針に沿って、市町村が具体的に策定した農業生産総合振興計画に沿って、畜産振興総合対策事業の円滑な推進指導及び啓発活動に要する費用
養豚基盤強化緊急対策事業費	養豚法人育成対策事業	1 / 2			1 / 2	養豚のための施設整備に対し補助する
	養豚生産基盤強化施設整備事業		1 / 3		2 / 3	養豚の規模拡大・生産性の向上及び低コスト生産のための施設の整備に対し補助する
豊後牛経営確立事業	豊後牛経営確立事業		7 / 8	1 / 8		肉用牛生産において規模拡大を行う者に対し補助する
21世紀型肉用牛経営振興対策事業費	肉用牛導入事業資金供給事業	1 / 2	1 / 2	1 / 2		肉用牛繁殖雌牛の導入経費に対し助成する
	ゆとりある牛飼育推進事業		1 / 3	1 / 6	1 / 2	少頭飼の高齢者等を対象としたヘルパー組織に対し補助する
	「地域の課題」解決活動支援事業		1 / 2	1 / 2		経営者集団、婦人組織などの育成（経営技術検討会の開催等）
肉用牛経営活性化施設整備推進事業費	低コスト肉用牛地域活性化事業		1 / 3	1 / 6	1 / 2	低コスト肉用牛生産のための施設整備や畜舎等の改造に対し補助する
豊後牛肉銘柄確立推進事業	地域キャンペーン対策		1 / 2	1 / 2		牛肉に対する正しい知識の普及や消費拡大などの取り組みに対し助成する
団体営草地畜産基盤総合整備事業費	団体営草地開発整備事業	/ 3 ~ 4 9 . 5 / 1 0	/ 1 0 0 ~ 1 3 / 1 0 0			未利用地や低利用地の造成改良、既耕地の整備改良等を行い飼料基盤を整備する
環境保全型農畜産整備事業	地球にやさしい畜産確立対策事業	1 / 2		1 / 2		家畜ふん尿処理施設及び機械の導入に対し補助する
	家畜排せつ物処理施設整備事業		1 / 3	1 / 6	1 / 2	家畜排せつ物の野積み、素堀りを解消するための家畜排せつ物処理施設の整備に対し補助する
地域畜産振興事業費	公共牧場活用強化対策事業		1 / 2 0		1 9 / 2 0	公共牧場における放牧施設の改善、土壌改良剤等に対し補助する
自給飼料生産効率化事業	受託組織等育成型	1 / 2			1 / 2	飼料生産受託組織（コントラクター）の栽培収穫調整用の機械整備を支援する
	耕畜連携型	1 / 2			1 / 2	耕畜連携に基づく営農集団等の共同利用機械整備を支援する
	中山間地域型		1 / 3	1 / 6	1 / 2	中山間地における小型収穫用機械整備を支援する
放牧促進対策事業	農地等高度利用型		1 / 3	1 / 6	1 / 2	棚田、水田裏等を利用した小規模の放牧地を整備する
	傾斜地等活用型	定額				低未利用の山林・原野を放牧地に整備する
自給飼料生産総合推進事業	自給飼料生産総合推進事業	1 / 2		1 / 2		市町村が自給飼料の生産拡大・効率化・省力化を推進する
草地基盤畜産環境総合整備事業	担い手育成畜産基盤総合整備事業	5 0	2 0 ~ 2 5		2 5 ~ 3 0	草地造成及び家畜ふん尿処理施設等の整備を支援する
草地林地一体の利用総合整備事業	草地林地一体の利用総合整備事業	5 5	2 0	1 0	1 5	耕作放棄地・育林放棄地等を一体的に再編整備し畜産の活用を図るのを支援する

## 学校教育事業の取扱い(その 3)について

学校教育事業の取扱い(その 3)について、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 3 月 2 5 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会  
会 長 芦 刈 幸 雄

### 学校教育事業の取扱い(その 3)について

- 1 公立幼稚園については、現行のとおり引き継ぐ。ただし、入園料、授業料については合併時に統一する。
- 2 通学補助については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において通学区域等も参考に検討する。ただし、ヘルメット補助については廃止する。
- 3 スクールバスの運行については、現行のとおり引き継ぎ、新市において通学区域等も参考に検討する。
- 4 奨学金制度については、合併時に廃止する。ただし、教育の機会均等の趣旨を鑑み、新たな貸付制度を創設する。なお、合併時において対象となっている者については、現行の制度を適用する。
- 5 就学奨励費補助については、国の制度を基本に新市に引き継ぐ。ただし、合併時に内容を統一する。
- 6 教育相談事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、教育相談の重要性を考え、新市において調整する。
- 7 児童生徒の国際交流事業については実施し、内容については新市において調整する。
- 8 各町村の補助事業等は、新市の教育方針を基本に次のように取扱うものとする。
  - (1) 5 町 2 村又は複数町村で同一又は同種の補助事業等は合併までに調整する。
  - (2) 5 町 2 村で独自の補助事業等は原則として廃止し、必要なものについては、新市において調整する。

平成 年 月 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第46-3号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	46.学校教育事業	中項目	1.公立幼稚園
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
園数	7園(うち休園2)	(施設なし)	(施設なし)	(施設なし)	4園	1園	2園	<p>【 専門部会案・幹事会案 】</p> <p>公立幼稚園については、現行のとおり引き継ぐ。ただし、入園料、授業料については合併時に統一する。</p>
入園料・授業料								
入園料	1,000円				1,500円	1,000円	なし	
授業料	月額 2,500円				月額 1,500円	月額 1,500円	月額 3,500円	
送迎								
遠距離通園	スクールバスで送迎 (休園休校区の幼児児童用、 小学校と兼用)				スクールバスで送迎 (北部地域の幼児、小学校と兼用)	各自で送迎	各自で送迎	
送迎料金	なし				なし			
授業料減免								
基準及び減免額	<p>三重町に住所を有し、三重町立幼稚園に就園する幼児の保護者に対して、次に該当する場合授業料の減免を行うものとする。</p> <p>減免対象区分 生活保護法の規定による保護を受けている世帯及び当該年度に納付すべき町民税が非課税となる世帯 当該年度に納付すべき町民税の所得割が非課税となる世帯</p> <p>減免限度額(年額) 第1子 授業料の12月分に入園料を加えた額 第2子 同上 第3子以降 同上</p>				<p>園児の属する世帯にして、災害その他経済的理由による所得の低い者に対し入園料及び月謝を減免することができる。ただし、町外入園者を除く。</p> <p>減免対象区分 当該年度に納付すべき町民税の所得割が非課税となる世帯及び生活保護法の規定による保護を受けている世帯</p> <p>減免対象経費 入園料、月謝の合計額</p> <p>減免金額(年額) 20,000円を限度</p>	<p>村長は、次に定めるところにより、保育料を減免することができる。</p> <p>減免対象区分 当該年度に納付すべき村民税の所得割が非課税となる世帯及び生活保護法の規定により、扶助を受けている世帯</p> <p>減免対象経費 保育料の全額</p> <p>減免金額(年額) 年額18,000円減免</p>	<p>犬飼町に居住し、かつ犬飼町立幼稚園に就園する当該年度の4月1日現在の満年齢が3歳及び4歳並びに5歳の幼児の保護者に対して、授業料を減免する場合に、各幼児の保護者が属する世帯の状況により、次に定める基準に該当する場合について、減免措置を行うものとする。</p> <p>減免対象区分 生活保護世帯、町民税非課税世帯及び町民税所得割非課税世帯</p> <p>減免対象経費 入園料、保育料の合計額</p> <p>減免金額(年額) 第1子 20,000円 第2子 36,000円 第3子 52,000円</p>	
関係法令等	三重町立幼稚園の設置に関する条例 三重町立幼稚園授業料減免規則				大野町立幼稚園条例 大野町立幼稚園規則	千歳村立幼稚園設置条例	犬飼町立幼稚園の設置に関する条例 犬飼町使用料及び手数料条例 犬飼町立幼稚園授業料減免規則	
参考資料 園児数 (平成15年度)								
3歳							1人	
4歳	6人						9人	
5歳	85人				29人	19人	7人	
計	91人				29人	19人	17人	

## 協議事項に係る参考資料

協定項目 第46-3号

大野郡5町2村合併協議会

### 【根拠法令】

学校教育法

(目的)

**第77条** 幼稚園は、幼児を教育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

(目標)

**第78条** 幼稚園は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 1 健康、安全で幸福な生活のために必要な日常の習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 2 園内において、集団生活を経験させ、喜んでこれに参加する態度と協同、自主及び自立の精神の芽生えを養うこと。
- 3 身の周りの社会生活及び事象に対する正しい理解と態度の芽生えを養うこと。
- 4 言語の使い方を正しく導き、童話、絵本等に対する興味を養うこと。
- 5 音楽、遊技、絵画その他の方法により、創作的表現に対する興味を養うこと。

(保育内容)

**第79条** 幼稚園の保育内容に関する事項は、前2条の規定に従い、監督庁が、これを定める。

(入園資格)

**第80条** 幼稚園に入園することのできる者は、満3才から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

学校教育法施行規則

(設置基準)

**第74条** 幼稚園の設備、編成その他設置に関する事項は、幼稚園設置基準の定めるところによる。

(教育週数)

**第75条** 幼稚園の毎学年の教育週数は、特別の事情がある場合を除き、39週を下ってはならない。

幼稚園設置基準

(1学級の幼児数)

**第3条** 1学級の幼児数は、35人以下を原則とする。

幼稚園教育要領

(教育課程の編成)

(3) 幼稚園の1日の教育時間は、4時間を標準とすること。ただし、幼児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮すること。

### 【先進事例】

東宇和・三瓶町合併協議会(平成16年4月1日 合併予定)

公立幼稚園については、当面現行のとおりとし、合併後、幼児教育の統一に向け、その調整に努める。

さぬき市(平成14年4月1日 合併)

授業料及び入園料は現行のとおりとする。保育時間は新市において統一して実施する。入園資格、定員及び学級数は当面現行のとおりとする。但し、新市において検討を行う。

東濃西部合併協議会(平成17年1月11日 合併予定)

幼稚園対象児及び通園方法については、当面現行のとおりとする。幼稚園授業料(保育料)については合併年度は現行のとおりとし、平成17年度より月額5,700円とする。また、授業料の減免については笠原町の例により統一する。

養夫郡合併協議会(平成16年4月1日 合併予定)

町立幼稚園施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。保育時間については、八鹿町の例による。幼稚園保育料については、現行のまま新市に引き継ぐ。

南宇和合併協議会(平成16年10月1日 合併予定)

幼稚園については、原則として現行のまま新町に引き継ぐものとする。

登米地域合併協議会(平成17年3月22日 合併予定)

公立幼稚園授業料については、合併時に統一する。

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第46-3号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	46.学校教育事業	中項目	3.教育の推進
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容	
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町		
遠距離通学補助									
小学校	補助対象地域	(制度なし) 統合により新たに制度を設ける予定 (平成16年度から)	通学援助を受ける地域は、各学校を起点に通学距離が5kmを超える地域とする。 (通学距離認定表は別表)	(制度なし)	(制度なし) 統合により新たに制度を設ける予定 (平成17年度から)	原田、倉波、田原園(真萱)、日向久保(柳平)、高添、田口。	(制度なし)	【専門部会案・幹事会案】  通学補助については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において通学区等も参考に検討する。ただし、ヘルメット補助については廃止する。	
	補助対象額	バス運賃(定期代)の半額を補助する。ただし、就学援助者は全額補助。	上記の対象者で、通学距離が4kmを超えた部分について1km当たり1日50円、年間の授業日数分を支給する。			幼稚園児及び小学校4年生以下の児童に補助基準金額の7割を補助。  (補助基準金額は別表)			
中学校	補助対象地域	バス通学は、生徒が居住する行政区の中央から学校まで6km以上の地域。 汽車通学は、菅尾駅から乗車可能な地域。 自転車通学は、生徒の居住地から3km以上の地域。	通学距離6km以上の地域。 (寄宿舎入寮者は除く)	通学距離4km以上の地域。	連絡班の遠距離地域より中学校正門までの距離が、6km以上の地域。6km未満でも指定された特殊地域。 (対象地域は別表)	通学距離6km以上の地域。	(制度なし)		通学距離6km以上及び統合により就学することになった行政区。
	補助対象額	バス及び汽車通学は、月額運賃(定期代)の半額を補助(就学援助者及び旧寄宿舎地域の生徒は全額)。自転車通学は、在学期間中1回のみ下記の自転車購入費を補助。 1年生時...20,000円 2年生時...18,000円 3年生時...16,000円	1学年時に3年間分。30,000円	自転車通学者は1年生時に33,000円を補助。転入生は2年生時が3分の2、3年生時が3分の1補助。	バス通学者は、定期運賃の全額を補助。自転車通学者は在学期間を通じ1回のみ町指定の自転車購入費を補助する。 1年生時...全額 2年生時...100分の60 3年生時...100分の30 特殊地域の通学者は、上記の5割以内を補助。	バス通学者は、定期運賃から往復10kmの定期運賃相当額を控除した額(平成14年度は2分の1)。自転車通学者は、毎年10,000円補助。(平成14年度は2分の1)			バスの定期券の全額補助。
その他の通学補助					ヘルメット補助 中学入学生自転車通学生に1人当たり1,250円助成				
備考	自転車購入費補助を受けた者は、在学期間を通じバス及び汽車運賃補助を支給しない。スクールバスで通学する児童・生徒は補助を受けることができない。 (中学校)	平成16年度学校統合により、新たに小中学校に制度ができる予定。	小学校地域に長谷川小学校区を加える。 補助対象額について、長谷川小学校区・馬背畑・平石及び上犬塚地区の者はコミュニティバス使用料を支給する。	自転車購入費補助を受けた者は、在学期間を通じバス賃の補助金を交付しない。また、補助金を交付して6ヶ月以内に通学しなくなった場合若しくは、バス通学に変更又は遠距離地域外より通学することとなった時は返納。(中学校)	平成17年度に小学校統合により、小学校に新たに制度ができる予定。	幼稚園児も小学校児童と同様、補助の対象となる。			
関係法令等	三重町通学費補助金交付規程 三重町スクールバス運行管理規定		緒方町立小学校遠距離通学児童に対する通学援助規則 緒方町立中学校遠距離通学生徒に対する通学援助規則	朝地中学校生徒通学費補助金交付条例		千歳村通園・通学補助金交付規程			

協議事項に係る参考資料

協定項目 第46-3号

大野郡5町2村合併協議会

(別表 1)

緒方町立小学校遠距離通学児童に対する通学費援助規則

通学距離認定表

集落名又は停留所名	認定距離	摘要
野尻 定付	5.1km	緒方小
馬背畑 宮の前	5.3km	"
" 下馬背畑	6.2km	"
" 馬背畑	6.6km	"
" 農協支所前	7.2km	"
上犬塚 天神尾	7.4km	"
" 公民館	8.1km	"
" いつき	8.2km	"
平石 大無礼	6.6km	"
" 広石	8.9km	"
" 鹿屋	9.0km	"
" 徳尾	10.0km	"

  

大石 八屋	5.3km	上緒方小
" お宮	5.5km	"
" 榎木津留	6.4km	"

(別表 2)

朝地中学校生徒通学費補助金交付条例

1. 補助金対象地域

部落名	連絡班名
市万田	戸崎
	小畑上
	小畑下
	袴田
	市万田団地
	尾峰
和田	下村
宮生東	瓜生
	立迫
宮生中央	尾平
	殿ヶ迫
宮生浦	芝返し
	長迫
中熊	郷野
	福地
	古中熊
	親所
栗栖	栗栖
	羽原
田夫時	東
	西
	釜割
梨原	三成
	引地
	小無田
志屋	志屋
	大無田
温見	温見一
	温見二
	温見三
	温見四
小川野	荒木
	東
	西
鳥屋	中
	東
	西

2. 補助対象特殊地域

部落名	連絡班名
上志賀	志賀迫
	八原
宮生中央	桐木

(別表 3)

千歳村通園・通学補助金交付規程

通園・通学補助基準金額

対象地域	補助基準金額
原田、倉波	30,390円
田原園(真萱)	15,200円
日向久保(柳平)、田口	16,200円
高添	32,280円

第3条の補助基準金額は、上記の通りとし、運賃改定があった場合は、その改定運賃を基準とする。ただし、田原園(真萱)は、原田・倉波の半額、日向久保(柳平)・田口は、高添の半額を補助基準金額とする。

【先進事例】

竹田直入地域市町村合併協議会(平成17年3月31日 合併予定)  
遠距離通学の補助対象とする児童、生徒及び補助金額等については、当面現行どおりとし、新市において1年以内に通学区域との関連を図りながら調整する。

高田郡六町合併協議会(平成16年3月1日 合併予定)  
遠距離児童生徒通学費補助については、当面現行のとおりとし、新市において調整する。

西高地域1市2町合併協議会(平成17年3月31日 合併予定)  
スクールバスの運行及び遠距離通学の助成については、現行のとおりとする。

宇佐両院地域市町村合併協議会(平成17年3月31日 合併予定)  
遠距離通学費補助金、ヘルメット購入補助金及び通学バス運行事業は、現行のとおりとする。

曾於北部合併協議会(平成17年2月5日 合併予定)  
遠距離通学費補助(自転車通学及びヘルメット購入費、公共交通機関利用者)及びスクールバス運行については新市において調整し引き続き実施するものとする。

伊野町・吾北町・本川村合併協議会(平成16年10月1日 合併予定)  
ヘルメット購入補助事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。

県央1市4町合併協議会(平成17年3月1日 合併予定)  
遠距離通学補助は、諫早市の例を基本に、合併までに調整する。スクールバスは、現行のとおりとする。

登米地域合併協議会(平成17年3月22日 合併予定)  
遠距離通学補助・スクールバスの運行については、これまでの経緯を尊重し現行のとおり新市に引き継ぐ。

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第46-3号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	46.学校教育事業	中項目	3.教育の推進
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
スクールバスの運行								<p>【 専門部会案・幹事会案 】</p> <p>スクールバスの運行については、現行のとおり引き継ぎ、新市において通学区域等も参考に検討する。</p>
小学校	南小学校の児童は、町のスクールバスで送迎。 旧久部小学校区の児童は、往路は三重中学校用のスクールバス、復路はタクシーで送迎。	(制度なし) 東小学校区及び西小学校区の児童はスクールバスで送迎。	馬背畑・平石・上犬塚及び長谷川小学校校区の児童は、スクールバスで送迎。	旧綿田小・温見小児童は、スクールバスで送迎。	北部小学校区の児童は、スクールバスで送迎。	(制度なし)	(制度なし)	
中学校	旧白山中の生徒は、町のスクールバスで送迎。	(制度なし) 寮生(通学距離 km以上)のみ	通学距離 6 km以上の生徒に適用。ただし、旧米山中学校区の者は、この限りでない。	(制度なし)	(制度なし)	(制度なし)	(制度なし)	
備考	スクールバスで通学する児童・生徒は補助を受けることができない。 (中学校)	平成16年度より村のスクールバスを運行。	平成15年6月よりスクールバスは廃止し、コミュニティバスで対応しているため、使用料(定期券)を全額補助している。	小学校統合により、平成16年度から全校区対象。				
関係法令等	三重町通学費補助金交付規程 三重町スクールバス運行管理規定		緒方町立小学校遠距離通学児童に対する通学援助規則 緒方町立中学校遠距離通学生徒に対する通学援助規則					

**【先進事例】**

西高地域1市2町合併協議会（平成17年3月31日 合併予定）  
スクールバスについては継続する。

中津市、下毛郡合併協議会（平成17年3月1日 合併予定）  
スクールバスの運行及び遠距離通学の助成については、現行のとおりとする。

宇城西部5町合併協議会（平成17年1月15日 合併予定）  
小中学校の児童生徒に対する遠距離通学費補助及びスクールバス運行については、引き続き実施するものとし、新市において5町の児童、生徒間の均衡を失しないよう通学、補助、保護者の負担のあり方について、検討、見直しを行う。  
スクールバスによる送迎の一部負担については廃止することとし、新市での見直しの中で再検討を行う。  
遠距離通学生の通学自転車購入補助については、合併時まで調整する。

登米地域合併協議会（平成17年3月22日 合併予定）  
遠距離通学補助・スクールバスの運行については、これまでの経緯を尊重し現行のとおり新市に引き継ぐ。

東宇和・三瓶町合併協議会（平成16年4月1日 合併予定）  
スクールバスの運行については、当面現行のとおりとし、合併後に随時調整する。

南宇和合併協議会（平成16年10月1日 合併予定）  
スクールバスの運行については、原則として現行のまま引き継ぐものとする。

東かがわ市（平成15年4月1日 合併）  
スクールバスの運行については、現状の区域内で新市に引き継ぐ。

栗原地域合併協議会（平成17年3月14日 合併予定）  
スクールバスについては、現行のとおりとし、速やかに新市において調整するものとする。

伊賀地区市町村合併協議会（平成16年11月1日 合併予定）  
スクールバス運行事業については、当分の間現行のとおりとするが、通学区域の見直しと併せて調整する。

天草上島4町合併協議会（平成16年3月31日 合併予定）  
スクールバス・ALT事業等、現在実施している各種教育振興事業については新市においても実施するものとし、内容については関係機関と協議のうえ合併までに調整する。

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第46-3号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	46.学校教育事業		3.教育の推進					
協議の結果								
小項目	大野郡5町2村の現況						調整の具体的内容	
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村		犬飼町
奨学金制度	(制度なし)	(制度なし)		(制度なし)	(制度なし)		(制度なし)	<p>【 専門部会案 】</p> <p>奨学金制度については、合併時に廃止する。ただし、教育の機会均等の趣旨を鑑み、新たな貸付制度を創設する。なお、合併時において対象となっている者については、現行の制度を適用する。また、同和教育奨励補助金については、関係機関と協議のうえ、合併までに調整する。</p> <p>【 幹事会案 】</p> <p>奨学金制度については、合併時に廃止する。ただし、教育の機会均等の趣旨を鑑み、新たな貸付制度を創設する。なお、合併時において対象となっている者については、現行の制度を適用する。</p>
貸付・交付の別			交 付			貸 付		
対 象 者			高等学校及びこれに準ずる学校に在学する町民			高等学校及び大学に入学又は在学中の者		
資 格			緒方町民であって、高等学校及びこれに準ずる学校に在学し、学業、人物ともに優秀かつ健康で学資の支払が困難と認められる者			奨学生の保護者が5ヶ年以上千歳村に住所を有する者 高等学校及び大学に入学又は在学中の者 身体強健で、学業、人物ともに優秀と認められる者 経済的理由により、学資の支弁が困難な者 前各号に該当するものほか、特に奨学生審議会が奨学資金を必要と認めたる者		
貸付(交付)金の額			年額 6万円			高等学校在学中 月額 5,000円以内 大学在学中 月額 8,000円以内		
貸付利率						無利息		
貸付(交付)期間			奨学生に採用した時からその者の在学する学校の最短就業年限の終期まで			入学の月より在学する正規の課程を終了する月まで		
貸付(交付)の方法			奨学金の交付は、年1回交付する。 奨学金は、保護者を経て交付する。			奨学資金は、毎月15日まで本人及び世帯主に交付する。		
貸付(交付)の停止、休止及び廃止			(退学による奨学金の取扱い) 奨学生が転学又は退学したときは、奨学金を辞退したものとみなす。 (奨学金の休止) 奨学生が休学し、又は長期間にわたって欠席したときは、奨学金の交付を休止する。 奨学生の学業又は品行等の状況により、補導上必要と認めるときは、奨学金交付の停止をすることができる。 (奨学生の廃止) 奨学金を必要としなくなったとき。 奨学生の責務を怠たり、奨学生として適当でないとき。 在学学校で処分を受け、学籍を失ったとき。			(貸付の停止) 退学したとき 休学したとき 卒業見込がないとき 学業成績又は素行が不良になったとき 修学資金の貸付を辞退したとき その他審議会が必要と認めるとき		
償 還 期 間						高等学校、大学を卒業した日又は奨学資金の貸付を廃止された日から起算して、6ヶ月を経過した日の属する月の翌月から貸付金額の月額を完納するまで、毎月末日まで返還しなければならない。		
関係法令等			緒方町奨学金交付規程			千歳村奨学資金貸付基金条例 千歳村奨学資金に関する規則		
備 考			対象者 毎年2名			奨学金貸付制度については条例化をしているが近年利用者がいないため、予算化していない。		

協議事項に係る参考資料

協定項目 第46-3号

大野郡5町2村合併協議会

【参考】

日本育英会法  
(目的)

第1条 日本育英会は、優れた学生及び生徒であって経済的理由により修学に困難があるものに対し、学資の貸与等を行うことにより、国家及び社会に有為な人材の育成に資するとともに、教育の機会均等に寄与することを目的としている。

(業務)

第21条 育英会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 1 学資の貸与
- 2 学資の貸与を受ける学生及び生徒の補導
- 3 就学に必要な施設の設置及び経営
- 4 前3号の業務に附帯する業務

(学資の貸与)

第22条 前条第1項第1号の規定により学資として貸与する資金(以下「学資金」という。)は、無利息の学資金(以下「第1種学資金」という。)及び利息付きの学資金(以下「第2種学資金」という。)とする。

2 第1種学資金は、優れた学生及び生徒であって経済的理由により修学に困難があるものうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた学生及び生徒であって経済的理由により著しく修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

3 第2種学資金は、前項の規定による認定を受けた者以外の者のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、大学その他政令で定める学校に在学する優れた学生及び生徒であって経済的理由により修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

4 第1種学資金の月額並びに第2種学資金の月額及び利率は、学校等の種別その他の事情を考慮して、その学資金の種類ごとに政令で定めるところによる。

(返還の条件等)

第23条 学資金の返還の期間及び返還の方法は、政令で定める。

2 育英会は、学資金の貸与を受けた者が災害又は傷病により学資金を返還することが困難となったとき、その他政令で定める事由があるときは、その返還を猶予することができる。

3 育英会は、学資金の貸与を受けた者が死亡又は心身障害により学資金を返還することができなくなったときは、政令で定めるところにより、その学資金の全部又は一部を免除することができる。

日本育英会法施行令  
(第1種学資金の月額)

第2条 法第22条第1項の第1種学資金(以下「第1種学資金」という。)の月額は、次の表の上覧に掲げる学校に在籍する者について、同欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

区 分		月 額		
高等学校	国立及び公立の高等学校	自宅通学のとき	18,000円	
		自宅外通学のとき	23,000円	
	私立の高等学校	自宅通学のとき	30,000円	
		自宅外通学のとき	35,000円	
大学	国立及び公立の大学	自宅通学のとき	44,000円	
		自宅外通学のとき	50,000円	
	私立の大学	学部	自宅通学のとき	53,000円
			自宅外通学のとき	63,000円
		短期大学	自宅通学のとき	52,000円
			自宅外通学のとき	59,000円
大学院	修士課程	87,000円		
	博士課程	121,000円		
高等専門 学校	国立及び公立の 高等専門学校	第1学年から 第3学年まで	自宅通学のとき 21,000円	
		第4学年及び 第5学年	自宅通学のとき 22,500円	
		自宅外通学のとき	44,000円	
		自宅外通学のとき	50,000円	
	私立の高等専門 学校	第1学年から 第3学年まで	自宅通学のとき 32,000円	
		第4学年及び 第5学年	自宅通学のとき 35,000円	
		自宅通学のとき	52,000円	
		自宅外通学のとき	59,000円	

専修学校	国立及び公立の 専修学校	高等課程	自宅通学のとき	18,000円
			自宅外通学のとき	23,000円
		専門課程	自宅通学のとき	44,000円
	私立の専修学校	高等課程	自宅通学のとき	30,000円
			自宅外通学のとき	35,000円
		専門課程	自宅通学のとき	52,000円
		自宅外通学のとき	59,000円	

(第2種学資金の貸与並びにその月額及び利率)

第3条 法第22条第1項の第2種学資金(以下「第2種学資金」という。)の月額は、次の各号に掲げる学校に在学する者(通信による教育を受ける者を除く。)について、それぞれ当該各号に定める額のうち貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とし、その利率は、年3パーセントとする。

- (1) 大学 30,000円、50,000円、80,000円又は100,000円
- (2) 大学院 50,000円、80,000円、100,000円又は130,000円
- (3) 高等専門学校(第4学年及び第5学年に限る。) 30,000円、50,000円、80,000円又は100,000円
- (4) 専修学校(前条第1項の表備考第6号に規定する専門課程に限る。) 30,000円、50,000円、80,000円又は100,000円

西高地域1市2町合併協議会(平成17年3月31日 合併予定)

奨学金について

- (1) 奨学資金については、合併時に統一する。
- (2) 交付、貸付条件については、真玉町の例により統一する。
- (3) 合併前の貸付、償還については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

曾於北部合併協議会(平成17年2月5日 合併予定)

奨学金制度については、少子化対策、子育て支援の一環として新市に引き継ぎ統合に向けて調整する。

伊野町・吾北町・本川村合併協議会(平成16年10月1日 合併予定)

奨学金貸付事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統一する。

志摩地域合併協議会(平成16年10月1日 合併予定)

奨学金制度については、継続中または償還中のものは、現行の制度に基づき行い、平成17年4月から新たな制度を定め運営する。

北蒲原郡南部郷合併協議会(平成16年3月31日 合併予定)

4町村の制度をもとにし、新たな制度を定める。ただし、合併時において貸付されているものについては、現行の制度を適用する。

県央1市4町合併協議会(平成17年3月1日 合併予定)

奨学金貸付制度は、合併までに調整し統一する。

柏原町・氷上町・青垣町・春日町・山南町・市島町合併協議会(平成16年11月1日 合併予定)

現在3町で実施している奨学金制度については廃止し、新たに給付による奨学金制度を設ける。現在3町で実施している奨学金制度受給者については、承認期間内は継続する。

砺波地域市町村合併協議会(平成16年11月1日 合併予定)

奨学金事業については、新たな貸付制度を創設する。ただし、合併する年度までに貸付の決定を受けたものについては、それぞれの旧町村の例による。

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第46-3号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	46.学校教育事業	中項目	3.教育の推進
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
就学補助								[ 専門部会案・幹事会案 ]  就学奨励費補助については、国の制度を基本に 新市に引き継ぐ。ただし、合併時に内容を統一する。
名称	要保護及準要保護児童生徒援助費							
制度概要	経済的理由によって就学困難な児童及び生徒について学用品を給与する等就学奨励を行う。							
援助の範囲	学用品・通学費・修学旅行費・医療費・学校給食費等を給与。							
援助対象者の認定基準	現に生活保護法に基づく保護を受けている。 生活保護法に基づく保護を停止または廃止されたが、依然生活が困難である。 町民税が非課税又は減免されている。 個人事業税又は固定資産税の減免を受けている。 国民年金保険料又は国民健康保険料の減免を受けている。 児童扶養手当の支給を受けている。 更生資金の貸付を受けている。 保護者が職業安定所登録の日雇い労働者である。 生活保護法の適用は受けていないがそれに順ずる生活程度である。 病気、災害等の特別な事情により経済的に困窮している。							
支給月	7月・12月・3月	7月・12月・3月	7月・12月・3月	10月・2月	6月・10月	9月・3月	7月・12月・3月	
名称	特殊教育就学奨励費							
制度概要	町内の小中学校の特殊学級に就学する児童生徒の保護者に対し、特殊学級への就学のための必要な経費の一部を支給。							
援助の範囲	学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費等を支給							
支給月		3月	7月・12月・3月				7月・12月・3月	

協 議 事 項 に 係 る 参 考 資 料

協定項目 第46-3号

大野郡5町2村合併協議会

【根 拠 法 令】

教育基本法

**第3条(教育の機会均等)** すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。

学校教育法

(保護者に対する援助)

**第25条** 経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

(準用規定)

**第40条** 第21条、第25条、第26条、第28条から第32条まで及び第34条の規定は、中学校に、これを準用する。

就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律

(目的)

**第1条** この法律は、経済的理由によつて就学困難な児童及び生徒について学用品を給与する等就学奨励を行なう行方公共団体に対し、国が必要な援助を与えることとし、もつて小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程における義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(国の補助)

**第2条** 国は、市(特別区を含む。)町村が、その区域内に住所を有する学校教育法(昭和22年法律第26号)第23条に規定する学齢児童(以下「児童」という。)又は同法第39条第2項に規定する学齢生徒(以下「生徒」という。)の同法第22条第1項に規定する保護者(以下「保護者」という。)で次の各号の一に該当するものに対して、学用品若しくはその購入費、児童若しくは生徒の通学に要する交通費又は児童若しくは生徒の修学旅行費を給与する場合には、予算の範囲内において、これに要する経費を補助する。

1 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(学用品若しくはその購入費又は児童若しくは生徒の通学に要する交通費の給与については、同法第13条の規定によりその児童又は生徒に係る教育扶助が行われている場合の保護者である者を除く。)

2 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの

(補助の基準及び範囲)

**第3条** 前条の規定により国が補助を行う場合の補助の基準及び範囲については、政令で定める。

就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律施行令

(法第2条第2号の政令で定める者)

**第1条** 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律(以下「法」という。)第2条第2項に規定する政令で定める者は、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者とする。

2 市町村の教育委員会は、前項に規定する認定を行うため必要があるときは、社会福祉事業法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所の長及び民生委員法(昭和23年法律第198号)に定める民生委員に対して、助言を求めることができる。

要保護及準要保護児童生徒援助費補助金及び特殊教育就学奨励費補助金交付要綱

(補助の目的)

**第2条** 要保護及準要保護児童生徒援助費補助金は、市町村が経済的理由によって、就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して必要な援助を与えた場合、国がその経費の一部を補助することとし、もつて義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

2 特殊教育就学奨励費補助金(特殊学級分)は、市町村が特殊学級に就学する児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特殊学級への就学のため必要な援助を与えた場合、その経費の一部を補助することとし、もつて特殊教育の振興に資することを目的とする。

(補助対象品目)

学用品費	児童又は生徒が通常必要とする学用品の購入費
通学用品費	小学校又は中学校の第2学年以上の在学する児童又は生徒が通常必要とする通学用品の購入費
新入学児童生徒用用品費等	小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費
学校給食費	学校給食法第6条第2項に定める学校給食費
クラブ活動費	生徒がクラブ活動において使用する物品のうち柔道クラブにあっては柔道着、剣道クラブにあっては防具一式の購入費
通学費	児童又は生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費
郊外活動費	児童又は生徒が郊外活動に参加するため直接必要な交通費及び見学料
宿泊学習費	児童又は生徒が郊外活動(宿泊を伴うもの)に参加するため直接必要な交通費及び見学料
修学旅行費	児童又は生徒が修学旅行に参加するため直接必要な交通費・宿泊費・見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費
医療費	学校保健法施行令第7条に定める疾病の治療のための医療費

学校給食法第6条第2項

(経費の負担)

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費(以下「学校給食費」という。)は、学校給食を受ける又は生徒の学校教育法第22条第1項に規定する保護者の負担とする。

学校保健法施行令第7条

(法第17条の政令で定める疾病)

第7条 法第17条の政令で定める疾病は、次の各号に掲げるものとする。

1. トラコーマ及び結膜炎
2. 白癬、疥癬及び膿痂疹
3. 中耳炎
4. 慢性副鼻腔炎及びアデノイド
5. 齲歯(乳歯にあつては抜歯により、永久歯にあってはアマルガム充填、複合レジン充填又は銀合金インレーによりそれぞれ治療できるものに限る。)
6. 寄生虫病(虫卵保有を含む。)

【先 進 事 例】

南条郡合併協議会(平成17年1月1日 合併予定)

要保護・準要保護児童生徒就学援助については、国の制度により実施しているが認定基準等に差異があるため合併時まで統一した基準を設置する。

高松町・七塚町・宇ノ気町合併協議会(平成16年3月1日 合併予定)

児童生徒の就学援助等については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、修学旅行費は七塚町の例による。

修善寺町外3町合併協議会(平成16年3月31日 合併予定)

要保護・準要保護児童生徒の就学援助については、合併時に統一する。特殊教育就学奨励事業については、現行どおり新市に引き継ぐ。

三次市・双三郡・甲奴町合併協議会(平成16年4月1日 合併予定)

要保護・準要保護児童生徒の就学援助については、現行どおり新市に引き継ぐ。ただし準要保護の認定基準については、三次市の例による。

北蒲原郡南部郷合併協議会(平成16年3月31日 合併予定)

国の補助基準のとおり引き継ぎ行う。

西東京市(平成13年1月21日 合併)

国、都制度のため、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、準要保護関係については、田無市の例による。

北松浦一市五町合併協議会(平成16年11月1日 合併予定)

要保護・準要保護児童生徒補助金については、現行のとおりとする。



協議事項に係る参考資料

協定項目 第46-3号

大野郡5町2村合併協議会

項目	学年	三重町		清川村		緒方町		朝地町		大野町		千歳村		犬飼町	
		準要保護	特殊教育	準要保護	特殊教育	準要保護	特殊教育	準要保護	特殊教育	準要保護	特殊教育	準要保護	特殊教育	準要保護	特殊教育
学用品費 通学用品費	小1	12,610円/年	該当なし	12,610円/年	5,500円/年	11,100円/年	左の1/2	12,610円/年	左の1/2	11,100円/年	なし	12,610円/年		12,610円/年	左の1/2
	小2～6	14,780円/年	該当なし	14,780円/年		13,270円/年	左の1/2	14,780円/年	左の1/2	13,270円/年	なし	14,780円/年		14,780円/年	左の1/2
	中1	23,880円/年	該当なし	23,880円/年	10,850円/年	21,700円/年	左の1/2	23,880円/年	左の1/2	21,700円/年	なし	23,880円/年		23,880円/年	左の1/2
	中2～3	26,050円/年	該当なし	26,050円/年		23,870円/年	左の1/2	26,050円/年	左の1/2	23,870円/年	なし	26,050円/年		26,050円/年	左の1/2
新入学児童 生徒用品費	小学	19,900円/年	該当なし	19,900円/年	左と同額	19,900円/年	左の1/2	19,900円/年	左の1/2	19,900円/年	なし	19,900円/年		19,900円/年	左の1/2
	中学	22,900円/年	該当なし	22,900円/年	左と同額	22,900円/年	左の1/2	22,900円/年	左の1/2	22,900円/年	なし	22,900円/年		22,900円/年	左の1/2
学校給食費	小学	3,900円/月	該当なし	37,000円/年	22,800円/年	4,200円×11月	左の1/2	3,900円/月	左の1/2	43,200円/年	なし	46,800円/年		44,400円/年	左の1/2
	中学	4,200円/月	該当なし	43,000円/年	25,200円/年	4,500円×11月 中3は4,500円× 11月+3月の出校日数×225円	左の1/2	4,200円/月 中3のみ11ヶ月 (4～2月)	左の1/2	46,800円/年 第3学年42,900円	なし	50,400円/年		48,000円/年	左の1/2
クラブ活動費	小学	なし	該当なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし		なし	なし
	中学	なし	該当なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし		なし	なし
通学費	小学	該当があれば 遠距離(4km以上) に限り全額補助	該当なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし		なし	なし
	中学	遠距離に限り全額 補助	該当なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし		なし	なし
郊外活動費	小学	なし	該当なし	3,470円/年	755円/年	なし	なし	なし	なし	1,510円	なし	2,140円/年(実費支給)		なし	なし
	中学	なし	該当なし	5,840円/年	1,090円/年	なし	なし	なし	なし	1,500円	なし	2,480円/年(実費支給)		実費支給	左の1/2
宿泊学習費	小学	実費(5年生 5,000円以下)	該当なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	2,000円	なし	なし		なし	なし
	中学	実費(1年生 5,000円以下)	該当なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし		なし	なし
修学旅行費	小学	実費支給(14年度 18,000円)	該当なし	30,000円/年	左と同額	実費支給 (要保護者含む)	10,300円	実費支給	左の1/2	実費支給	なし	実費支給 (要保護者含む)	なし	実費支給 (要保護者含む)	左の1/2
	中学	実費支給	該当なし	70,000円/年	左と同額	実費支給 (要保護者含む)	27,950円	実費支給	左の1/2	実費支給	なし	実費支給 (要保護者含む)	なし	実費支給 (要保護者含む)	左の1/2
医療費	小学	歯科のみ医療券に基づき 直接歯科医へ支払っている				保険を使った自己 負担分・中学も同じ		実費支給		実費支給	なし	実費支給(要保護者含む)	なし	医療券に基づき	なし
	中学							実費支給		実費支給	なし	実費支給(要保護者含む)	なし	医療機関へ直接支払	なし
備考		医療費以外は全て 口座振込み						医療費 ・医療機関へ振込 その他 ・学校長を通じて 現金支給				支給方法 学校長に委任して 支払う		支給方法 学校長に委任して 支払う	

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第46-3号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	46.学校教育事業	中項目	3.教育の推進
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
教育相談事業								<p>【 専門部会案・幹事会案 】</p> <p>教育相談事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、教育相談の重要性を考え、新市において調整する。</p>
名称	主任児童委員で対応 スクールカウンセラー	教育相談員	心の教室相談員	教育相談員	教育相談員 心の教室相談員	教育相談員	心の教室相談員	
相談事業の内容	主任児童委員 教育に関するよろず相談  スクールカウンセラー (三重中学に、火、金 半日勤務) (県費支給)	教育相談員 教育に関する指導・助言を行 い、学校・家庭の連携役を果 たす	心の教室相談員 生徒の悩み相談・話し相手  悩みを抱えた生徒の保護者 への助言	教育相談員 教育に関する指導・助言を行 い、学校・家庭の連携役を果 たす	教育相談員 教育に関する指導・助言を行 い、学校・家庭の連携役を果 たす。  心の教室相談員 生徒が悩み等を気軽に話せ ストレスを和らげ、心のゆと りをもてるような環境を提供 すること。 悩みを抱えた生徒の保護者 との面談によって、助言を行 う。	教育相談員 教育に関する指導・助言を行 い、学校・家庭の連携役を果 たす 不登校・いじめ・非行や怠学 に関すること	心の教室相談員 1.生徒が悩み等を気軽に 話せ、ストレスを和らげ、 心のゆとりをもてるような 環境を提供すること。 2.悩みを抱えた生徒の保 護者との面談によって助言 を行う。	
人数	主任児童委員 3名 (女性・主任児童委員)  スクールカウンセラー 1名	教育相談員 1名 (男性・教員経験者)	心の教室相談員 1名 (女性・教員経験者)	教育相談員 1名 (女性・教員経験者)	教育相談員 1名 (女性)  心の教室相談員 1名 (男性・教員経験者)	教育相談員 1名 (男性・教員経験者)	心の教室相談員 1名 (女性・教員経験者)	
実施日等	主任児童委員 いつでも、まず電話で相談  スクールカウンセラー 火・金	教育相談員 特に定めていない	心の教室相談員 水・金曜日の午後	教育相談員 月1回小中訪問 毎日、電話での相談に応 じる体制を整えている	教育相談員 自宅待機 要請に応じて各学校へ出向  心の教室相談員 水・金曜日 8時10分～12時30分	教育相談員 月曜日から金曜日の毎日 午前8時30分から午後5時 (電話により来所の日時を予 約する)	心の教室相談員 毎週火・木 13時から16時	
場所	主任児童委員 まず、相談員の自宅に電話  スクールカウンセラー 三重中学 (スクールカウンセラー事業 への対応により心の教室相談 員は該当しなくなった)	教育相談員 相談員への電話	心の教室相談員 中学校	教育相談員 各学校及び自宅	教育相談員 自宅 要請により学校へ出向  心の教室相談員 中学校の相談室	教育相談員 役場2階委員会室	心の教室相談員 中学校教育相談室	

## 協議事項に係る参考資料

協定項目 第46-3号

大野郡5町2村合併協議会

### 【参考】

大分県「心の教室相談員」活用調査研究委託実施要項

#### 1 趣旨

生徒指導の現状としては、いじめや校内暴力の問題等依然として憂慮すべき状況が続いている。このような問題行動の要因の一つとして、生徒たちが悩みや不安、ストレス等を抱えていることが挙げられる。

このため、生徒が悩み等を気軽に話せ、ストレスを和らげることのできる第三者的な存在となり得る人を生徒の身近に配置し、生徒が心のゆとりを持てるような環境を提供することが必要であることから、中学校に「心の教室相談員」を配置し、その活用と効果に関する調査研究を実施する。

#### 2 調査研究の委託

大分県は、各市町村に対して、調査研究を委託する。

#### 3 委託期間

原則として1か年度とする。

#### 4 調査研究の実施

##### (1) 研究調査校の選定

委託を受けた市町村は、地域の実情等に応じて調査研究校を選定する。

##### (2) 「心の教室相談員」の選考

委託を受けた市町村は、教職経験者や青少年団体指導者など地域の人材の中から、本調査研究の趣旨を理解し、積極的に取り組む意欲のある人を「心の教室相談員」として選考する。

「心の教室相談員」として選考しようとする者に対しては、本調査研究の趣旨、職務の内容等について説明し、理解を得ることにより、本事業の円滑な実施を確保するものとする。

##### (3) 「心の教室相談員」の勤務条件

「心の教室相談員」の勤務条件は、概ね週3回、1回当たり半日程度を基本としつつも、地域の実情に応じた実情に応じた勤務形態とする。

##### (4) 「心の教室相談員」の職務

「心の教室相談員」は、校長の指揮監督の下に、概ね以下の職務を行う。

生徒の悩み相談・話し相手

地域と学校の連携の支援

その他学校の教育活動の支援

##### (5) 調査研究の内容

調査研究校においては、各校の実情等に応じて、「心の教室相談員」の効果等に係る実践的な調査研究を行う。

#### 5 委託手続

(1) 調査研究の委託を受けようとするときは、調査研究実施計画書(別紙1)を大分県に提出する。

(2) 大分県は、上記計画書の内容が適切であると認めた場合に調査研究を委託する。

#### 6 委託経費

大分県は、市町村に対して、予算の範囲内で、調査研究に要する経費を委託費として支出する。

大分県教育関係平成15年度事業の概要(抜粋)

主要施策

青少年の健全育成

主要施策

いじめ、不登校対策事業

いじめや不登校等の諸問題の解決のため、学校、地域における教育相談機能を充実・強化するとともに、不登校児道生徒に対してより一層きめ細かな支援を行うため、学校、家庭、関係機関が連携した地域ぐるみのサポートシステムを整備する。

##### 1. いじめ・不登校対策相談室の設置

・各教育事務所 計6人

##### 2. スクールカウンセラーの配置

・平成15年度配置予定 小学校7校、中学校62校、高等学校16校

##### 3. スクールカウンセラー連絡協議会等の開催

・スクールカウンセラー連絡協議会 年5回

・地区別合同教育相談連絡会 各教育事務所 年2回

##### 4. 心の教室相談員の配置

・平成15年度配置予定 57校

(3学級以上の中学校、スクールカウンセラー配置校を除く)

### 【先進事例】

伊野町・吾北村・本川村合併協議会(平成16年10月1日 合併予定)

教育相談事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併時統合する。

心の教室相談員事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

スクールカウンセラー事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

西彼中部3町村合併協議会(平成17年1月1日 合併予定)

学校教育相談員・心の教室相談員は、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。

北蒲原郡南郷合併協議会(平成16年3月31日 合併予定)

新市において引き続き実施する。

県央地区1市4町合併協議会(平成17年3月1日 合併予定)

教育相談の体制については、新市において調整する。

安来市・広瀬町・伯太町合併協議会(平成16年10月1日 合併予定)

心の教室相談、スクールカウンセラーについては、新市において調整する。

教育相談員については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後拡充を図る。

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第46-3号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	46.学校教育事業	中項目	3.教育の推進
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
国際交流関係補助								
事業名	人材育成事業	国際交流事業 (総務企画課担当)	人材育成中学生国際交流事業 (総務課担当)	日中友好作品交流事業	なし	千歳村オーストラリア少年少女国際交流事業	なし	<p>【 専門部会案・幹事会案 】</p> <p>児童生徒の国際交流については実施し、内容については新市において調整する。</p>
事業内容	教育の多様化、高度化、国際化に対応するために派遣する  《 中学 》 派遣先 オーストラリア 期間 11日間(夏休み中)  《 三重農校 》 派遣先 マレーシア(植林) 期間 夏休み中	ホームステイ交流を通じて、お互いの文化を学びあう。国際交流の重要性を認識してもらう  派遣先 韓国 費用の一部助成 45,000円/人(中学) 3泊4日 30,000円/人(一般) 3泊4日	海外青少年との交流や現地文化に接すること。現地の言葉で会話をし、語学研修を行うこと等を通じて将来を担う若者達と国際的な人材に育成支援すること。  派遣先 アメリカ・カリフォルニア州 期間 夏休み中 8日間	作品展等を通じ、海外の文化を学び、国際的な見聞を高める  派遣先 上海		中学3年生の希望者を派遣して、環境や文化の違いなどを体験する  派遣先 オーストラリア 期間 夏休み中 9泊10日		
実績	中学生 18名 補助額 2,640,000円 三重農校 60,000円	中学生 22名 補助額 803,000円 一般 なし	中学3年生 6名 補助額 1人 10万円	本年度は中止		中学生 11名 補助額 1,578,500円 引率者 286,500円 (村職員 1名)		

# 協 議 事 項 に 係 る 参 考 資 料

協定項目 第46-3号

大野郡5町2村合併協議会

## 語学指導等を行う外国青年招致事業

### (事業趣旨)

地方公共団体が総務省、外務省、文部科学省、および財団法人国際化協会の協力の下に実施しています。  
この事業は、外国語教育の充実と地域レベルの国際交流の推進を図ることを通し、わが国と諸外国との相互理解の増進とわが国の地域の国際化の推進に資することを目的としています。

### (事業主体)

事業主体は、地方公共団体ですが、要望があれば私立学校にもあわせん配置をします。  
現在、すべての都道府県・政令指定都市を含む地方公共団体等が参加者を受け入れています。事業主体ごとの参加者の具体的な配置とその活用については、知事又は市町村長等が自主的に定める配置計画によっていきます。

### (参加者の職務内容)

参加者の職種は、国際交流員、スポーツ国際交流員、外国語指導助手の3種類があります。

#### 国際交流員 (C I R)

国際交流員は、地方公共団体の国際交流担当部局等で主に国際交流活動に従事します。  
職務内容としては、契約団体の国際交流関係事務の補助(外国語刊行物等の編集・翻訳・監修、国際交流事業の企画・立案及び実施にあたっての協力・助言、外国からの訪問客の接遇、イベント等の際の通訳等)  
契約団体の職員、地域住民に対する語学指導への協力 地域の民間国際交流団体の事業活動に対する助言、参画 地域住民の異文化理解のための交流活動への協力等があります。

#### スポーツ国際交流員 (S E A)

スポーツ国際交流員は、スポーツを通じた国際交流活動に従事します。  
職務内容としては、契約団体のスポーツ指導事務の補助(スポーツ事業の企画・立案及び実施にあたっての協力、助言等) 地域における優秀な選手等に対するスポーツ指導への協力 契約団体の職員、地域住民に対するスポーツ指導への協力 地域の民間国際交流団体のスポーツ事業活動に対する助言、参画等があります。

#### 外国語指導助手 (A L T)

外国語指導助手は、教育委員会や学校で、外国語担当指導主事又は国語担当教員等の助手として職務に従事します。  
職務内容としては、中・高等学校における日本人教師の外国語授業の補助 小学校における国際理解教育 外国語教材作成の補助 日本人外国語担当教員等に対する現職研修の補助 外国語関連のクラブ等活動への協力 外国語担当指導主事や外国語担当教員等に対する語学に関する情報の提供(言葉の使い方、発音の仕方等) 外国語スピーチコンテストへの協力 地域における国際交流活動への協力等があります。

### (参加者の待遇)

地方公共団体に雇用された参加者は特別職の地方公務員であり、その報酬、赴任、帰国時の旅費等は、当該地方公共団体の負担によって支給されます。契約期間は、原則として1年とします。また、契約団体と参加者との合意がなされた場合に限り、再度1年間の契約を行うことができます。この場合、再契約の回数は最高2回までとします。  
ただし、平成14年度から、小学校の国際理解教育で活動する「小学校専属外国語指導助手」と取りまとめ団体でのPA業務(カウンセリング担当)に専任として従事する「専任PA」の職務において、再契約回数の延長が認められます。

報 酬 1人当たり税引後 年間360万円程度を支給

旅 費 赴任及び帰国時の旅費を支給

勤務時間 1週35時間 週休2日制(土、日)を標準とする

契約期間 1年間(来日の翌日より1年間とする) 原則として再契約は2回までとする

保 険 健康保険・厚生年金保険・労働保険・J E T 傷害保険

## (平成15年度参加者の招致現況)

(平成15年7月1日現在)

	国 際 交 流 員	ス ポー ツ 国 際 交 流 員	外 国 語 指 導 助 手	合 計
全 国	548人	29人	5,649人	6,226人
大分県	26人	0人	92人	118人

	国 際 交 流 員		ス ポー ツ 国 際 交 流 員		外 国 語 指 導 助 手		合 計	
	契約団体数	人 数	契約団体数	人 数	契約団体数	人 数	契約団体数	人 数
都道府県	45	208	8	25	47	2,323	100	2,556
政令指定都市	12	34	1	1	13	353	26	388
特別区	0	0	0	0	0	0	0	0
市	118	145	2	2	465	1,221	585	1,368
町	135	136	1	1	1,309	1,429	1,445	1,566
村	25	25	0	0	278	279	303	304
一部事務組合	0	0	0	0	13	24	13	24
その他	0	0	0	0	19	20	19	20
合 計	335	548	12	29	2,144	5,649	2,491	6,226

## 【先進事例】

日置合併協議会(平成16年10月 合併予定)  
ALT派遣事業については、現状のまま新市へ引き継ぐ。

西彼中部3町合併協議会(平成17年1月1日 合併予定)  
外国語指導助手は、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。

八幡浜市・保内町合併協議会(平成16年12月31日 目標期日)  
中学生海外派遣事業については、継続する。ただし、内容については、新市において調整する。

南宇和合併協議会(平成16年10月1日 合併予定)  
英語指導助手については、原則として現行のまま引き継ぐものとする。

伊野町・吾北村・本川村合併協議会(平成16年10月1日 合併予定)  
国際理解教育事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、派遣、交流事業は合併後調整し、受入事業は合併後検討する。  
ALT派遣事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

宮古地区市町村合併協議会(平成17年1月1日 合併予定)  
英語指導助手事業については、新市においても実施する。  
人材育成事業(海外ホームステイ等)については、新市においても実施する。

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第46-3号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	46.学校教育事業	中項目	3.教育の推進
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
補助事業								<p>【 専門部会案 ・ 幹事会案 】</p> <p>各町村の補助事業等は、新市の教育方針を基本に次のように取扱うものとする。</p> <p>5町2村又は複数町村で同一又は同種の補助事業等は合併までに調整する。</p> <p>5町2村で独自の補助事業等は原則として廃止し、必要なものについては、新市において調整する。</p>
のびのび通学合宿事業	町内の小学生が親元を離れ、共同生活をするにより基本的な生活習慣をつけ、心豊かにたくましく生きることの出来る資質を育成 各学校毎に現地実行委員会が実施 6泊7日 三重町農村環境改善センター	なし	なし	6年生を対象に公民館で共同体験させることにより「自ら考える力」「生きる力」を育成する。 7泊8日	小学校4年から6年を対象に、親元を離れ宿泊体験・共同生活を営み、集団生活を体験する。	小学校4年から6年を対象に、親元を離れ宿泊体験・共同生活を営み、集団生活を体験する。	(合宿訓練補助) 1年生の教育キャンプの経費 1泊2日	
児童・生徒郊外活動	児童・生徒の郊外活動	なし	小学生社会見学等郊外活動補助	スポーツ及び文化部門において、他校の児童・生徒と交流することで教育的効果を狙う。	大野町連合小学5年生宿泊合宿	小学5年、中学1年の郊外活動の参加費を補助。中学3年の郊外活動の折り、補助。	なし	
総合学習費補助	なし	総合学習活動推進費として、総合学習に必要な経費を補助する。	総合学習補助金 各校計画を提出	児童・生徒が従来の授業だけでなくテーマを広く求め、自ら考える力を養う。	町内の学校に対する総合学習に対して補助	小・中学校にそれぞれ総合学習を推進するための経費を補助。	総合学習推進のため、経費の補助	
教職員研修補助	なし	なし	教職員研修補助	なし	なし	教職員の各種研修会等参加費を補助する。	なし	
進路・就職指導補助	なし	(進路指導補助) 中学3年生の進路指導に関する経費の補助。	なし	なし	(進路指導補助) 高校入試に係る旅費 郡内 800円 郡外 1,000円	(進路指導補助) 中学3年生の進路指導に関する経費の補助	(進路指導補助) 高校入試等進学を控えた3年生の学力を診断するための経費補助  (就職指導補助) 就職する生徒が、壮行会等に出席するのための旅費補助 補助基準=会場までの交通費	
一校一研究費補助	なし	なし	なし	なし	なし	なし	特色ある学校の研究のための補助 長谷小 (子供神楽) 犬飼小 (棒術) 犬飼中 (カヌー)	
修学旅行引率補助	修学旅行に引率する教諭等に旅費を補助する。	修学旅行に引率する教諭等に旅費を補助する。 (県費旅費の不足分を全額補助... 小学校・中学校定額)	修学旅行に引率する教職員の旅費	小学校・中学校ともに、県費を差し引いた分を全額補助している。	修学旅行に引率する教職員の旅費	修学旅行の引率者に補助する。 (県費との差額分を補助。)	修学旅行引率者への旅費 (県費との差額分を補助。)	
果汁推進補助	なし	なし	なし	なし	なし	なし	県内の特産品「うんしゅうみかん」消費拡大と、夏期におけるビタミンC補給。	

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第46-3号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	46.学校教育事業	中項目	3.教育の推進
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
補助事業								
牛乳推進補助	なし	なし	学乳消費量の維持・拡大を図る。成長期における児童・生徒のカルシウム補給のため。	なし	なし	学乳消費量の維持・拡大を図る。成長期における児童・生徒のカルシウム補給のため。	学乳消費量の維持・拡大を図る。成長期における児童・生徒のカルシウム補給のため。	
各種大会出場補助	中学校生徒が、県大会等出場する際の補助金	中学の郡駅伝大会、各部の練習試合、県大会等に出場するための旅費、用具代等を補助	中体連、県体、九州大会等に出場する選手に旅費、宿泊費、参加費等を補助（県体ユニフォーム補助）	中体連、県大会等出場する選手に対する補助	県大会等に出場する選手に対する諸経費を補助	中学校生徒の各種大会への出場経費を補助（交通費・宿泊・諸経費）	中学校総合体育大会に出場する選手・引率者の交通費補助（郡・県・九州等）補助基準＝会場までの交通費・宿泊費・大会指定用具等	
キャンプ引率費	なし	（井崎キャンプ場施設使用料）学校行事とし手使用する場合に使用料を地教委が負担。平成14年度は無料となった	中学1年生尾平旅行村宿泊料補助（引率補助でなく、宿泊料）	町マイクロバスを使用	校外活動補助金で対応	なし	なし	
各種行事引率	なし	なし	なし	なし	他の補助事業で対応	中学校の生徒が各種行事へ参加する際、引率者の補助する。	生徒代表者会等に参加する生徒・引率者の交通費補助	
九州ブロックPTA研究大会参加	町PTA研修補助として町PTA連合会へ	なし	なし	なし	参加の必要がある場合補助	なし	参加の必要がある場合補助	
学校文化行事出場	なし	郡音楽祭に出場するための旅費等を補助	大野郡文化祭行事（音楽祭）	中学校のみ	なし	大野郡音楽祭・弁論大会に参加する生徒の交通費補助	大野郡音楽祭・弁論大会に参加する生徒の交通費補助	
町連合音楽祭	町教育振興会が実施している、音楽鑑賞、観劇の費用を教育委員会の委託費で支出	なし	なし	なし	ミニコンサートや校内記録会等開催	なし	なし	
生徒代表者会	なし	生徒代表者会に出席するための旅費等を補助	該当があった場合対応（バス送迎若しくは交通費補助）	なし	該当があったときに対応	中学校の生徒が郡の生徒代表者会へ参加する参加費等の補助	なし	
コンピューター指導員	指導者 2名（嘱託職員） 月額 170,000円 小学校でのコンピューターに関する指導	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
町村単独教員（小学校）	特殊学級対応に伴うもの 平成15年度 2名 4,692千円 英語教師 低学年からの国際理解教育	複式学級解消に伴うもの 平成15年度 4名 10,477千円 平成16年度から1校に統合予定	複式学級解消に伴うもの 平成15年度 3名 6,300千円	なし	複式学級解消に伴うもの 平成15年度 3名 7,779千円 平成17年度統合予定、ただし、西部小のみ単独のため2名必要	なし	複式学級解消に伴うもの 平成15年度 2名 5,170千円	

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第46-3号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	46.学校教育事業	中項目	3.教育の推進
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
補助事業								
児童生徒表彰	なし	なし	なし	子ほめ事業	なし	なし	なし	
同和教育推進	なし	なし	なし	なし	人権教育啓発劇の発表 劇に係る消耗品代等 西部・中部小の消耗品代の補助	なし	なし	
各部練習試合	なし	なし	各部練習試合補助(中学) (中体連行事をのぞく) (三重町までのJR運賃 年5回分) (参加料・登録料)	町マイクロバスを使用	必要があれば対応したい	なし	なし	
大野郡人権・同和教育研究大会	郡で持ち回り	郡で持ち回り	郡で持ち回り	郡で持ち回り	郡で持ち回り	郡で持ち回り	郡で持ち回り	
児童派遣費	なし	なし	なし	なし	各学校ごとに社会見学 (三重町・大分市)運賃分を支給	なし	なし	
進路指導研究大会	なし	なし	なし	なし	なし	なし	進路指導研究大会に参加する際の補助	
学校林管理	なし	なし	学校林管理補助(上緒方小)	なし	なし	なし	なし	